

# ○ 道 路 交 通 法 施 行 細 則

北海道公安委員会規則第11号

昭 和 4 7 年 1 1 月 2 0 日

改正 昭和48年4月1日公安委員会規則第6号、12月1日第9号、50年5月24日第2号、51年11月17日第10号、53年5月24日第3号、11月30日第8号、54年11月12日第5号、57年4月8日第4号、12月23日第7号、59年1月5日第2号、60年12月26日第10号、61年4月1日第3号、62年6月25日第3号、63年3月24日第1号、7月28日第4号、平成元年4月10日第3号、5月1日第4号、6月29日第5号、9月11日第7号、12月7日第9号、12月14日第10号、2年8月1日第3号、3年4月12日第3号、5年1月29日第1号、6年5月10日第4号、9月30日第10号、12月22日第13号、7年4月7日第3号、10月30日第7号、8年8月28日第5号、9年10月13日第5号、10年3月20日第2号、6月19日第7号、9月11日第8号、9月29日第9号、11月24日第12号、12年3月24日第4号、13年3月30日第6号、6月29日第12号、11月2日第18号、14年5月31日第3号、15年3月14日第1号、16年3月19日第2号、9月28日第10号、11月5日第12号、17年3月31日第4号、7月1日第8号、18年3月31日第7号、5月26日第10号、11月17日第13号、19年3月16日第4号、5月29日第6号、8月17日第14号、8月31日第15号、10月19日第18号、12月28日第23号、20年3月21日第3号、21年2月27日第1号、3月27日第3号、5月29日第8号、6月19日第10号、11月10日第14号、12月8日第17号、22年3月5日第1号、3月12日第2号、3月26日第3号、23年3月29日第5号、11月25日第9号、24年4月3日第4号、4月6日第6号、7月6日第7号、10月26日第10号、25年3月22日第4号、8月30日第9号、26年3月25日第3号、27年3月10日第3号、3月31日第6号、7月10日第9号、10月30日第10号、28年3月8日第1号、3月18日第2号、3月29日第3号、29年3月10日第1号、6月30日第10号、10月6日第12号、30年3月30日第4号、11月20日第6号、31年3月8日第2号、3月26日第6号、令和元年7月23日第7号、9月27日第10号、11月8日第13号、12月20日第16号、令和2年3月24日第6号、6月19日第7号、令和3年3月30日第5号、5月14日第7号、8月31日第10号、令和4年3月29日第6号、5月13日第9号、7月8日第10号、11月1日第12号、12月27日第13号、令和5年3月22日第3号、6月30日第9号、令和6年10月29日第6号

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 交通規制（第3条－第7条）

第2章の2 遠隔操作型小型車（第7条の2－第7条の4）

第3章 緊急自動車等の届出及び指定（第8条・第8条の2）

第4章 車両の交通方法（第9条－第11条）

第5章 運転者の遵守事項（第12条）

第6章 安全運転管理者等（第13条－第18条）

第6章の2 車両の使用制限等（第18条の2－第18条の4）

第6章の3 特定自動運行（第18条の5－第18条の7）

第7章 道路の使用等（第19条－第20条の7）

第8章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許（第21条－第24条の4）

第9章 講習等（第25条）

第10章 雑則（第26条－第32条）

附則

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）並びにこれらの法令に基づく国家公安委員会規則の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（公安委員会に対する申請等）

第2条 法、令、施行規則及びこれらの法令に基づく国家公安委員会規則並びにこの規則の規定により北海道公安委員会（以下「道公安委員会」という。）又は方面公安委員会（以下「公安委員会」と総称する。）に対する申請及び届出は、別表1に掲げる区分に従い当該警察署等を経由しなければならない。

## 第2章 交通規制

（交通の規制の効力）

第3条 法第4条第1項前段に規定する交通の規制の効力は、信号機にあってはその作動を開始したときに、道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）にあってはこれを設置したときに、発生するものとする。

2 前項の交通の規制の効力は、信号機にあってはその作動を停止し、又は撤去したときに、道路標識等にあってはこれを撤去したときに、消滅するものとする。

3 道路工事その他やむを得ない理由のため、一時的に交通の規制の効力を停止する場合は、道路標識等を撤去し、又は被覆して行うものとする。

（交通規制の対象から除く車両）

第3条の2 法第4条第2項の規定により交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 道路標識等による規制（高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。第2号において同じ。）にあっては100キロメートル毎時、その他の道路にあっては60キロメートル毎時を超える最高速度の規制、軌道敷内通行可の規制、駐車可の規制及び停車可の規制を除く。）の対象から除く車両

ア 警衛要則（昭和54年国家公安委員会規則第1号）による自動車お列内の自動車

イ 警護要則（令和4年国家公安委員会規則第15号）による自動車警護列内の自動車

(2) 最高速度の規制の対象から除く車両

ア 緊急自動車（高速自動車国道の本線車道にあっては、100キロメートル毎時を超える最高速度の場合を除く。）

イ 専ら交通の取締りに従事する自動車（高速自動車国道の本線車道にあっては100キロメートル毎時、その他の道路にあっては60キロメートル毎時を超える最高速度の規制を除く。）

(3) 車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1規制標識の表に規定するものをいう。）のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型乗用自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「車両（組合わせ）通行止め」、「普通自転車等及び歩行者等専用」及び「歩行者等専用」の対象から除く車両

ア 急病人の救護、防災等緊急かつやむを得ない理由により使用中の車両

イ 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、警備活動その他の警察活動のため使用中の車両並びに当該活動のため使用中の車両に誘導されている車両

ウ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車（第5号において「選挙運動用自動車等」という。）で、当該目的のため使用中のもの。ただし、別表2に掲げる道路の区間を除く。

エ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき、塵芥車又は糞尿車の登録を受けたもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物の収集のため使用中の車両

オ 道路維持作業用自動車で、当該用務のため使用中の車両

カ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した通行禁止除外指定車（別記様式第1号）の標章を掲出しているもの

(ア) 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する通常郵便物の集配又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電報の配達のため使用中の車両

(イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村が行う一般廃棄物（市町村長から委託を受けて行うものを含む。）の収集のため使用中の車両（エの車両を除く。）

(ウ) 道路若しくは道路の附属物、信号機、道路標識等の建設又は維持管理のため使用中の車両（オの車両を除く。）

(4) 停車及び駐車禁止の規制並びに駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両

ア 前号アの車両

イ 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り並びに警備活動のため使用中の車両並びに当該活動のため現に停止を求められている車両

ウ 緊急自動車で当該緊急用務のため使用中のもの

(5) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両は、次に掲げるとおりとする。ただし、時間制限駐車区間においては、駐車につき道路標識等により指定されている道路の部分及び方法によること。

ア 選挙運動用自動車等で、当該目的のため使用中のもの

イ 第3号エの車両

ウ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車（別記様式第2号）の標章を掲出しているもの

(ア) 道路若しくは道路の附属物、信号機、パーキング・チケット発給設備、道路標識等の建設又は維持管理のため使用中の車両

(イ) 電気、ガス、水道、電気通信及び鉄道の故障等による緊急修復のため使用中の車両

(ロ) 医師法（昭和23年法律第201号）に基づき医業を行う医師による緊急往診のため使用中の車両

(ハ) 報道機関の緊急取材のため使用中の車両

(ニ) 法第51条の4に規定する放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両

(ホ) 第3号カ(ア)の車両

(ヘ) 第3号カ(イ)の車両

(ヘ) 裁判所法（昭和22年法律第59号）に規定する執行官が民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく強制執行等を迅速に行うため使用中の車両

(ト) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づき、北海道知事が指定した捕獲人等が行う犬の捕獲のため使用中の車両

(チ) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）に基づき、社会復帰調整官が行う緊急用務のため使用中の車両

(リ) 道路運送車両法に基づき、患者輸送車又は車いす移動車の登録を受け、現に歩行が困難な者の輸送のために使用中の車両

エ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付した駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車（別記様式第2号の2）の標章又は他の都府県公安委員会が交付する同種の標章のうち、次に掲げるもののいずれかに該当する標章を掲出しているもの

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者であって、別表3の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

(イ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、別表3の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有するもの

(ウ) 療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）第3・1(1)に定める重度の障害を有するもの

(エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害の程度を有するもの

(オ) 小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について（平成6年12月1日児発1033号）に基づく小児慢性特定疾患児手帳（色素性乾皮症患者に限る。）の交付を受けている者（日の出から日没までの時間に車両を使用する場合に限る。）

(カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、身体障害者等で歩行が困難なことにより社会生活が制限されると公安委員会が認めるもの

2 前項第3号カ並びに第5号ウ及びエの標章の交付を受けようとする者は、前項第3号カ及び第5号ウの標章にあつては通行・駐車禁止等除外指定車標章交付申請書（別記様式第3号）により、前項第5号エの標章にあつては駐車禁止等除外指定車標章交付申請書（別記様式第3号の2）により公安委員会に申請しなければならない。

3 前項の通行・駐車禁止等除外指定車標章交付申請書及び駐車禁止等除外指定車標章交付申請書（第7項及び第8項において「標章交付申請書」という。）には、次の各号に掲げる標章の種別に応じ、当該各号に定める書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 第1項第3号カ又は第5号ウの標章

ア 当該車両に係る道路運送車両法第60条第1項に規定する自動車検査証若しくは同法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項に規定する軽自動車届出済証（以下「自動車検査証等」という。）の写し

イ 当該用務に使用する車両であることを疎明する書面

ウ 当該車両に係る用務を疎明する書面

(2) 第1項第5号エの標章 交付を受けようとする者が、第5号エに掲げるもののいずれかに該当することを疎明する書面

4 公安委員会は、第2項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る車両（第1項第5号エの標章を受けようとする者にあつては、当該標章の交付を受けようとする者）が第1項第3号カ又は第5号ウ若しくはエのいずれかに該当すると認めるときは、その有効期限を定めて標章を交付するものとする。

5 第1項第3号カ又は第5号ウ若しくはエに掲げる車両に係る標章（以下この条において「標章」という。）は、当該車両の前面ガラスの見やすい箇所（前面ガラスがない構造の車両にあつては外部から見やすい位置）に掲出しなければならない。この場合において、第5号ウ又はエに掲げる車両の運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態

で駐車するときは、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を標章とともに掲出しなければならない。

- 6 標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 現場において警察官の指示があった場合は、これに従うこと。
  - (2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外の目的に使用しないこと。
  - (3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。ただし、当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。
- 7 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、再交付の理由を明らかにし、標章交付申請書により、公安委員会に標章の再交付申請をすることができる。
- 8 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載内容に変更が生じたときは、速やかに標章交付申請書に必要事項を記載し、変更を疎明する資料を添付して公安委員会に申請しなければならない。
- 9 公安委員会は、標章の交付を受けた者が第6項各号のいずれかに違反したと認めたときは、当該標章の返納を命ずることができる。
- 10 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあっては、亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。
  - (1) 標章の有効期限が経過したとき。
  - (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
  - (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
  - (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

（警察署長に委任する交通規制）

第4条 法第5条第1項の規定により警察署長に行わせる交通規制は、令第3条の2第1項に規定するものとする。

（信号機の設置又は管理の委任）

第5条 法第5条第2項の規定により信号機の設置又は管理の委任を受けようとする者は、信号機設置・管理委任申請書（別記様式第4号）により公安委員会に申請するものとする。

- 2 公安委員会は、前項の規定により信号機の設置又は管理を委任するときは、信号機設置・管理委任書（別記様式第5号）を交付して行うものとする。

（警察官等の信号に用いる灯火）

第5条の2 令第5条第1項に規定する警察官等の灯火による信号に使用する灯火の色及び光度は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 色 赤色又は淡黄色
- (2) 光度 夜間50メートルの距離から確認できるもの

（警察署長の通行許可）

第6条 令第6条第3号の規定による通行を許可する事情は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日常生活に欠かすことができない新聞、牛乳その他の物品を配達するため、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの
- (2) 冠婚葬祭、引越しその他社会慣習上当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの
- (3) 業務上の必要により、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの

2 警察署長は、令第6条及び前項の規定により通行を許可したときは、道路交通法施行規則第5条に規定する通行禁止道路通行許可車証（施行規則別記様式第1の3。以下「通行許可証」という。）を交付するものとする。

3 第3条の2第5項前段、第6項（第3号ただし書きを除く。）及び第10項（第2号に限る。）の規定は、前項に規定する通行許可証の交付を受けた車両の運転者について準用する。この場合において、第3条の2第5項前段中「第1項第3号カ又は第5号ウ若しくはエに掲げる車両に係る標章（以下この条において「標章」という。）」とあり、並びに同条第6項及び第10項中「標章」とあるのは「通行許可証」と読み替えるものとする。

（警察署長の駐車許可）

第7条 法第45条第1項の規定による警察署長の駐車許可は、次の各号のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。

- (1) 当該申請に係る日時が、次のいずれにも該当するものであること。
  - ア 駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。イにおいて同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
  - イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- (2) 当該申請に係る場所が、次のいずれにも該当するものであること。
  - ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあっては法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。
  - イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
- (3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
  - ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
  - イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
  - ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。
- (4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。
  - ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
  - イ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

- 2 法第49条の5の規定による警察署長の駐車許可は、次の各号のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。
  - (1) 当該申請に係る日時が、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
  - (2) 当該申請に係る場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。
    - ア 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
    - イ 方法については、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。
  - (3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
    - ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
    - イ 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
    - ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。
  - (4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。
    - ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
    - イ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内
- 3 前2項の駐車許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（別記様式第7号）を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。
- 4 前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。
  - (1) 当該用務に係る車両の自動車検査証等の写し
  - (2) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの）
  - (3) 当該申請に係る用務を疎明する書面
  - (4) 当該車両の運転者の自動車運転免許証
- 5 警察署長は、第1項又は第2項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可の道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。
- 6 警察署長は、第1項又は第2項の規定による許可をした場合は、駐車許可証（別記様式第8号）を交付するものとする。
- 1 第3条の2第5項、第6項及び第10項（第2号に限る。）の規定は、前項に規定する駐車許可証の交付を受けた車両の運転者について準用する。この場合において、第3条の2第5項中「第1項第3号カ又は第5号ウ若しくはエに掲げる車両に係る標章（以下この条

において「標章」という。）」とあり、及び「標章」とあり、並びに同条第6項及び第10項中「標章」とあるのは「駐車許可証」と、同条第5項中「第5号ウ又はエに掲げる車両の」とあるのは「第7条第6項の規定により駐車許可証の交付を受けた」と読み替えるものとする。

## 第2章の2 遠隔操作型小型車

(届出番号等の通知)

第7条の2 法第15条の3第3項の規定による遠隔操作型小型車の通行の届出をした者に対する届出番号等の通知は、届出番号等通知書(別記様式第8号の2)により行うものとする。

(遠隔操作型小型車の使用者に対する報告等の要求)

第7条の3 法第15条の5第1項の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する報告又は資料の提出の要求は、遠隔操作型小型車に関する報告・資料提出要求書(別記様式第8号の3)により行うものとする。

(遠隔操作型小型車の使用者に対する指示)

第7条の4 法第15条の6の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する指示は、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書(別記様式第8号の4)により行うものとする。

## 第3章 緊急自動車等の届出及び指定

(緊急自動車等の届出)

第8条 令第13条第1項第1号及び第1号の2に規定する緊急自動車又は令第14条の2第1号に規定する道路維持作業用自動車の届出をしようとする者は、緊急自動車・道路維持作業用自動車届出書(別記様式第9号)に自動車検査証等の写しその他の当該届出事項を証することができる書類を添えて、公安委員会に届け出なければならない。

2 公安委員会は、前項の届出を受理したときは、緊急自動車届出確認書(別記様式第10号)又は道路維持作業用自動車届出確認書(別記様式第10号の2)(以下この条において「届出確認書」と総称する。)を交付するものとする。

3 緊急自動車又は道路維持作業用自動車の届出の確認を受けた者(以下この条において「届出確認を受けた者」という。)は、当該届出に係る自動車に届出確認書を備え付けておかななければならない。

4 届出確認を受けた者は、届出確認書の記載事項に変更が生じたときは、緊急自動車・道路維持作業用自動車届出確認書記載事項変更届(別記様式第11号)に届出確認書を添えて、速やかに公安委員会に届け出なければならない。

5 届出確認を受けた者は、届出確認書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、緊急自動車・道路維持作業用自動車届出確認書再交付申請書(別記様式第12号)により公安委員会に再交付を申請することができる。

6 届出確認を受けた者は、当該届出に係る自動車の用途を変更し、若しくは使用しなくなったとき、又は届出確認書の再交付を受けた後において、亡失した届出確認書を発見し、

若しくは回復したときは、速やかに当該届出確認書を公安委員会に返納しなければならない。

(緊急自動車等の指定)

第8条の2 令第13条第1項(第1号及び第1号の2を除く。)に規定する緊急自動車又は令第14条の2第2号に規定する道路維持作業用自動車の指定を受けようとする者は、緊急自動車・道路維持作業用自動車指定申請書(別記様式第12号の2)に自動車検査証等の写しその他の当該申請事項を証することのできる書類を添えて、公安委員会に申請しなければならない。

2 公安委員会は、前項の指定をしたときは、緊急自動車指定書(別記様式第12号の3)又は道路維持作業用自動車指定書(別記様式第12号の3の2)(以下この条において「指定書」と総称する。)を交付するものとする。

3 緊急自動車又は道路維持作業用自動車の指定を受けた者(以下この条において「指定を受けた者」という。)は、当該指定に係る自動車に指定書を備え付けておかなければならない。

4 指定を受けた者は、指定書の記載事項に変更を生じたときは、緊急自動車・道路維持作業用自動車指定書記載事項変更届(別記様式第12号の4)に指定書を添えて、速やかに公安委員会に届け出なければならない。

5 指定を受けた者は、指定書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、緊急自動車・道路維持作業用自動車指定書再交付申請書(別記様式第12号の5)により公安委員会に再交付を申請することができる。

6 指定を受けた者は、当該指定に係る自動車の用途を変更し、若しくは使用しなくなつたとき、又は指定書の再交付を受けた後において、亡失した指定書を発見し、若しくは回復したときは、速やかに当該指定書を公安委員会に返納しなければならない。

#### 第4章 車両の交通方法

#### 第9条 削除

(軽車両の燈火)

第9条の2 令第18条第1項第5号の規定により軽車両(そり及び牛馬を除く。以下同じ。)につけなければならない燈火は、次の各号に掲げるものとする。ただし、反射器材を備え付けている場合は、第2号に掲げる燈火をつけることを要しない。

(1) 白色又は淡黄色で、夜間、前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認できる光度を有する前照燈

(2) 橙色又は赤色で、夜間、後方100メートルの距離から点燈を確認できる光度を有する尾燈

2 前項ただし書の反射器材は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 軽車両に備え付けられた場合において、夜間、後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第32条第2項の基準に適合する前照燈を照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。

(2) 反射光の色は、橙色又は赤色であること。

(軽車両の乗車又は積載の制限)

第10条 法第57条第2項の規定により軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。

(1) 乗車人員

ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 16歳以上の運転者が、幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者1人を乗車させている場合

(イ) 16歳以上の運転者が、4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合

(ウ) 16歳以上の運転者が、幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。以下同じ。）の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者2人を乗車させている場合

(エ) 16歳以上の運転者が、幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者1人を乗車させ、かつ、4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合

(オ) タンデム自転車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させている場合

(カ) 他人の需要に応じ、有償で自転車を使用して旅客を運送する事業の業務に関し、当該業務に従事する者が、1人又は2人の者をその乗車装置に応じて乗車させている場合

イ 二輪又は三輪の自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超えて乗車させないこと。

(2) 積載重量

ア 積載装置を備える自転車にあつては30キログラムを、リヤカーを牽引する場合におけるその牽引されるリヤカーについては120キログラムを、それぞれ超えないこと。

イ 四輪の牛馬車にあつては5,000キログラムを、二輪の牛馬車にあつては3,500キログラムを、それぞれ超えないこと。

(3) 積載物の長さ、幅又は高さの制限

ア 長さ 自転車にあつてはその積載装置の長さに加えた長さ、牛馬車（馬そりを含む。以下同じ。）にあつてはその乗車装置又は積載装置の長さに加えた長さを、それぞれ超えないこと。

イ 幅 乗車装置又は積載装置の幅に0.3メートルを加えた幅を超えないこと。

ウ 高さ 2メートル（牛馬車にあっては、3メートル）からその積載をする場所の高さを減じた高さを超えないこと。

(4) 積載の方法

ア 前後 自転車にあってはその積載装置から0.3メートルを、自転車以外の軽車両にあってはその乗車装置又は積載装置から0.6メートルを、それぞれ超えてはみ出さないこと。

イ 左右 自転車にあってはその積載装置から、自転車以外の軽車両にあってはその乗車装置又は積載装置から0.15メートルを、それぞれ超えてはみ出さないこと。

（自動車の積載物の高さの制限）

第10条の2 令第22条第3号ハの公安委員会が定める自動車は、別表4に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。

（原動機付自転車及び軽車両の牽引制限）

第11条 法第60条の規定による原動機付自転車及び軽車両の牽引制限は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 原動機付自転車及び軽車両の運転者は、他の車両を1台に限り牽引することができる。

(2) 原動機付自転車の運転者は、牽引するための装置を有する原動機付自転車によつて、牽引されるための装置を有する車両を牽引する場合を除き、他の車両を牽引してはならない。

(3) 原動機付自転車の運転者は、故障その他やむを得ない理由のあるときは、前号の規定にかかわらず自動車又は一般原動機付自転車（以下「故障車」という。）を牽引することができる。この場合における牽引は、次に掲げる事項を守って行わなければならない。

ア 牽引する原動機付自転車と故障車相互を堅ろうなロープ、鎖等（以下「ロープ等」という。）によって確実につなぐこと。

イ その故障車に係る運転免許を受けた者又は国際運転免許証を所持する者を故障車に乗車させ、ハンドルその他の装置を操作させること。

ウ 牽引する原動機付自転車と故障車の間の距離は、5メートルを超えないこと。

エ 故障車を牽引しているロープ等の見やすい箇所に、0.3メートル平方以上の大きさの白色の布を付けること。

(4) 軽車両の運転者は、他の車両を牽引するときは、牽引する軽車両と牽引される車両相互を堅ろうなロープ等によって確実につなぐなければならない。

第5章 運転者の遵守事項

（運転者の遵守事項）

第12条 法第71条第6号の規定により車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 警音器を備えていない自転車を運転しないこと。

(2) 積雪し、又は凍結している道路において、自動車若しくは原動機付自転車を運転する

ときは、スノータイヤを全車輪に装着し、又はタイヤ・チェーンを取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。

- (3) 積雪し、又は凍結している道路以外の舗装道においては、車輪にスパイクタイヤ（道路を損耗するおそれのある金属ピンその他の物が突出した状態で接地部に固定されているタイヤをいう。）を装着して自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。ただし、11月1日から翌年4月9日までの間において自動車又は原動機付自転車を運転する場合又は次のいずれかに掲げる場合においては、この限りでない。

ア 物品の配達、通勤、通学その他の業務のため自動車又は原動機付自転車を運転する者が、当該業務のため頻繁に通行する道路が積雪し、若しくは凍結し、又は積雪し、若しくは凍結するおそれがある道路である期間において、当該業務に係る自動車又は原動機付自転車を運転するとき。

イ その通行の経路に係る道路に積雪し、若しくは凍結し、又は積雪し、若しくは凍結するおそれがある道路の部分がある場合に、積雪し、又は凍結している道路の部分以外の道路の部分（当該通行の経路に係る道路のうち、道路及び交通の状況、滑り止めの措置を講じるための場所の有無等の理由により当該積雪し、又は凍結している道路の部分以外の道路の部分において滑り止めの措置を講じた自動車又は原動機付自転車を運転することがやむを得ないと認められる道路の部分に限る。）において自動車又は原動機付自転車を運転するとき。

ウ 肢体不自由その他の身体上の障害のため第2号の規定による滑り止めの措置を講じることが困難な者が自動車又は原動機付自転車を運転するとき。

エ 爆発性又は可燃性を有する物件その他の危険物（交通事故等による衝撃等又は当該衝撃等による当該危険物を収容する容器包装の破壊により、当該危険物の作用を誘発し、道路における危険を生じさせるおそれのあるものに限る。）の運搬の用に供する自動車を危険物の運搬のために運転するとき。

オ 法第85条第3項に規定する重被牽引車を牽引して同条同項に規定する牽引自動車を運転するとき。

カ 法第39条第1項に規定する緊急自動車が当該緊急用務のため出動することとなる地域若しくは通行の経路に係る道路の一部が積雪し、若しくは凍結し、又は積雪し、若しくは凍結するおそれがある道路である期間において、同条同項の政令で定める自動車を運転するとき。

キ 令第14条の2第1号に規定する自動車のうち道路を除雪するため必要な特別の構造又は装置を有するものを道路の除雪の用に供するため運転するとき。

ク 道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する一般貨物自動車運送事業に従事する者が、当該事業に係る路線又は事業区域の道路の一部が積雪し、若しくは凍結し、又は積雪し、若しくは凍結するおそれがある道路である期間において、当該業務のため事業用自動車を運転するとき。

ケ 警察署長が法第51条第5項（法第75条の8第2項の規定により準用する場合を含む。）又は法第81条第2項の規定により移動する車両の移動の業務に従事する者が、当該業務のため出動する地域の道路の一部が積雪し、若しくは凍結し、又は積雪し、若しくは凍結するおそれがある道路である期間において、車両の移動を行うために必要な特別の構造又は装置を有する自動車で、その自動車を使用する者が公安委員会に届け出たものを運転するとき。

コ 郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第26条第2項第1号に規定する速達の集配業務又は電気通信事業法に規定する電報を配達する業務に従事する者が、当該業務を行う地域の道路の一部が積雪し、若しくは凍結し、又は積雪し、若しくは凍結するおそれがある道路である期間において、当該業務のために使用する大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車として公安委員会に届け出たものを運転するとき。

サ 前各号に掲げるもののほか、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の規定により緊急輸送を行うため出動することとなる地域若しくは通行の経路に係る道路の一部が積雪し、若しくは凍結し、又は積雪し、若しくは凍結するおそれがある道路である期間において、緊急輸送を行う自動車又は原動機付自転車を運転するとき、その他車輪にスパイクタイヤを装着して運転することにつき公益のため、又は緊急を要するためやむを得ない理由があると認められるとき。

- (4) げた、スリッパ等運転操作に支障を及ぼすおそれのある履物をはいて、自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。
- (5) 傘を差し、物を担ぎ、物を手に持つ等運転の視野を妨げ、若しくは安定を失うおそれのある方法で、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。
- (6) 高音でカーラジオ等を聴き、又はイヤホン若しくはヘッドホンを使用して音楽を聴くなど安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で、車両を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン又はヘッドホンを使用するときは、この限りでない。
- (7) 後写鏡の効用を妨げるように物を置き、又はカーテンの類を用いないこと。
- (8) 普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。）（以下この号においてこれらを「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。
- (9) 道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は

反射するための物を取り付け、又は付着させて、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車（原動機の大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。

- (10) 自動車を運転する場合において、法第85条第1項若しくは第2項又は第86条第1項若しくは第2項の規定により準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許を受けた者で法第91条の規定により当該免許に法第71条の6第1項又は第2項に規定する標識を付けるべきこととする条件を付されているものが補聴器を用いないで表示自動車（当該標識を付けた準中型自動車又は普通自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に法第26条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

#### 第6章 安全運転管理者等

（安全運転管理者等の選任、解任等の届出）

第13条 法第74条の3第5項に規定する安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任又は解任の届出は、安全運転管理者・副安全運転管理者に関する届出書（別記様式第13号。以下本条において「届出書」という。）により行わなければならない。

2 届出書の記載事項中、届出者の氏名、名称若しくは住所又は安全運転管理者等の氏名若しくは職務上の地位又は自動車の使用の本拠の名称若しくは位置に変更のあったときは、その変更の日から15日以内に前項の届出書により届け出なければならない。

3 第1項の届出書には、施行規則第9条の13第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 運転免許証又は住民票の写し

(2) 履歴書（別記様式第14号）

(3) 職務・運転経歴証明書（別記様式第15号）

(4) 自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号に規定する運転記録証明書

4 施行規則第9条の9の規定により公安委員会の行う教習を修了した者又は認定を受けた者の選任の届出は、前項に規定する添付書類のほか、第16条第2項に規定する安全運転管理者教習修了証書の写し又は第17条第2項に規定する安全運転管理者・副安全運転管理者資格認定書の写しを添付しなければならない。

（安全運転管理者証等の交付）

第14条 公安委員会は、前条第1項の選任の届出があった場合において、その者が施行規則第9条の9に規定する要件を備えているときは、安全運転管理者証（別記様式第16号）又

は副安全運転管理者証（別記様式第16号の2）を交付するものとする。

（解任等の命令）

第15条 法第74条の3第6項の規定により安全運転管理者等の解任を命ずるときは、解任命令書（別記様式第17号）により行うものとする。

2 法第74条の3第8項の規定により自動車の使用者に対して必要な措置をとるべきことを命ずるときは、是正措置命令書（別記様式第18号）により行うものとする。

（資格要件の教習）

第16条 施行規則第9条の9第1項第2号の規定により公安委員会の教習を受けようとする者は、安全運転管理者教習申出書（別記様式第19号）により申し出なければならない。

2 公安委員会は、前項の教習を修了した者に対し、安全運転管理者教習修了証書（別記様式第19号の2）を交付するものとする。

（資格の認定）

第17条 施行規則第9条の9の規定により公安委員会の認定を受けようとする者は、安全運転管理者・副安全運転管理者資格認定申請書（別記様式第20号）により申請しなければならない。

2 公安委員会は、前項の申請によりこれを認定したときは、安全運転管理者資格認定書（別記様式第20号の2）又は副安全運転管理者資格認定書（別記様式第20号の3）を交付するものとする。

（自動車の使用者等に対する報告又は資料の提出の要求）

第18条 法第75条の2の2第1項の規定により自動車の使用者又は安全運転管理者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書（別記様式第21号）を交付して行うものとする。

## 第6章の2 車両の使用制限等

（車両の使用者に対する指示）

第18条の2 法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による車両の使用者に対する指示は、指示書（別記様式第21号の2）を交付して行うものとする。

（使用制限書）

第18条の3 法第75条第9項（法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定により車両の使用者に交付する文書は、車両の使用制限書（別記様式第21号の3）とする。

（報告又は資料の提出要求）

第18条の4 法第75条の2の2第2項の規定により自動車の使用者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書を交付して行うものとする。

## 第6章の3 特定自動運行

（許可の条件の変更等）

第18条の5 法第75条の15第2項（法第75条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定により特定自動運行の許可の条件を変更し、又は新たに許可の条件を付するときは、特定自動運行実施者に対して条件変更等通知書（別記様式第21号の4）により通知するも

のとする。

(特定自動運行実施者に対する報告等の要求)

第18条の6 法第75条の25第1項の規定による特定自動運行実施者に対する報告又は資料の提出の要求は、特定自動運行に関する報告・資料提出要求書(別記様式第21号の5)により行うものとする。

(特定自動運行実施者に対する指示)

第18条の7 法第75条の26第1項の規定による特定自動運行実施者に対する指示は、特定自動運行に関する指示書(別記様式第21号の6)により行うものとする。

## 第7章 道路の使用等

(道路における禁止行為)

第19条 法第76条第4項第7号の規定による道路における禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 交通のひんぱんな道路において、乗馬又は自転車の運転の練習をすること。
- (2) みだりに交通の妨害となるように道路にどろ土、雪、ごみ、ガラス片その他これらに類する物をまき、又は捨てること。
- (3) 交通のひんぱんな道路において、たき火をすること。
- (4) 交通の妨害となるような方法で物件を道路に突き出すこと。
- (5) 凍結するおそれのあるときに、道路に水をまくこと。
- (6) 牛、馬、めん羊等の家畜を道路に放し、又は交通の妨害となるような方法でつないでおくこと。
- (7) 車両等の運転者の目をげん惑するような光をみだりに道路に投射すること。
- (8) 交通の危険又は妨害となるような方法で、進行中の車両からみだりに身体を出し、又は物件を出すこと。
- (9) 道路において、みだりに発煙筒、爆竹その他これらに類するものを使用すること。

(道路の使用の許可を必要とする行為)

第20条 法第77条第1項第4号の規定により警察署長の許可を受けなければならない行為は、次に掲げるもの(第4号、第6号及び第7号に掲げる行為にあつては、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。)とする。

- (1) 道路にみこし、だし、踊屋台等を出し、又はこれらを移動すること。
- (2) 道路において、ロケーション、撮影会、街頭録音会等を行うこと。
- (3) 道路において、祭礼行事、式典、競技会、パレード、集団行進その他これらに類する行為を行うこと。ただし、学生、生徒等の遠足、修学旅行等の隊列又は通常の冠婚葬祭等による行進は、この限りでない。
- (4) 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写、広告、宣伝等をし、又はラジオ、テレビジョン等の放送を行うこと。
- (5) 道路において、消防、避難、救護その他の訓練を行うこと。

- (6) 道路に宣伝物、印刷物その他の物を散布し、又はこれに類する行為をすること。
- (7) 広告又は宣伝のため車両等に著しく人目を引く装飾その他の装いをして通行すること。
- (8) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの  
実証実験又は自動車運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を  
走行させる実証実験をすること。

(道路使用許可申請書の添付書類)

第20条の2 施行規則第10条第3項に規定する公安委員会が必要と認めて定めた書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路使用の場所又は区間の付近の見取図
- (2) 工作物（軽易なものを除く。）を設けるものにあつては、その設計図及び仕様書

(道路使用許可の条件の変更等の通知)

第20条の3 警察署長は、法第77条第4項の規定により、許可の条件を変更し、又は新たな条件を付したときは、当該許可に係る許可証に変更した条件又は新たに付した条件を記載して通知するものとする。

(道路使用許可の取消し等の通知)

第20条の4 法第77条第5項の規定により許可を取り消し、又は許可の効力を停止したときは、道路使用許可の取消し・停止通知書（別記様式第22号）により通知するものとする。

第20条の5 削除

(違法工作物等に対する措置命令の手続)

第20条の6 法第81条第1項の規定による命令は、違法工作物等措置命令書（別記様式第22号の3）を交付して行うものとする。

(沿道の工作物等の危険防止のための措置命令の手続)

第20条の7 法第82条第1項の規定による命令は、沿道工作物等措置命令書（別記様式第22号の4）を交付して行うものとする。

## 第8章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許

(緊急自動車の運転資格の審査)

第21条 令第32条の2、第32条の3の2又は第32条の5に規定する審査を受けようとする者は、緊急自動車運転資格審査申請書（別記様式第23号）を公安委員会に提出しなければならない。

(運転免許の保留の期間等の短縮の手続)

第21条の2 公安委員会は、法第90条第12項若しくは法第103条第10項又は法第107条の5第3項において準用する法第103条第10項の規定により、法第108条の2第1項第3号に掲げる講習を終了した者に対して、その者の運転免許の保留の期間若しくは効力の停止の期間又は自動車等の運転の禁止の期間を短縮したときは、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を交付するものとする。

- (1) 運転免許の保留 運転免許保留期間短縮通知書（別記様式第23号の2）
- (2) 運転免許の効力の停止 運転免許停止期間短縮通知書（別記様式第23号の2の2）

(3) 自動車等の運転の禁止 自動車等の運転禁止期間短縮通知書（別記様式第23号の2の3）

（条件解除審査の申請の手続）

第21条の3 法第91条の規定により自動車等を運転するについて免許に条件を付された者（運転することができる自動車等の種類を限定された者を除く。）で、その条件の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に、現に受けている免許に係る免許証を提示し、かつ、条件解除審査申請書（別記様式第23号の3）を提出しなければならない。

第21条の4 削除

（試験場所等）

第21条の5 運転免許試験は、第3項から第6項までに規定する場合を除き、次の表に掲げる公安委員会の管理する運転免許試験場において行う。

試験場の名称	試験場の位置
札幌運転免許試験場	札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号
函館運転免許試験場	函館市石川町149番地の23
旭川運転免許試験場	旭川市近文町17丁目2699番地の5
釧路運転免許試験場	釧路市大楽毛北1丁目15番8号
帯広運転免許試験場	帯広市西19条北2丁目1番2
北見運転免許試験場	北見市大正141番地1

- 2 前項の運転免許試験場においては、すべての種類の運転免許に係る運転免許試験を行う。
- 3 施行規則第22条第1項の規定により公安委員会の指定する道路は、法第2条第1項第1号に規定する道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）とする。
- 4 大型特殊免許、普通二輪免許及び牽引免許に係る適性試験、学科試験及び技能試験並びに法第97条の2第1項第1号に該当する書面又は同項第2号に該当する卒業証明書を有する者について行う学科試験は、必要により出張して行うことができる。
- 5 小型特殊免許及び原付免許に係る運転免許試験は、公安委員会が指定する警察署その他の場所において行うことができる。
- 6 法第97条の2第1項又は第3項及び令第34条の5各号（第6号を除く。）の規定により学科試験及び技能試験を免除される者に対する適性試験は、公安委員会が指定する警察署その他の場所において行うことができる。
- 7 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能試験は、毎年11月1日から翌年3月31日までの間においては、技能コースにおける積雪又は凍結に伴う危険を防止するため、行わないものとする。

（受験の日時及び場所の指定）

第21条の6 運転免許試験は、免許の申請をした者に対し、受験の日時及び場所を指定して行うものとする。

- 2 前項の指定は、受験の日時及び場所を記載した運転免許試験受験票（別記様式第24号）

を交付して行うものとする。

(試験車の指定)

第21条の7 公安委員会は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、技能試験に使用する自動車（以下この条において「試験車」という。）の管理を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして、あらかじめ指定する者（以下「指定試験車管理機関」という。）が管理する自動車について、施行規則第24条第7項の規定による試験車の指定を行うものとする。

2 前項による指定試験車管理機関の指定は、その管理する自動車について試験車の指定を受けようとする者の申出により行う。

3 施行規則第24条第7項の規定による試験車の指定は、指定試験車管理機関の申請により行う。

4 公安委員会は、試験車を指定したときは、試験車指定書（別記様式第25号）を交付するものとする。

5 指定試験車管理機関は、試験車を技能試験に使用する前に、試験車の管理に関する規程を定め、公安委員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

6 公安委員会は、指定した試験車の管理に関し改善が必要であると認められるときは、指定試験車管理機関に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを勧告するものとする。

7 公安委員会は、指定試験車管理機関が前項の規定による勧告に従わなかったときは、指定試験車管理機関の指定を解除し、又は試験車の指定を取り消すものとする。

8 公安委員会は、前項の規定により試験車の指定を取り消したときは、試験車指定取消通知書（別記様式第25号の2）により通知するものとする。

(技能試験官)

第21条の8 施行規則第24条第8項の規定による公安委員会の指定に関し必要な事項は、道公安委員会が別に定める。

(試験の順序等)

第21条の9 運転免許試験は、次の各号に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 適性試験
- (2) 学科試験
- (3) 技能試験

2 前項各号の試験は、一の試験に合格しなかった者に対しては、次の試験を行わないものとする。

(試験の結果の発表)

第21条の10 運転免許試験の結果の発表は、当該試験の日に、当該試験を行った試験場又は指定試験場所において行うものとする。

(合格決定の取消しの通知等)

第22条 法第97条の3第1項に規定する合格決定の取消し、又は同条第3項に規定する受験

をさせないことの通知をするときは、合格決定取消し、受験停止処分通知書（別記様式第27号）により行うものとする。

（再試験）

第22条の2 第21条の5から第21条の10までの規定（第21条の5第4項から第6項まで及び第21条の9第1項第1号の規定を除く。）は、公安委員会が行う再試験（法第100条の2第1項の再試験をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第21条の5第1項中「運転免許試験」とあるのは「再試験」と、同条第2項中「すべての種類の運転免許」とあるのは「準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許及び原付免許」と、「運転免許試験」とあるのは「再試験」と、第21条の6第1項中「運転免許試験」とあるのは「再試験」と、「免許の申請」とあるのは「再試験の申込み」と、同条第2項中「運転免許試験受験票（別記様式第24号）」とあるのは「再試験受験票（別記様式第27号の2）」と、第21条の7第5項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、第21条の9第1項中「運転免許試験」とあるのは「再試験」と、「(2) 学科試験」とあるのは「(1) 学科再試験」と、「(3) 技能試験」とあるのは「(2) 技能再試験」と、同条第2項中「前号各号の試験は、一の試験に合格しなかった者に対しては、次の試験を」とあるのは「技能再試験は、学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められなかった者に対しては」と、第21条の10中「運転免許試験」とあるのは「再試験」と読み替えるものとする。

（免許証の更新申請等に添付する申請用写真の省略）

第22条の3 次に掲げる申請書には、申請用写真の添付を要しないものとする。ただし、当該申請と併せて法第94条第2項の規定による再交付の申請を行う場合又は法第103条若しくは第103条の2の規定により免許の効力が停止されている者が当該申請を行う場合はこの限りでない。

- (1) 施行規則第29条第1項及び第29条の2第1項に規定する申請書を公安委員会に提出する場合において、別表1に掲げる運転免許試験場又は優良運転者免許更新センターを経由して行うものであるとき。
- (2) 施行規則第30条の9第1項に規定する申請書（法第104条の4第1項後段の申出に係るものに限る。）を公安委員会に提出する場合において、別表1に掲げる区分に従い当該警察署等を経由して法第101条第1項の規定による更新又は法第101条の2第1項の規定による更新の特例による申請と併せて申請を行うものであるとき。

（医師の届出）

第22条の4 法第101条の6第1項の規定による医師の届出は、届出書（別記様式第27号の3）により行うものとする。

- 2 法第101条の6第2項の規定による医師の確認要求は、確認要求書（別記様式第27号の4）により行うものとする。
- 3 法第101条の6第2項の規定による医師の確認要求に対する回答は、回答書（別記様式第27号の5）により行うものとする。

4 法第101条の6第4項の規定による通知は、届出移送通知書（別記様式第27号の6）により行うものとする。

（臨時適性検査等の通知）

第23条 法第102条第1項から第3項までに規定する適性検査を行う場合における同条第6項の規定による通知（次項から第4項までにおいて「通知」という。）は、臨時適性検査通知書（別記様式第28号）により行うものとする。

2 運転免許試験（仮運転免許（以下「仮免許」という。）の運転免許試験を除く。次項において同じ。）に合格した者若しくは運転免許（仮免許を除く。以下この項及び次項において同じ。）を受けた者に対して法第102条第4項に規定する適性検査を行う場合（認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の疑いがある者に対して行う場合を除く。）又は運転免許を受けた者に対して法第102条第5項に規定する適性検査を行う場合における通知は、臨時適性検査通知書（別記様式第28号の2）により行うものとする。

3 運転免許試験に合格した者又は運転免許を受けた者であつて、認知症の疑いがあるものに対して法第102条第4項に規定する適性検査を行う場合における通知は、臨時適性検査通知書（別記様式第28号の2の2）により行うものとする。

4 仮免許の運転免許試験に合格した者に対して法第102条第4項に規定する適性検査を行う場合における通知は臨時適性検査通知書（仮運転免許）（別記様式第28号の3）により、仮免許を受けた者に対して同条第4項又は第5項に規定する適性検査を行う場合における通知は臨時適性検査通知書（仮運転免許）（別記様式第28号の4）により、それぞれ行うものとする。

5 法第107条の4第1項の規定による適性検査の通知は、臨時適性検査通知書（別記様式第28号の5）により行うものとする。

6 法第90条第8項又は第103条第6項の規定により適性検査の受検を命ずるときは、適性検査受検命令書（別記様式第28号の6）により行うものとする。

7 法第90条第8項、第102条第1項から第4項まで又は第103条第6項の規定による医師の診断書の提出命令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式の診断書提出命令書により行うものとする。

(1) 法第90条第8項、第102条第4項（法第90条第1項第1号の2に該当する者及び第103条第1項第1号の2に該当することとなった者に対するものを除く。）又は第103条第6項の規定によるもの 別記様式第28号の7

(2) 法第102条第1項から第3項までの規定によるもの 別記様式第28号の7の2

(3) 法第102条第4項（第90条第1項第1号の2に該当する者又は第103条第1項第1号の2に該当することとなった者に対するものに限る。）の規定によるもの 別記様式第28号の7の3

（臨時適性検査に係る免許の効力停止処分の解除等）

第23条の2 法第104条の2の3第1項の規定による処分の解除は、運転免許の効力停止処

分解除通知書（別記様式第28号の8）により行うものとする。

2 法第104条の2の3第2項の規定による弁明の機会の付与は、弁明通知書（別記様式第28号の9）により行うものとする。

（運転経歴証明書の交付の申請）

第24条 法第104条の4第5項（法第105条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書の交付の申請は、運転経歴証明書交付申請書（別記様式第29号）に申請用写真を添付して行うものとする。ただし、免許の取消しの申請と日を同じくして運転経歴証明書の交付の申請を行い、かつ、別表1に掲げる運転免許試験場又は優良運転者免許更新センターを経由して申請を行う場合は、申請用写真の添付を要しないものとする。

（運転経歴証明書の記載事項の変更の届出）

第24条の2 施行規則第30条の12に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出は、運転経歴証明書記載事項変更届（別記様式第30号）により行うものとする。

（運転経歴証明書の再交付の申請）

第24条の3 施行規則第30条の13に規定する運転経歴証明書の再交付の申請は、運転経歴証明書再交付申請書（別記様式第31号）により行うものとする。

（郵送による申請の手続）

第24条の4 次に掲げる申請を郵送により行おうとする者は、別表1に掲げる運転免許試験場を経由して当該申請をしなければならない。

(1) 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請（同項後段の申出に係るものを除く。）

(2) 法第104条の4第5項（法第105条第2項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定による運転経歴証明書の交付の申請（前号に掲げる申請と日を同じくして行う場合に限る。）

2 前項の規定による同項第2号に掲げる申請は、第24条ただし書の規定にかかわらず、運転経歴証明書交付申請書に申請用写真を添付するものとする。

## 第9章 講習等

（講習等）

第25条 法第108条の2第1項及び第2項に規定する講習について必要な事項並びに同条第3項の規定によるこれらの講習の実施の委託について必要な事項、法第108条の3に規定する初心運転者講習、法第108条の3の2に規定する軽微違反行為をした者に対する講習及び法第108条の3の3に規定する若年運転者講習の手続について必要な事項並びに法第108条の4から第108条の12までの規定による指定講習機関について必要な事項は、別に北海道公安委員会規則で定める。

## 第10章 雑則

第26条 削除

（高速道路に係る指示）

第27条 北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、高速自動車国道法（昭和32

年法律第79号) 第4条第1項に規定する高速自動車国道及び令第42条第1項に規定する自動車専用道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、方面公安委員会に対し、法又は法に基づく命令の規定により方面公安委員会の権限に属する事務の処理について指示するものとする。

(高速自動車国道等における権限)

第28条 法の規定により警察署長の権限に属する事務(第4条の規定により警察署長の権限に属する事務を含む。)のうち、高速自動車国道等(高速自動車国道(北海道横断自動車道黒松内北見線のうち足寄郡陸別町字ポントシュベツ原野西一線39番2から北見市北上940番4までの区間(以下「北見線」という。)を除く。)及び法第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)に係るものは、法第114条の3の規定に基づき、北海道警察本部(以下「警察本部」という。)の所在地を包括する方面については北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊長が、函館方面については北海道警察函館方面本部交通課長が、旭川方面については北海道警察旭川方面本部交通課長が、釧路方面については北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊長が、北見方面については北海道警察北見方面本部交通課長が行うものとする。

(方面公安委員会への権限の委任)

第29条 令、施行規則又は法、令若しくは施行規則に基づく国家公安委員会規則の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行うものとする。

- (1) 令第6条第3号及び令第18条第1項第5号の公安委員会の定めに関する事務
- (2) 令第10条の公安委員会の指定のうち全国的な幹線道路に係るものに関する事務
- (3) 施行規則第6条の8及び第38条の7第2項の認定に関する事務
- (4) 指定車両移動保管機関等に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第7号)で定める事務
- (5) 交通安全活動推進センターに関する規則(平成10年国家公安委員会規則第3号)で定める事務

(公安委員会の事務の委任)

第30条 道公安委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、警察本部長が行う。ただし、道公安委員会が弁明の機会を付与し、又は聴聞若しくは意見の聴取を行った事案については、この限りでない。

- (1) 運転免許の保留及び免許の効力の停止に関する事務(これらの処分の際の弁明の機会の付与、聴聞及び意見の聴取に関する事務を含む。)
  - (2) 仮免許を与えること及び仮免許の取消しに関する事務
- 2 方面公安委員会は、令第44条の規定により道公安委員会から委任された事務のうち、前項各号に掲げるものについては、方面本部長に行わせるものとする。この場合において、前項ただし書の規定を準用するものとする。
- 3 方面公安委員会は、法第114条の2第2項及び前項の規定により方面本部長に事務を委

任したときは、その旨及び委任した事務の範囲を公示しなければならない。

### 第31条 削除

(警察本部長への委任)

第32条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な事項は、警察本部長が定める。

#### 附 則

- 1 この細則は、公布の日から施行する。
- 2 道路交通法施行細則（昭和35年北海道公安委員会規則第4号。以下「旧細則」という。）は、廃止する。
- 3 この細則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 この細則の施行前にした反則行為に対する反則金の適用については、なお従前の例による。
- 5 この細則施行の際、現に旧細則の規定により公安委員会に対してされている各種の申請その他の手続又は公安委員会がした処分については、それぞれ、この細則の相当規定により公安委員会に対してされた手続又は公安委員会がした処分とみなす。
- 6 この細則施行の際、現に交通規制に関する公安委員会告示の規定により交通規制の対象から除外する車両として標章の交付を受けているものについては、この細則の規定により標章を交付したものとみなす。
- 7 第28条の規定により北海道警察旭川方面本部交通課長が行う事務のうち、高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線に係るものは、同条の規定にかかわらず、当分の間、北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊長が行うものとする。ただし、緊急を要するためやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

附 則（昭和48年公安委員会規則第6号）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、第12条第7号の改正規定は、昭和48年5月1日から施行する。

附 則（昭和48年公安委員会規則第9号）

この規則は、昭和48年12月1日から施行する。

附 則（昭和50年公安委員会規則第2号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年公安委員会規則第10号）抄

- 1 この規則は、昭和51年12月1日から施行する。

附 則（昭和53年公安委員会規則第3号）

- 1 この規則は、昭和53年6月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に身体障害者使用車としての標章の交付を受けている者については、この規則に基づき標章の交付を受けたものとみなす。

附 則（昭和53年公安委員会規則第8号）

この規則は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則（昭和54年公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和57年4月12日から施行する。

附 則（昭和57年公安委員会規則第7号）

この規則は、昭和58年1月10日から施行する。

附 則（昭和59年公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和59年2月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、昭和58年10月31日から適用する。

附 則（昭和60年公安委員会規則第10号）

この規則は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（昭和61年公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則（昭和63年公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行し、この規則による改正後の第21条の規定は、昭和62年12月7日から適用する。

附 則（昭和63年公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則（平成元年公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第21条の規定は、平成元年4月10日から適用する。

附 則（平成元年公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年公安委員会規則第7号）

改正 平成9年10月13日公安委員会規則第5号

改正 平成13年3月30日公安委員会規則第6号

改正 平成13年6月29日公安委員会規則第12号

改正 平成22年3月26日公安委員会規則第3号

1 この規則は、平成元年9月12日から施行する。

2 高速自動車国道および自動車専用道路における警察署長の権限の特例に関する規則（昭和46年北海道公安委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則（平成元年公安委員会規則第9号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年公安委員会規則第10号）

改正 平成 8 年 8 月 28 日公安委員会規則第 5 号

（施行年月日）

1 この規則は、平成 2 年 2 月 1 日から施行する。ただし、この規則による改正後の道路交通法施行細則第12条の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行前にこの規則による改正前の道路交通法施行細則の規定によりなされた申請その他の手続、処分その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定に基づいてなされた手続、処分その他の行為とみなす。

（規則の廃止）

3 北海道公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和42年北海道公安委員会規則第 5 号）は、廃止する。

（規則の一部改正）

4 北海道公安委員会及び方面公安委員会聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則（昭和42年北海道公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

5 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 2 年公安委員会規則第 3 号）

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成元年法律第90号）の施行の日（平成 2 年 9 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 3 年公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成 3 年 4 月 15 日から施行する。

附 則（平成 5 年公安委員会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年公安委員会規則第 4 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に改正前の道路交通法施行細則に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成 6 年公安委員会規則第10号）

この規則は、平成 6 年10月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年公安委員会規則第13号）

この規則は、平成 7 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成 7 年公安委員会規則第 3 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則施行の際現に改正前の道路交通法施行細則に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成7年公安委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年公安委員会規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成8年9月1日から施行する。

（道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部改正）

- 2 道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成元年北海道公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成9年公安委員会規則第5号）

この規則は、平成9年10月22日から施行する。

附 則（平成10年公安委員会規則第2号）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

- 2 この規則施行の際現に改正前の道路交通法施行細則に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成10年公安委員会規則第7号）

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成10年公安委員会規則第8号）

- 1 この規則は、交付の日から施行する。

附 則（平成10年公安委員会規則第9号）

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成10年公安委員会規則第12号）

この規則は、平成10年11月27日から施行する。

附 則（平成12年公安委員会規則第4号）

この規則は、平成12年3月30日から施行する。

附 則（平成13年公安委員会規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部改正）

- 2 道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成元年北海道公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成13年公安委員会規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年7月1日から施行する。ただし、第12条に1号を加える改正規定

は、平成13年10月1日から施行する。

(道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

- 2 道路交通法施行細則の一部を改正する規則(平成元年北海道公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成13年公安委員会規則第18号)

この規則は、平成13年12月1日から施行する。

附 則(平成14年公安委員会規則第3号)

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成15年公安委員会規則第1号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第28条の表40号の項の改正規定は平成15年3月21日から、同表に228号の項を加える改正規定は平成15年3月24日から施行する。

附 則(平成16年公安委員会規則第2号)

- 1 この規則は、平成16年3月22日から施行する。

- 2 この規則の施行日前にこの規則による改正後の道路交通法施行細則(以下「新規則」という。)別表3に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第10条の2の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、従前のおり「3.8メートル」とする。

附 則(平成16年公安委員会規則第10号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成16年公安委員会規則第12号)

この規則は、平成16年11月6日から施行する。

附 則(平成17年公安委員会規則第4号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定は、道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号。以下「改正法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

- 2 平成17年4月1日から改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日までの間においては、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)及びこれらの法令に基づく国家公安委員会規則並びに道路交通法施行細則(昭和47年北海道公安委員会規則第11号)の規定による北海道公安委員会又は方面公安委員会に対する申請及び届出の種別、申請者及び届出者の住所地並びに経由先は、この規則による改正前の道路交通法施行細則別表1に定めるもののほか、次の表のとおりとする。

申請及び届出の種別	申請及び届出者の住所地		経 由 先
	方面別	警察署別	

<p>改正法附則第2条の規定に基づき同法第3条の施行前に行う同条の規定による改正後の法第51条の8第2項 (法人の登録の申請)</p> <p>改正法附則第2条の規定に基づき同法第3条の施行前に行う同条の規定による改正後の法第51条の8第7項 (法人の登録の更新の申請)</p>	<p>各方面</p>	<p>各警察署管内 (住所地が北海道以外にあるもので、北海道内に事務所を有するものを含む。)</p>	<p>各警察署</p>
<p>改正法附則第2条の規定に基づき同法第3条の施行前に行う同条の規定による改正後の法第51条の13第1項 (駐車監視員資格者証の交付並びに書換え交付及び再交付の申請)</p> <p>改正法附則第2条の規定に基づき同法第3条の施行前に行う同条の規定による改正後の法第51条の13第1項第1号イ (放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習の受講の申込み及び修了証明書の再交付の申請)</p> <p>改正法附則第2条の規定に基づき同法第3条の施行前に行う同条の規定による改正後の法第51条の</p>	<p>各方面</p>	<p>各警察署管内 (所在地が北海道以外にある者を含む。)</p>	<p>申請先の方面管内の各警察署</p>

13第1項第1号ロ (認定及び認定書の再交付の申請)			
-------------------------------	--	--	--

3 この規則の施行前にこの規則による改正後の道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）別表3に掲げる道路（この規則による改正前の道路交通法施行細則別表3に掲げる道路を除く。）を通行した自動車についての新規則第10条の2の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

附 則（平成17年公安委員会規則第8号）

この規則は、平成17年7月3日から施行する。

附 則（平成18年公安委員会規則第7号）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の2第1項第5号の改正規定は、平成18年6月1日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正後の道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）別表3に掲げる道路（この規則による改正前の道路交通法施行細則別表3に掲げる道路を除く。）を通行した自動車についての新規則第10条の2の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

附 則（平成18年公安委員会規則第10号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年公安委員会規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、法第28条の改正規定は、平成18年11月25日から施行する。

附 則（平成19年公安委員会規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、法第28条の改正規定は、平成19年3月18日から施行する。

附 則（平成19年公安委員会規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年6月2日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の道路交通法施行細則（以下「新細則」という。）第21条の5から第21条の10までの規定（第21条の5第4項から第7項まで及び第21条の9第1項第1号の規定を除く。）は、新細則第22条の2の規定にかかわらず、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号。以下「改正法」という。）附則第6条の規定により中型免許とみなされる改正前の普通免許を受けている者及び改正法附則第10条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格したとみなされて中型免許を受けた者に対して行う再試験（改正法附則第14条の規定により読み替えて適用される改正後の道路交通法第100条の2第1項の再試験を

いう。以下この項において同じ。) について準用する。この場合において、第21条の5第1項中「運転免許試験」とあるのは「再試験」と、同条第2項中「すべての種類の運転免許」とあるのは「中型免許」と、「運転免許試験」とあるのは「再試験」と、第21条の6第1項中「運転免許試験」とあるのは「再試験」と、「免許の申請」とあるのは「再試験の申込み」と、同条第2項中「運転免許試験受験票（別記様式第24号）」とあるのは「再試験受験票（別記様式第27号の2）」と、第21条の7第5項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、第21条の9第1項中「運転免許試験」とあるのは「再試験」と、「(2) 学科試験」とあるのは「(1) 学科再試験」と、「(3) 技能試験」とあるのは「(2) 技能再試験」と、同条2項中「前項各号の試験は、一の試験に合格しなかった者に対しては、次の試験を」とあるのは「技能再試験は、学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められなかった者に対しては」と、第21条の10中「運転免許試験」とあるのは「再試験」と読み替えるものとする。

- 3 この規則施行の際、現に改正前の道路交通法施行細則に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

(道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

- 4 道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成元年北海道公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

## 2 削除

附 則（平成19年公安委員会規則第14号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

- 2 道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成元年北海道公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とし、附則第4項から附則第6項を1項ずつ繰り上げる。

附 則（平成19年公安委員会規則第15号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年9月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の道路交通法施行細則（以下「旧細則」という。）第3条の2第1項第3号エ及び第5号カからケまでの規定により交付を受けた標章の効力は、当該標章の有効期限が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成19年公安委員会規則第18号）

改正 平成22年3月12日公安委員会規則第2号

改正 平成22年3月26日公安委員会規則第3号

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成19年10月21日から施行する。

附 則（平成19年公安委員会規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表4の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に次項の規定による改正前の道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成19年北海道公安委員会規則第15号。次項において「改正規則」という。）附則第3項の規定により交付されている標章（この規則による改正後の道路交通法施行細則（以下この項において「新規則」という。）第3条の2第1項第5号エ(ア)に掲げる者に該当することとなる者に係る標章を除く。）は、当該標章の有効期間の満了する日までの間は、新規則第3条の2第1項第5号エ(カ)に掲げる者に該当する者として交付された標章とみなす。

（改正規則の一部改正）

3 改正規則の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附 則（平成21年公安委員会規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規則第8号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規則第10号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規則第14号）

この規則は、平成21年11月14日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規則第17号）

この規則は、平成21年12月12日から施行する。

附 則（平成22年公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第28条の表の改正規定中「同市字智恵文1900番1」を「中川郡美深町字美深666番10」に改める部分は平成22年3月6日から、「天塩郡豊富町字上サロベツ572番7から同町」を「天塩郡幌延町元町88番1から同郡豊富町」に改める部分は同月14日から施行する。

附 則（平成22年公安委員会規則第2号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年公安委員会規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第28条の改正規定及び附則に3項を加える改正規定(附則第7項に係る部分に限る。)は同年3月28日から、第7条第2項の改正規定は同年4月19日から施行する。

(道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

- 2 道路交通法施行細則の一部を改正する規則(平成元年北海道公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

- 3 道路交通法施行細則の一部を改正する規則(平成19年北海道公安委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附 則 (平成23年公安委員会規則第5号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年公安委員会規則第9号)

この規則は、平成23年11月26日から施行する。

附 則 (平成24年公安委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年公安委員会規則第6号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年公安委員会規則第7号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成24年公安委員会規則第10号)

この規則は、平成24年11月10日から施行する。

附 則 (平成25年公安委員会規則第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年公安委員会規則第9号)

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。ただし、別表1及び別記様式第28号の4の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この規則施行の際現に改正前の道路交通法施行細則に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

附 則 (平成26年公安委員会規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年公安委員会規則第3号)

この規則は、平成27年3月14日から施行する。ただし、別表4の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年公安委員会規則第6号）

この規則は、平成27年3月31日から施行する。

附 則（平成27年公安委員会規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年公安委員会規則第10号）

この規則は、平成27年11月8日から施行する。

附 則（平成28年公安委員会規則第1号）

この規則中第28条の表の改正規定は平成28年3月12日から、別表4の改正規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成28年公安委員会規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年公安委員会規則第3号）抄

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年公安委員会規則第1号）

1 この規則は、平成29年3月12日から施行する。ただし、別表4の改正規定は、同年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に改正前の道路交通法施行細則に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて当分の間これを使用することができる。

附 則（平成29年公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年公安委員会規則第12号）

この規則は、平成29年10月9日から施行する。

附 則（平成30年公安委員会規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年公安委員会規則第6号）

この規則中第28条の表の改正規定は平成30年11月24日から、別表4の改正規定は同年12月8日から施行する。

附 則（平成31年公安委員会規則第2号）

この規則は、平成31年3月9日から施行する。

附 則（平成31年公安委員会規則第6号）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の道路交通法施行細則の規定に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。

附 則（令和元年公安委員会規則第7号）

この規則は、令和元年7月31日から施行する。

附 則（令和元年公安委員会規則第10号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年公安委員会規則第13号）

1 この規則は、令和元年12月1日から施行する。

2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の道路交通法施行細則の規定に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて当分の間これを使用することができる。

附 則（令和元年公安委員会規則第16号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年公安委員会規則第6号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第28条の表の改正規定は公布の日から施行する。

附 則（令和2年公安委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年公安委員会規則第5号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に第1条の規定による改正前の道路交通法施行細則及び第2条の規定による道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の規定に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

附 則（令和3年公安委員会規則第7号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則（昭和62年北海道公安委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則（令和4年公安委員会規則第9号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の道路交通法施行細則及び第2条の規定による改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の規定に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

附 則（令和4年公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年公安委員会規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年公安委員会規則第13号）

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和5年公安委員会規則第3号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和 5 年公安委員会規則第 9 号）

- 1 この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
- 3 この規則の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の道路交通法施行細則及び第 2 条の規定による改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の規定に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

附 則（令和 6 年公安委員会規則第 6 号）

- 1 この規則は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表 1 (第 2 条関係)

申請書及び届出の種別	申請及び届出者の住所地		経 由 先
	方面別	警 察 署 別	
法第 5 条第 2 項 令第 3 条の 2 第 2 項 (信号機の設置又は管理の委任等)	各方面	各警察署管内	信号機を設置しようとする地を管轄する警察署
法第 15 条の 3 第 1 項 (遠隔操作型小型車による通行の届出) 法第 75 条の 12 第 1 項 (特定自動運行の許可の申請) 施行規則第 9 条の 19 第 2 項 (許可証の再交付の申請) 法第 75 条の 16 第 1 項 (特定自動運行計画の変更の許可の申請) 法第 75 条の 16 第 3 項 同 条 第 4 項 (特定自動運行計画の変更の届出) 施行規則第 9 条の 38 第 1 項 同 条 第 3 項 (許可証の返納)	各方面	各警察署管内	通行又は運行の場所を管轄する警察署。ただし、特定自動運行を行う場所が警察本部の所在地を包括する方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊、函館方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察函館方面本部交通課、旭川方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察旭川方面本部交通課、釧路方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊、北見方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察北見方面本部交通課
法第 51 条の 8 第 2 項 (法人の登録の申請) 法第 51 条の 8 第 7 項 (法人の登録の更新の申請)	各方面	各警察署管内 (住所地が北海道以外にあるもので、北海道内に事務所を有するものを含む。)	各警察署
法第 51 条の 13 第 1 項 (駐車監視員資格者証の交付並びに書換え交付及び再交付の申請) 法第 51 条の 13 第 1 項第 1 号イ (放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習の受講の申込み及び修了証明書の再交付の申請)	各方面	各警察署管内 (住所地が北海道以外にある者を含む。)	申請先の方面管内の各警察署 (ただし、書換え交付及び再交付の申請については、交付した方面管内の各警察署。)

<p>法第51条の13第1項第1号ロ  (認定及び認定書の再交付の申請)</p>			
<p>法第59条第2項ただし書  (自動車のけん引許可)</p>	<p>各方面</p>	<p>各警察署管内</p>	<p>当該自動車の出発地を管轄する警察署。ただし、警察本部の所在地を包括する方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊、函館方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察函館方面本部交通課、旭川方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察旭川方面本部交通課、釧路方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊、北見方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察北見方面本部交通課</p>
<p>法第74条の3第5項  道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号。以下「施行細則」という。）第13条  (安全運転管理者等の選任、解任等の届出)  施行細則第16条第1項  施行細則第17条第1項  (安全運転管理者等の資格要件の教習及び資格認定の申請)  令第13条第1項  令第14条の2  施行細則第8条第1項  同 第4項  同 第5項  同 第6項  施行細則第8条の2第1項  同 第4項  同 第5項</p>	<p>各方面</p>	<p>各警察署管内</p>	<p>当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署</p>

<p>同 条第6項  (緊急自動車又は道路維持作業用自動車の届出若しくは指定の申請)  令第32条の3  令第32条の4  令第32条の5第1項  同 条 第2項  (緊急自動車運転資格審査の申請)  施行細則第12条第3号ケ  同 条同 号コ  (速達の集配等の業務に使用する自動車又は原動機付自転車の届出)</p>			
<p>法第89条  (免許の申請)  施行規則第18条の5  施行規則第18条の6第2項  施行細則第21条の3  (限定(条件)解除審査の申請)  法第94条第2項  (免許証の再交付の申請)  施行規則第30条の13第1項  (運転経歴証明書の再交付の申請)  法第107条の7第2項  (国外運転免許証の交付申請)</p>	札 幌	<p>中央、東、西、南、北、白石、豊平、厚別及び手稲の各警察署(以下「札幌9署」という。)管内</p>	<p>札幌運転免許試験場又は優良運転者免許更新センター(優良運転者免許更新センターは、運転経歴証明書の再交付の申請及び国外運転免許証の交付申請に限る。)</p>
		<p>札幌9署管内を除く各警察署管内</p>	<p>札幌運転免許試験場、優良運転者免許更新センター又は住所地を管轄する警察署(優良運転者免許更新センターは、運転経歴証明書の再交付の申請及び国外運転免許証の交付申請に限る。)</p>
	函 館	<p>函館中央及び函館西の両警察署(以下「函館2署」という。)管内</p>	<p>函館運転免許試験場</p>
		<p>函館2署管内を除く各警察署内</p>	<p>函館運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署</p>
	旭 川	<p>旭川中央及び旭川東の両警察署(以下「旭川2署」という。)管内</p>	<p>旭川運転免許試験場</p>
		<p>旭川2署管内を除く各警察署管内</p>	<p>旭川運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署</p>
	<p>釧路警察署管内</p>	<p>釧路運転免許試験場</p>	

	釧 路	帯広警察署管内	帯広運転免許試験場	
		厚岸、弟子屈、根室及び中標津の各警察署管内	釧路運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署	
		池田、本別、新得及び広尾の各警察署管内	帯広運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署	
	北 見	北見警察署管内	北見運転免許試験場	
		北見警察署管内を除く各警察署管内	北見運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署	
	<p>法第94条第1項 (免許証の記載事項の変更届出)</p> <p>法第104条の4第1項 (免許の取消しの申請)</p> <p>法第104条の4第5項 法第105条第2項 (運転経歴証明書の申請)</p> <p>施行規則第30条の12第1項 (運転経歴証明書の記載事項の変更の届出)</p>	札 幌	札幌9署管内	札幌運転免許試験場、優良運転者免許更新センター又は札幌9署
札幌9署管内を除く各警察署管内			札幌運転免許試験場、優良運転者免許更新センター又は住所地を管轄する警察署	
函 館		函館2署管内	函館運転免許試験場又は函館2署	
		函館2署管内を除く各警察署管内	函館運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署	
旭 川		旭川2署管内	旭川運転免許試験場又は旭川2署	
		旭川2署管内を除く各警察署管内	旭川運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署	
釧 路		釧路、厚岸、弟子屈、根室及び中標津の各警察署管内	釧路運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署	
		帯広、池田、本別、新得及び広尾の各警察署管内	帯広運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署	
北 見		各警察署管内	北見運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署	
<p>令第34条第3項第2号 同 条第4項第2号 施行細則第21条の4第1項 同 条第3項 (指定旅客自動車教習所の指定の申請等)</p> <p>法第98条第2項 施行規則第31条の5</p>		札 幌	各警察署管内	北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課
		函 館	各警察署管内	函館方面本部交通課

(自動車教習所の届出) 法第99条第1項 施行規則第35条 施行規則第36条 (指定自動車教習所の指 定の申請) 法第99条の2第4項第1 号イ 同 条 同 項同 号ハ 法第99条の3第4項第1 号イ 同 条 同 項同 号ハ (指定自動車教習所技能 検定員等審査の申請)			
	旭 川	各警察署管内	旭川方面本部交通課
	釧 路	各警察署管内	釧路方面本部交通課
	北 見	各警察署管内	北見方面本部交通課
法第92条 の2第1 項に規定 する優良 運転者	札 幌	各警察署管内	札幌運転免許試験場、優 良運転者免許更新セン ター又は札幌9署を除く方 面管内の各警察署
	函 館	各警察署管内	函館運転免許試験場又は 函館2署を除く方面管内 の各警察署
	旭 川	各警察署管内	旭川運転免許試験場又は 旭川2署を除く方面管内 の各警察署
	釧 路	各警察署管内	釧路運転免許試験場、帯 広運転免許試験場又は釧 路警察署及び帯広警察署 を除く方面管内の各警察 署
	北 見	各警察署管内	北見運転免許試験場又は 北見警察署を除く方面管 内の各警察署
法第101条第1 項 同 条第 6項 (免許証の更 新の申請) 法第101条の2 第1項 施行規則第29 条の2第1項	札 幌	札幌9署管内	札幌運転免許試験場又は 優良運転者免許更新セン ター(優良運転者免許更 新センターは、施行規則 第38条第11項に規定する 違反運転者等講習の受講 者に係る更新の申請(特 例申請を含む。)を除く。 以下この項において同 じ。)
			札幌運転免許試験場、優

(免許証の更新の特例申請)	優良運転者以外の者		札幌9署管内を除く各警察署管内	良運転者免許更新センター又は住所地を管轄する警察署
		函館	函館2署管内	函館運転免許試験場
			函館2署管内を除く各警察署管内	函館運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署
		旭川	旭川2署管内	旭川運転免許試験場
			旭川2署管内を除く各警察署管内	旭川運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署
		釧路	釧路警察署管内	釧路運転免許試験場
			帯広警察署管内	帯広運転免許試験場
			厚岸、弟子屈、根室及び中標津の各警察署管内	釧路運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署
			池田、本別、新得及び広尾の各警察署管内	帯広運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署
		北見	北見警察署管内	北見運転免許試験場
北見警察署管内を除く各警察署管内	北見運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署			
法第101条の2の2第1項 (更新の申請の特例)	法第92条の2第1項に規定する優良運転者	各方面	各警察署 (所在地が北海道以外にある者を含む。)	札幌運転免許試験場、優良運転者免許更新センター、函館運転免許試験場、旭川運転免許試験場、釧路運転免許試験場、帯広運転免許試験場又は北見運転免許試験場
法第107条第1項 同条第2項 (免許証の返納等) 法第107条の10第1項 同条第2項 同条第3項 (国外運転免許証の返納等) 施行規則第30条の14第1項 (運転経歴証明書の返納)		札幌	各警察署管内	札幌運転免許試験場、優良運転者免許更新センター又は住所地を管轄する警察署(優良運転者免許更新センターは、法第107条の10第2項及び第3項に規定する国外運転免許証の提出及び返還を除く。)
		函館	各警察署管内	函館運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署
		旭川	各警察署管内	旭川運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署
			釧路、厚岸、弟子屈、根室及び中標津の各警察署管内	釧路運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署

	釧 路	帯広、池田、本別、 新得及び広尾の各警 察署管内	帯広運転免許試験場又は 住所地を管轄する警察署
	北 見	各警察署管内	北見運転免許試験場又は 住所地を管轄する警察署
その他の申請及び届出	各方面	各警察署管内	住所地を管轄する警察 署。ただし、警察本部の 所在地を包括する方面の 高速自動車国道等に係る ものについては北海道警 察本部交通部高速道路交 通警察隊、函館方面の高 速自動車国道等に係るも のについては北海道警察 函館方面本部交通課、旭 川方面の高速自動車国道 等に係るものについては 北海道警察旭川方面本部 交通課、釧路方面の高速 自動車国道等に係るもの については北海道警察釧 路方面本部十勝機動警察 隊、北見方面の高速自動 車国道等に係るものにつ いては北海道警察北見方 面本部交通課

別表 2 (第 3 条の 2 関係)

## 選挙運動用自動車等の通行禁止区間

管 轄 警察署	規制種別	路線名	規制の区間	規制距離	規制時間
中 央	車両通行 止め(歩 行者用道 路)	市道(南 2・3条 中通線)	札幌市中央区南3条西1 丁目5番地から西7丁目 7番地の18まで  (狸小路)	m  900	終 日
小 樽	同 上	市道(梁 川線)	小樽市稲穂2丁目16番か ら稲穂3丁目17番まで  (都通り商店街)	620	午前11時から 翌日の午前8 時まで
旭 川	同 上	市道(平 和通り)	旭川市宮下通りから8条 通りまでの7丁目、8丁 目間  (平和通り)	800	終 日
中 央	同 上	市道(銀座 通り)	旭川市1条通り14丁目左 10号先から4条通り15丁 目右1号先まで	370	同 上
網 走	同 上	市道(西 3丁目通 り)	網走市南3条西2丁目17 番地先から南7条西2丁 目4番地1先まで  (西3丁目通り)	200	同 上

別表 3 (第 3 条の 2 関係)

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視 覚 障 害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1	特別項症から第 4 項症までの各 項症
聴 覚 障 害		2 級及び 3 級	特別項症から第 4 項症までの各 項症
平 衡 機 能 障 害		3 級	特別項症から第 4 項症までの各 項症
上 肢 不 自 由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	特別項症から第 3 項症までの各 項症
下 肢 不 自 由		1 級から 4 級までの各級	特別項症から第 3 項症までの各 項症
体 幹 不 自 由		1 級から 3 級までの各級	特別項症から第 4 項症までの各 項症
乳幼児期以前 の非進行性の 脳病変による 運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級 (1 上肢のみに運 動機能障害がある場合を除く。)	——
	移動機能	1 級及び 2 級	——
心 臓 機 能 障 害		1 級及び 3 級	特別項症から第 3 項症までの各 項症
じん臓機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第 3 項症までの各 項症
呼 吸 機 能 障 害		1 級及び 3 級	特別項症から第 3 項症までの各 項症
ぼうこう又は直腸の機能 障害		1 級及び 3 級	特別項症から第 3 項症までの各 項症
小 腸 機 能 障 害		1 級及び 3 級	特別項症から第 3 項症までの各 項症
ヒト免疫不全ウイルスによ る免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級	——
肝 臓 機 能 障 害		1 級から 3 級までの各級	特別項症から第 3 項症までの各 項症

別表 4 (第10条の2 関係)

路線名	区間
高速自動車国道 北海道縦貫自動車道函館名寄線	茅部郡森町字赤井川56番102から上川郡剣淵町字剣淵まで
高速自動車国道 北海道横断自動車道黒松内釧路線	小樽市潮見台から札幌市白石区米里まで
高速自動車国道 北海道横断自動車道黒松内釧路線	千歳市上長都から釧路市阿寒町下舌辛12線48番1まで
高速自動車国道 北海道横断自動車道黒松内釧路線	余市郡余市町登町320番6から小樽市新光町403番6まで
高速自動車国道 北海道横断自動車道黒松内北見線	中川郡本別町勇足から足寄郡足寄町郊南まで
高速自動車国道 北海道横断自動車道黒松内北見線	足寄郡陸別町字ポントシュベツ原野西一線39番2から北見市北上980番地まで
一般国道5号	函館市若松町16番8から虻田郡倶知安町北3条西1丁目13番まで
一般国道5号	函館市昭和4丁目105番8から函館市石川町68番6まで
一般国道5号	函館市石川町68番6から亀田郡七飯町字本町657番5まで
一般国道5号	亀田郡七飯町字本町657番5から亀田郡七飯町字藤城239番2地先まで
一般国道5号	小樽市若松1丁目9番から札幌市中央区北1条西1丁目1番1まで
一般国道5号	函館市桔梗町から亀田郡七飯町字桜町まで
一般国道5号	寿都郡黒松内町字東川から寿都郡黒松内町字白川まで
一般国道5号	余市郡余市町黒川町7丁目22番から小樽市若松2丁目116番まで
一般国道5号	余市郡余市町黒川町9丁目4番4から余市郡余市町

	黒川町 7 丁目 22 番まで
一般国道 12 号	札幌市中央区北 1 条西 4 丁目 2 番 2 から旭川市 4 条通 7 丁目 1543 番 1 まで
一般国道 12 号	旭川市神居町台場 321 番 328 から旭川市神居町台場 321 番 328 まで
一般国道 12 号	旭川市神居町台場 321 番 66 から旭川市永山町 7 丁目 19 番 6 まで
一般国道 12 号	旭川市永山町 6 丁目 41 番 5 から旭川市永山 2 条 13 丁目 43 番 3 まで
一般国道 12 号	旭川市字近文 5 線 3 号から旭川市字近文 5 線 4 号まで
一般国道 12 号	砂川市空知太西 1 条 6 丁目から滝川市滝の川町東 4 丁目 1156 番 1 まで
一般国道 36 号	札幌市中央区北 1 条西 4 丁目 2 番 2 から室蘭市海岸町 1 丁目まで
一般国道 36 号	室蘭市入江町から室蘭市山手町 1 丁目まで
一般国道 36 号	室蘭市母恋北町 2 丁目 1 番から室蘭市新富町 1 丁目まで
一般国道 37 号	虻田郡洞爺湖町清水 8 番 1 から室蘭市東町 3 丁目 9 まで
一般国道 37 号	室蘭市陣屋町 2 丁目から室蘭市祝津町 1 丁目まで
一般国道 37 号	室蘭市陣屋町 3 丁目 1 から室蘭市本輪西町 2 丁目まで
一般国道 38 号	滝川市大町 1 丁目 1 番 1 から十勝郡浦幌町共栄 91 まで
一般国道 38 号	白糠郡白糠町西 1 条南 2 丁目 1 番 28 から釧路市大町 1 番 1 まで
一般国道 38 号	釧路市大楽毛 179 番 2 から釧路郡釧路町中央 10 丁目 18 番まで
一般国道 38 号	芦別市北 5 条東 1 丁目から芦別市上芦別町 50 番 35 まで
一般国道 38 号	富良野市 4646 番 1 から富良野市 11644 番 53 まで
一般国道 39 号	旭川市 4 条通 8 丁目 1703 番 5 から網走市南 4 条東 1 丁目 1 番 2 まで
一般国道 39 号	網走郡美幌町字高野 67 番 2 から網走郡大空町女満別本郷 404 番 11 まで
一般国道 39 号	北見市北上 980 番地から北見市端野町川向 68 番 1 まで

	で
一般国道40号	旭川市4条通6丁目3番141から稚内市中央2丁目1441番1まで
一般国道40号	名寄市字徳田294番1から中川郡美深町字敷島170番1まで
一般国道40号	名寄市字砺波296番6から名寄市字砺波680番11まで
一般国道40号	名寄市字砺波296番16から名寄市字智恵文1900番1まで
一般国道40号	上川郡和寒町字三笠180番5から上川郡和寒町字三笠179番10まで
一般国道40号	天塩郡幌延町元町51番1から天塩郡豊富町上サロベツ5537番1まで
一般国道44号	釧路市北大通6丁目2番1から根室市常盤町3丁目28まで
一般国道44号	釧路郡釧路町中央10丁目18番から釧路郡釧路町字別保原野南24線51番7地先まで
一般国道44号	釧路郡釧路町中央2丁目8番1から釧路郡釧路町字別保108番7まで
一般国道44号（根室道路）	根室市温根沼302番1から根室市穂香1番4まで
一般国道227号	函館市万代町166番から北斗市市渡まで
一般国道227号	檜山郡江差町柳崎町58番13から檜山郡江差町まで
一般国道228号	函館市石川町434番7から北斗市茂辺地817番1まで
一般国道228号	北斗市七重浜215番5から上磯郡知内町元町まで
一般国道228号	松前郡福島町字福島から檜山郡江差町まで
一般国道228号	北斗市茂辺地853番1から上磯郡木古内町字大平20番1まで
一般国道229号	余市郡余市町黒川町7丁目22番から久遠郡せたな町瀬棚区本町367番42まで
一般国道229号	久遠郡せたな町瀬棚区本町151番地から檜山郡江差町柳崎町58番13まで
一般国道230号	札幌市中央区北1条西4丁目から札幌市南区石山まで
一般国道230号	虻田郡喜茂別町字相川84番地先から虻田郡喜茂別町字尻別18番地先まで
一般国道230号	虻田郡喜茂別町字尻別から虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉まで

一般国道230号	虻田郡洞爺湖町泉から虻田郡洞爺湖町入江まで
一般国道230号	山越郡長万部町国縫40番9から久遠郡せたな町北檜山区北檜山289番5まで
一般国道230号	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉192番14から虻田郡洞爺湖町清水8番1まで
一般国道230号	虻田郡虻田町字香川から虻田郡豊浦町字東雲町145まで
一般国道230号	山越郡長万部町字国縫から山越郡長万部町字国縫まで
一般国道231号	札幌市北区北34条西2丁目280番21から石狩市生振122番20地先まで
一般国道231号	石狩市生振（生振高架橋）から石狩市八幡町まで
一般国道231号	増毛郡増毛町暑寒町1丁目から留萌市五十嵐町2丁目8番17まで
一般国道231号	留萌市船場町2丁目87番から留萌市船場町1丁目114番まで
一般国道231号	留萌市本町2丁目20番1から留萌市明元町6丁目8番1まで
一般国道231号	石狩市八幡1丁目422番3から石狩市浜益区雄冬66番3まで
一般国道231号	留萌市明元町5丁目29番から留萌市船場町2丁目45番まで
一般国道232号	留萌市元川町1丁目17番1から留萌市元川町1丁目21番1まで
一般国道232号	天塩郡天塩町字下サロベツ2392番1から留萌市元川町1丁目17番1まで
一般国道232号	天塩郡天塩町字下サロベツ2453番1から天塩郡天塩町字下サロベツ2392番1まで
一般国道232号	天塩郡天塩町字下サロベツ2453番1から天塩郡幌延町字幌延888番8まで
一般国道232号	天塩郡天塩町字川口317番3から天塩郡天塩町字川口5692番2まで
一般国道233号	深川市音江町字音江301番1から留萌市元川町2丁目26番まで
一般国道233号（深川留萌自	深川市音江町字向陽310番24から深川市深川町字

動車道)	メム5146番2まで
一般国道233号(深川留萌自動車道)	留萌市大字留萌村留萌原野十線1156番1から留萌市大字留萌村字川上817番2まで
一般国道233号	深川市深川町字メム5147番1から留萌市大字留萌村字留萌原野10線1156番3まで
一般国道234号	岩見沢市9条西11丁目6番1から苫小牧市字沼ノ端229番まで
一般国道234号	勇払郡安平町早来大町から勇払郡安平町早来栄町まで
一般国道235号	苫小牧市字沼ノ端902番7から浦河郡浦河町大通2丁目32番まで
一般国道235号(日高自動車道)	苫小牧市字植苗634番2から沙流郡日高町字美原259番まで
一般国道235号	苫小牧市字柏原20から苫小牧市字静川まで
一般国道236号	帯広市大通南1丁目5番1地先から浦河郡浦河町大通2丁目32番まで
一般国道236号	河西郡芽室町字西士狩から中川郡幕別町忠類共栄1番1まで
一般国道237号	旭川市4条通1丁目2241番5から富良野市新富町4489番17まで
一般国道237号	富良野市字東山東大演習林76林班から沙流郡日高町富川南1丁目1番まで
一般国道238号	網走市大曲1丁目16番37から網走市二見ヶ岡54番1まで
一般国道238号	網走市字二見ヶ岡54番1から稚内市潮見5丁目40番11地先まで
一般国道238号	稚内市声間4丁目429番2から稚内市声間4丁目151番1まで
一般国道238号	稚内市声間4丁目6888番1から稚内市声間3丁目156番2まで
一般国道238号	紋別郡湧別町芭露326番から紋別郡湧別町福島469番1まで
一般国道239号	紋別郡興部町字興部424から名寄市西4条南11丁目1番1まで
一般国道239号	士別市大通西6丁目から苫前郡苫前町字上平184番9まで

一般国道240号	釧路市大楽毛185番50から網走郡美幌町字仲町2丁目93番1まで
一般国道241号	川上郡弟子屈町鈴蘭2丁目693番12から釧路市阿寒町オクルシュベ4番17まで
一般国道241号	釧路市阿寒町シュリコマベツ28番4から足寄郡足寄町南1条1丁目7番先まで
一般国道241号	足寄郡足寄町南1条1丁目7番先から足寄郡足寄町郊南1丁目29番28地先まで
一般国道241号	足寄郡足寄町郊南1丁目29番28地先から帯広市西18条北1丁目30地先まで
一般国道241号	河東郡音更町新通15丁目2番1地先から帯広市大通北1丁目4番2地先まで
一般国道241号	河東郡音更町字東和西4線45番2地先から帯広市西18条北1丁目30地先まで
一般国道242号	紋別郡上湧別町字北兵村三区495番2から北見市留辺蘂町旭西220番6まで
一般国道242号	紋別郡遠軽町大通南1丁目2番45から紋別郡遠軽町大通南1丁目2番32まで
一般国道242号	北見市留辺蘂町旭南41番4から足寄郡足寄町北1条1丁目10番まで
一般国道242号	足寄郡足寄町郊南1丁目29番28地先から中川郡幕別町字明野204番12地先まで
一般国道242号	足寄郡足寄町郊南2丁目から中川郡本別町西仙美里まで
一般国道243号	網走郡美幌町大通北1丁目1番1から根室市厚床1丁目15番3まで
一般国道244号	網走市南4条東1丁目1番2から標津郡標津町南7条東1丁目1番6まで
一般国道244号	標津郡標津町南8条東1丁目1番1から野付郡別海町奥行9番4まで
一般国道272号	釧路郡釧路町字別保原野国有林根釧西部森林管理署24林班ほ小班から標津郡中標津町緑町北1丁目3番まで
一般国道272号	標津郡中標津町緑町北1丁目3番から標津郡標津町南7条東1丁目1番6まで
一般国道273号	河東郡上士幌町字東3線229番31地先から上川郡

	上川町層雲峡まで
一般国道273号	上川郡上川町字日東11番3地先から紋別市渚滑町7丁目46番1まで
一般国道274号	札幌市北区北34条西2丁目280番37から札幌市厚別区上野幌3条2丁目1172番まで
一般国道274号	札幌市厚別区大谷地東5丁目から上川郡清水町南4条10丁目4番まで
一般国道274号	上川郡清水町南1条11丁目1番4地先から河東郡士幌町字士幌西2線136番24まで
一般国道274号	中川郡本別町南3丁目20番6地先から白糠郡白糠町上茶路基線150番2まで
一般国道274号	釧路市阿寒町徹別原野34線41番6から川上郡標茶町字標茶3番1まで
一般国道275号	札幌市中央区北1条東13丁目1番2から雨竜郡幌加内町添牛内6243番まで
一般国道275号	中川郡音威子府村字音威子府305から枝幸郡浜頓別町大通り3丁目8番まで
一般国道276号	虻田郡倶知安町北3条西1丁目13番から虻田郡喜茂別町字相川84地先まで
一般国道276号	虻田郡喜茂別町字尻別18番地先から苫小牧市元中野町3丁目9番まで
一般国道276号	岩内郡岩内町字栄から岩内郡共和町国富32番2まで
一般国道276号	岩内郡共和町梨野舞納34番4から岩内郡共和町幌似248番2まで
一般国道276号	岩内郡共和町幌似2033番4から岩内郡共和町幌似2080番1まで
一般国道277号	二世郡八雲町立岩305番1から二世郡八雲町立岩456番4まで
一般国道277号	二世郡八雲町立岩305番1から二世郡八雲町立岩369番1まで
一般国道278号	函館市若松町16番8から函館市新浜町174地先まで
一般国道278号	茅部郡森町字彦間から茅部郡森町森川町292まで
一般国道278号	函館市尾札部から函館市豊崎町204番26まで
一般国道278号	茅部郡鹿部町字大岩48番から茅部郡鹿部町字本別531

	番64まで
一般国道278号	函館市桔梗町435番85地先から函館市赤川町199番4地先まで
一般国道278号	函館市赤川町184番1地先から函館市上湯川町308番22地先まで
一般国道279号	函館市若松町16番8から函館市末広町18番16まで
一般国道333号	上川郡上川町字上越75林班わ小班から北見市端野町二区534番9まで
一般国道334号	目梨郡羅臼町本町36番1から斜里郡斜里町字豊倉70番7まで
一般国道334号	斜里郡斜里町字豊倉51番18から網走郡美幌町報徳76番1まで
一般国道335号	目梨郡羅臼町本町30番1から標津郡標津町字忠類271番まで
一般国道336号	浦河郡浦河町字西幌別から十勝郡浦幌町字共栄97番9地先まで
一般国道336号	十勝郡浦幌町字ウツナイから十勝郡浦幌町字昆布刈石29番14まで
一般国道337号	夕張郡長沼町南長沼東3南7から石狩市生振（生振高架橋）まで
一般国道337号	石狩市新港南2丁目から小樽市銭函3丁目306番まで
一般国道337号	千歳市錦町3丁目から夕張郡長沼町東9線南6まで
一般国道337号	千歳市平和1から千歳市中央852番138まで
一般国道337号（道央圏連絡道路）	千歳市中央1287番から夕張郡長沼町24番22まで
一般国道391号	釧路郡釧路町字別保原野40番9から川上郡弟子屈町字弟子屈原野38線東1番1まで
一般国道391号	川上郡弟子屈町字美留和原野48線西162番1から斜里郡小清水町字北斗261番1まで
一般国道392号	白糠郡白糠町西1条南2丁目1番28から白糠郡白糠町上茶路基線150番2まで
一般国道393号	小樽市若松1丁目9番から虻田郡倶知安町北4条東10丁目1番5まで
一般国道450号	上川郡比布町北8線12号2356番7から紋別郡遠軽町瀬戸瀬東町122番1まで

一般国道450号（旭川紋別自動車道）	紋別郡遠軽町瀬戸瀬東町114番3から紋別郡遠軽町豊里610番1まで
一般国道451号	樺戸郡新十津川町字中央71番8から滝川市大町1丁目1番1まで
一般国道451号	樺戸郡新十津川町中央157番から滝川市空知町3丁目まで
一般国道452号	夕張市紅葉山から芦別市本町123番地まで
一般国道452号	芦別市北4条東1丁目12番3から芦別市旭町142番14まで
一般国道453号	伊達市大滝区清陵から伊達市長和町まで
一般国道453号	札幌市豊平区豊平3条4丁目から苫小牧市丸山まで
道道 札幌夕張線	札幌市厚別区厚別南1丁目1から札幌市厚別区大谷地東6丁目3まで
道道 小樽港線	小樽市潮見台1丁目地先から小樽市港町7番1地先まで
道道 根室半島線	根室市常盤町3丁目28地先から根室市本町4丁目74番地先まで
道道 根室半島線	根室市本町3丁目13番地先から根室市北斗町3丁目6番
道道 江別恵庭線	江別市高砂町地先から恵庭市西島松483番4地先まで
道道 江別恵庭線	恵庭市柏木地先から恵庭市戸磯581番41地先まで
道道 江別恵庭線	恵庭市西島松588番2地先から恵庭市柏陽町3丁目233番3地先まで
道道 岩見沢石狩線	石狩郡当別町栄町50番16地先から石狩郡当別町字川下通地先まで
道道 札幌環状線	札幌市西区二十四軒2条7丁目から札幌市西区八軒6条東5丁目まで
道道 札幌環状線	札幌市西区八軒6条東5丁目から札幌市北区北23条西14丁目まで
道道 札幌環状線	札幌市豊平区平岸6条9丁目4番地から札幌市中央区南19条西16丁目27番地まで
道道 網走端野線	網走市字二見ヶ岡地先から網走市字嘉多山地先まで
道道 札幌当別線	石狩郡当別町ビトエ地先から石狩郡当別町字川下

	通地先まで
道道 札幌当別線	札幌市北区あいの里4条8丁目1から札幌市東区伏古10条1丁目3まで
道道 宮の沢北一条線	札幌市西区宮の沢2条3丁目6から札幌市中央区北1条西10丁目まで
道道 前田新川線	札幌市手稲区手稲前田から札幌市西区八軒10条西11丁目3まで
道道 前田新川線	札幌市北区新川2条12丁目582番地247から札幌市北区新川2条8丁目568番地3まで
道道 本別士幌線	中川郡本別町勇足地先から河東郡士幌町字士幌地先まで
道道 樽前錦岡線	苫小牧市字錦岡地先から苫小牧市字錦岡地先まで
道道 旭川鷹栖インター線	旭川市錦町24丁目2176番地先から旭川市字近文地先まで
道道 銭函インター線	小樽市見晴町地先から小樽市星野町地先まで
道道 小樽石狩線	石狩市新港西3丁目地先から石狩市新港中央1丁目地先まで
道道 小樽石狩線	石狩市新港中央2丁目737番地先から石狩市新港東2丁目161番地1地先まで
道道 嘉多山美幌線	網走市字嘉多山地先から網走郡美幌町字美禽地先まで
道道 上厚真苫小牧線	苫小牧市字沼ノ端53番地先から苫小牧市元中野町4丁目10番地先まで
道道 上厚真苫小牧線	苫小牧市字柏原5番12地先から苫小牧市字柏原1番19地先まで
道道 上厚真苫小牧線	勇払郡厚真町上厚真251番地3地先から苫小牧市字勇払149番10地先まで
道道 岩内港線	岩内郡岩内町字万代地先から岩内郡岩内町字栄地先まで
道道 紋別丸瀬布線	紋別市渚滑町地先から紋別市北浜町1丁目地先まで
道道 紋別丸瀬布線	紋別市北浜町1丁目10番地先から紋別市弁天町3丁目2番1地先まで
道道 真駒内御料札幌線	札幌市清田区真栄3条2丁目18から札幌市厚別区上野幌3条1丁目1まで
道道 下手稲札幌線	札幌市西区発寒14条14丁目地先から札幌市中央区

	北1条西10丁目まで
道道 西野白石線	札幌市中央区北1条西25丁目1から札幌市中央区南9条西22丁目1まで
道道 西野白石線	札幌市中央区南19条西16丁目29番地から札幌市中央区南9条西22丁目2番地まで
道道 上向別浦河停車場線	浦河郡浦河町字向別392番3地先から浦河郡浦河町堺町地先まで
道道 石狩湾新港線	石狩市新港地先から石狩市花畔地先まで
道道 新富士停車場線	釧路市新富士町地先から釧路市星が浦大通1丁目6番1地先まで
道道 当麻比布線	上川郡当麻町宇園別地先から上川郡比布町新町地先まで
道道 北旭川停車場永山線	旭川市永山町6丁目地先から旭川市永山町10丁目地先まで
道道 北旭川停車場永山線	旭川市流通団地2条4丁目30番4地先から旭川市永山北2条6丁目20番1地先まで
道道 苫小牧環状線	苫小牧市真砂町1番地先から苫小牧市字勇払地先まで
道道 苫小牧環状線	苫小牧市新開町1丁目地先から苫小牧市住吉町1丁目地先まで
道道 苫小牧環状線	苫小牧市泉町1丁目2番10地先から苫小牧市泉町2丁目27番9地先まで
道道 苫小牧環状線	苫小牧市真砂町121番地先から苫小牧市真砂町311番地先まで
道道 苫小牧環状線	苫小牧市勇払50番1地先から苫小牧市東開町6丁目1番1地先まで
道道 釧路西港線	釧路市西港2丁目地先から釧路市星が浦南1丁目地先まで
道道 札幌北広島環状線	札幌市手稲区西宮の沢4条1丁目地先から札幌市北区新琴似町777まで
道道 札幌北広島環状線	江別市工栄町27番地先から江別市元江別850番地先まで
道道 三笠栗山線	三笠市岡山町1057番1地先から夕張郡栗山町湯池地先まで
道道 江別インター線	江別市元江別850番地先から江別市元野幌1188番4地先まで

道道 函館上磯線	函館市湯川町3丁目3番11地先から北斗市七重浜6丁目390番5地先まで
道道 苫小牧東インター線	苫小牧市字植苗427番16地先から苫小牧市字植苗653番7地先まで
道道 千歳鷗川線	勇払郡むかわ町田浦177番地先から勇払郡むかわ町美幸3丁目5番地先まで
道道 豊富浜頓別線	天塩郡豊富町字上サロベツ2544番38地先から天塩郡豊富町字上サロベツ1192番地先まで
道道 釧路鶴居弟子屈線	釧路市新富町1番10地先から釧路市鳥取大通4丁目地先まで
道道 湧洞豊頃停車場線	中川郡豊頃町湧洞32番1地先から中川郡豊頃町字ウシシュベツ949番地先まで
道道 小樽定山溪線	小樽市新光1丁目8番4地先から小樽市新光2丁目28番5地先まで
道道 留萌港線	留萌市大町1丁目92番6地先から留萌市本町2丁目21番1地先まで
道道 鷹栖東神楽線	旭川市東鷹栖4線13号644番2地先から上川郡東神楽町字東神楽624番9地先まで
道道 鷹栖東神楽線	旭川市東旭川町旭正211番3地先から上川郡東神楽町字東神楽295番6地先まで
道道 豊頃糠内芽室線	帯広市大正町東4線109番3地先から帯広市大正町本通1丁目1番地先まで
道道 函館空港線	函館市高松町569番33地先から函館市高松町220番1地先まで
道道 女満別空港線	網走郡大空町女満別中央210番1地先から網走郡大空町女満別本通4丁目19番1地先まで
道道 釧路空港線	釧路市鶴丘2番288地先から釧路市鶴丘8線162番5地先まで
道道 旭川空港線	上川郡東神楽町字千代ヶ岡35番4地先から旭川市西神楽2線17号349番地先まで
道道 千歳インター線	千歳市本町2丁目1番地先から千歳市泉沢868番20地先まで
道道 深川豊里線	深川市音江町字広里59番7地先から深川市音江町2丁目8番地先まで
道道 白老大滝線	白老郡白老町字白老436番54地先から白老郡白老町字白老722番1地先まで

道道 旭川環状線	旭川市神居2条1丁目209番1地先（国道12号交点）から旭川市末広8条3丁目1番15地先まで
道道 旭川環状線	旭川市緑が丘南5条2丁目57番14地先から旭川市西御料5条1丁目63番9地先まで
道道 旭川環状線	旭川市神居町雨紛129番地先から旭川市緑が丘南5条2丁目2番地先まで
道道 上磯峠下線	北斗市中央3丁目38番4地先から北斗市中野通497番地先まで
道道 上磯峠下線	北斗市市渡605番1地先から亀田郡七飯町字峠下211番地先まで
道道 新帯広空港線	帯広市泉町西9線中9番12地先から帯広市大正町東4線109番3地先まで
道道 釧路環状線	釧路市愛国東1丁目1番20地先から釧路市星が浦大通1丁目6番1地先まで
道道 赤平奈井江線	空知郡奈井江町字奈井江298番1地先から空知郡奈井江町字奈井江562番2地先まで
道道 岩見沢三笠線	岩見沢市岡山町69番地先から三笠市岡山350番2地先まで
道道 恵庭岳公園線	恵庭市牧場302番1地先から恵庭市新町52番2地先まで
道道 稚内幌延線	稚内市大字声問村字声問2980番8地先から稚内市大字声問村字声問1459番6地先まで
道道 稚内幌延線	天塩郡幌延町元町51番地5地先から天塩郡幌延町字幌延225番1地先まで
道道 室蘭インター線	室蘭市陣屋町3丁目4番8地先から室蘭市崎守町313番2地先まで
道道 美唄富良野線	美唄市西1条北5丁目1番2地先から美唄市東明1条2丁目1番地先まで
道道 愛別当麻旭川線	上川郡愛別町字本町346番2地先から上川郡愛別町字愛別1071番2地先まで
道道 愛別当麻旭川線	旭川市新星町5丁目882番23地先から旭川市大雪通2丁目484番4地先まで
道道 伊達インター線	伊達市舟岡町239番3地先から伊達市松ヶ枝町201番3地先まで
道道 稚内空港線	稚内市大字声問村字声問6744番6地先から稚内市

	大字声問村字声問1459番6地先まで
道道 旭川北インター線	旭川市東鷹栖4線13号644番2地先から旭川市東鷹栖4線13号644番1地先まで
道道 女満別空港インター線	網走郡大空町女満別中央202番1地先から網走郡大空町女満別中央203番1地先まで
道道 愛別インター線	上川郡愛別町字愛別1071番2地先から上川郡愛別町字愛別1073番4地先まで
道道 厚別平岡線	札幌市清田区平岡1条6丁目323番地20から札幌市厚別区上野幌1条3丁目876番地14まで
道道 新千歳空港線	千歳市美々988番65地先から苫小牧市美沢209番5地先まで
道道 夕張新得線	勇払郡占冠村字占冠97番1地先から勇払郡占冠村字トマム2440番1地先まで
道道 トマムインター線	勇払郡占冠村字トマム828番5地先から勇払郡占冠村字トマム828番5地先まで
道道 中札内インター線	河西郡中札内村大通北1丁目19番1地先から河西郡中札内村協和東3線248番9地先まで
道道 落部インター線	二世郡八雲町東野258番地先から二世郡八雲町東野835番2地先まで
道道 占冠インター線	勇払郡占冠村字シムカプ原野48番5地先から勇払郡占冠村字シムカプ原野48番2地先まで
道道 むかわ穂別インター線	勇払郡むかわ町穂別長和30番9地先から勇払郡むかわ町穂別長和252番1地先まで
道道 上磯厚沢部線	北斗市茂辺地1丁目215番1地先から北斗市茂辺地669番1地先まで
道道 森インター線	茅部郡森町字森川町292番1地先から茅部郡森町字森川町317番4地先まで
道道 茂辺地インター線	北斗市茂辺地669番1地先から北斗市茂辺地817番1地先まで
道道 士別剣淵インター線	士別市南町東4区469番19地先から士別市南町東4区1876番13地先まで
道道 芽室帯広インター線	帯広市西25条北1丁目10番地先から河西郡芽室町西士狩北1線1地先まで
道道 帯広川西インター線	帯広市川西町基線45地先から帯広市川西町西1線49地先まで
道道 本別インター線	中川郡本別町共栄39番1地先から中川郡本別町共栄

	44番6地先まで
道道 幸福インター線	帯広市幸福町東6線166番3地先から帯広市幸福町東2線163番18地先まで
道道 北見津別線	網走郡津別町字本町146番2地先から北見市北上739番1地先まで
道道 北見置戸線	北見市北上739番1地先から北見市北上338番34地先まで
道道 大沼公園インター線	茅部郡森町字赤井川66番12地先から茅部郡森町字赤井川82番1地先（国道5号交点）まで
道道 室蘭環状線	室蘭市東町2丁目5番2地先（国道37号交点）から室蘭市日の出町2丁目31番9地先（国道36号交点）まで
道道 更別停車場線	河西郡更別村字更別南1線92番49地先から河西郡更別村字更別南1線96番15地先（国道236号交点）まで
道道 駒島更別線	河西郡更別村字更別南1線91番51地先から河西郡更別村字更別南1線83番2地先まで
道道 新千歳空港インター線	千歳市平和1006番1334地先（道道泉沢新千歳空港線交点）から千歳市泉沢1007番7地先（高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線交点）まで
道道 泉沢新千歳空港線	千歳市柏陽5丁目14番地先から苫小牧市美沢323番1地先（道道新千歳空港線交点）まで
道道 釧路インター線	釧路市鶴野79番161地先から釧路市北園41番3131地先（国道38号交点）まで
道道 早来千歳線	千歳市美々758番7地先（国道36号交点）から千歳市駒里2500番地先まで
道道 早来千歳線	千歳市平和1026番44地先（国道36号交点）から千歳市上長都960番地先（国道36号交点）まで
道道 上庶路庶路停車場線	白糠郡白糠町庶路基線146番4地先から白糠郡白糠町庶路西1線5番12地先（国道38号交点）まで
道道 石狩手稲線	石狩市花畔695番1地先（国道231号交点）から札幌市手稲区手稲前田494番9地先まで
道道 奈井江浦臼線	空知郡奈井江町字奈井江原野2035番13地先（道道江別奈井江線交点）から樺戸郡浦臼町キウスナイ197番26

	地先（国道275号交点）まで
道道 江別奈井江線	空知郡奈井江町字奈井江原野2035番13地先から空知郡奈井江町118番2地先（国道12号交点）まで
道道 岩見沢停車場線	岩見沢市利根別町2番1地先（国道12号交点）から岩見沢市利根別町1番1地先まで
道道 比布愛別停車場線	上川郡比布町878番地67地先（国道40号交点）から上川郡比布町1141番3地先まで
道道 北見常呂線	北見市本町5丁目2番27地先（国道39号交点）から北見市美芳町8丁目4番7地先まで
道道 比布厚賀停車場線	沙流郡日高町字美原6番1地先から沙流郡日高町字厚賀156番57地先まで
道道 中央東線	室蘭市東町5丁目11番地先から室蘭市東町1丁目19番地先まで
道道 音更池田線	河東郡音更町字東音更西3線4番2地先から中川郡池田町字信取110番1地先（国道242号交点）まで
道道 登余市停車場線	余市郡余市町黒川町8丁目47番3地先（国道5号交点）から余市郡余市町登町320番5地先まで
道道 小樽環状線	小樽市塩谷1丁目602番2地先（国道5号交点）から小樽市塩谷3丁目76番18地先まで
道道 小樽塩谷インター線	小樽市塩谷4丁目77番12地先から小樽市塩谷3丁目76番18地先（道道小樽環状線交点）まで
道道 函館港線	函館市港町1丁目33番2地先（函館市道函館港幹線臨港道路湾岸線交点）から函館市港町1丁目33番1地先（一般国道227号交点）まで
道道 寿都黒松内線	寿都郡黒松内町字北作開172番1地先から山越郡長万部町字蕨岱355番2地先まで
道道 大曲工業団地美しが丘線	北広島市大曲幸町5丁目1番3地先から札幌市清田区美しが丘3条10丁目463番6地先まで
道道 仁別大曲線	北広島市大曲幸町4丁目4番14地先から北広島市大曲195番1地先まで
道道 川向端野線	北見市端野町川向68番1地先から北見市ひかり野5丁目1番4地先まで
道道 厚真浜厚真停車場線	勇払郡厚真町字上厚真328番1地先から勇払郡厚真町字上厚真342番3地先まで
道道 山部北の峰線	富良野市字下五区4923番1地先から富良野市末広町8番1地先まで

道道 中標津空港線	標津郡中標津町北中9番2地先から標津郡中標津町東二条南11丁目7番4地先まで
道道 新紋別空港線	紋別市小向19番4地先から紋別市小向6番7地先まで
道道 網走停車場線	網走市新町3丁目13番5地先から網走市南1条西1丁目1番1地先まで
道道 稚内天塩線	稚内市中央3丁目567番5地先から稚内市中央3丁目225番2地先まで
道道 抜海港線	稚内市ノシャップ1丁目395番10地先から稚内市中央3丁目225番2地先まで
道道 紋別港線	紋別市港町5丁目12番1地先から紋別市元紋別59番4地先まで
道道 花咲港線	根室市花咲港123番2地先から根室市大正町1丁目32番1地先まで
道道 根室港線	根室市本町4丁目41番2地先から根室市弥栄町1丁目18番1地先まで
道道 小樽海岸公園線	小樽市高島1丁目4番10地先から小樽市色内2丁目1番20地先まで
道道 函館漁港線	函館市入舟町3番8地先から函館市末広町22番1地先まで
道道 室蘭港線	室蘭市祝津町1丁目1番7地先から室蘭市海岸町3丁目28番3地先まで
道道 中渚滑紋別停車場線	紋別市本町4丁目32番4地先から紋別市本町1丁目34番1地先まで
道道 小樽港稲穂線	小樽市稲穂5丁目2番1地先から小樽市稲穂5丁目11番3地先まで
道道 網走港線	網走市南五条東6丁目10番1地先から網走市南2条東1丁目7番2地先まで
道道 北旭川停車場線	旭川市流通団地一条4丁目40番1地先から旭川市流通団地一条3丁目14番3地先まで
道道 奥瀬戸瀬戸瀬停車場線	紋別郡遠軽町瀬戸瀬東町116番5地先から紋別郡遠軽町瀬戸瀬東町119番1地先まで
道道 名寄停車場線	名寄市大通南6丁目18番1地先から名寄市東1条南9丁目まで
道道 名寄停車場線	名寄市東1条南9丁目から名寄市西4条南10丁目10番1地先まで

道道 旭名寄線	名寄市東1条南9丁目1番6地先から名寄市東6条南9丁目109番2地先まで
道道 苫小牧中央インター線	苫小牧市字高丘41番71地先から苫小牧市字高丘41番18地先まで
道道 函館空港インター線	函館市高松町506番4地先から函館市上湯川町297番1地先まで
道道 置戸福野北見線	北見市北上223番1地先から北見市北上271番1地先まで
道道 北見環状線	北見市緑町4丁目2番9地先から北見市中央三輪3丁目530番118地先まで
市道 旭山公園米里線	札幌市中央区南9条西22丁目1から札幌市豊平区豊平3条3丁目2まで
市道 旭山公園米里線	札幌市白石区菊水上町1条3丁目52番16地先から札幌市白石区菊水上町2条3丁目52番391地先まで
市道 北大横断線	札幌市中央区北21条西15丁目1から札幌市中央区北22条西15丁目1まで
市道 樽川支線	札幌市中央区北22条西15丁目1から札幌市西区八軒10条東4丁目1まで
市道 南4条線	札幌市中央区南4条西3丁目から札幌市中央区南4条西10丁目まで
市道 競馬場線	札幌市中央区北18条西15丁目3から札幌市中央区北21条西15丁目1まで
市道 平和通線	札幌市白石区流通センター7丁目9から札幌市厚別区厚別中央3条1丁目10まで
市道 平和通線	札幌市厚別区厚別中央3条1丁目10から札幌市白石区流通センター6丁目4まで
市道 流通団地17号線	札幌市白石区流通センター6丁目地先から札幌市厚別区厚別中央4条2丁目地先まで
市道 大谷地本線	札幌市白石区本通18丁目北3から札幌市白石区流通センター2丁目1まで
市道 信濃中学校通北線	札幌市白石区流通センター7丁目9から札幌市白石区平和通17丁目北802番142地先まで
市道 大谷地8号線	札幌市白石区流通センター5丁目1から札幌市白石区流通センター4丁目2まで
市道 ひばりが丘団地沿線	札幌市厚別区厚別中央3条1丁目10から札幌市厚別区厚別南1丁目1まで

市道 新川支線	札幌市西区八軒10条東4丁目1から札幌市西区八軒10条西10丁目3まで
市道 二十四軒第3横線	札幌市西区二十四軒1条1丁目3から札幌市西区二十四軒1条2丁目4まで
市道 二十四軒1条線	札幌市中央区北6条西27丁目1から札幌市西区二十四軒1条1丁目3まで
市道 流通団地13号線	札幌市白石区流通センター7丁目3から札幌市白石区流通センター7丁目2まで
市道 流通団地18号線	札幌市白石区流通センター7丁目2から札幌市白石区流通センター7丁目2まで
市道 羊ヶ丘線	札幌市清田区美しが丘1条9丁目453番地4から札幌市豊平区平岸6条9丁目5番地まで
市道 中央ふ頭通	函館市海岸町23番8号から函館市海岸町15番1号まで
市道 海岸1号線	函館市海岸町23番から函館市海岸町16番29号まで
市道 住吉線	小樽市有幌町97番から小樽市有幌町1番まで
市道 港線	小樽市港町から小樽市有幌町1番まで
市道 南川沿通り	留萌市末広町2丁目から留萌市元町1丁目まで
市道 早道通り	留萌市元川町1丁目から留萌市末広町2丁目まで
市道 双葉大通線	苫小牧市双葉町1丁目1番から苫小牧市住吉町1丁目4番まで
市道 埠頭通線	苫小牧市元中野町4丁目13番から苫小牧市港町1丁目1番まで
市道 沼ノ端1号線	苫小牧市字沼ノ端230番から苫小牧市字沼ノ端623番まで
市道 臨港1号線	苫小牧市明野元町1丁目11番から苫小牧市晴海町30番まで
市道 新明町東中通	苫小牧市新明町1丁目9番828先から苫小牧市新明町1丁目9番993先まで
市道 新明町西中通	苫小牧市新明町3丁目9番604先から苫小牧市新明町3丁目9番539先まで
市道 明野西一条通	苫小牧市明野新町2丁目2番から苫小牧市明野新町6丁目35番まで
市道 明野西一条通	苫小牧市新明町4丁目18番地から苫小牧市新明町4丁目18番地まで
市道 真砂大通	苫小牧市真砂町41番から苫小牧市真砂町42番2ま

	で
市道 明野西 3 条通	苫小牧市柳町 1 丁目 5 番から苫小牧市あけぼの町 5 丁目 9 番949まで
市道 新開町 7 条線	苫小牧市新開町 3 丁目10番から苫小牧市新開町 1 丁目11番 1 まで
市道 明野北二条通線	苫小牧市新明町 4 丁目17番 9 地先から苫小牧市新明町 2 丁目 1 番地先まで
市道 新明町中央東通線	苫小牧市新明町 1 丁目地先から苫小牧市新明町 1 丁目 2 番地先まで
市道 新明町中央通	苫小牧市新明町 2 丁目 1 番地先から苫小牧市新明町 2 丁目 1 番地先まで
市道 新明町中央通	苫小牧市新明町 3 丁目 4 番地から苫小牧市新明町 3 丁目 3 番地まで
市道 明野西 1 条通線	苫小牧市新明町 4 丁目 5 番 6 地先から苫小牧市新明町 4 丁目17番 9 地先まで
市道 あけぼの町 1 号線	苫小牧市あけぼの町 3 丁目 9 番1148地先から苫小牧市あけぼの町 3 丁目 9 番723地先まで
市道 明野南 3 条線	苫小牧市新開町 2 丁目地先から苫小牧市新開町 4 丁目地先まで
市道 明野西 3 条通線	苫小牧市新開町 2 丁目地先から苫小牧市新開町 2 丁目地先まで
市道 大黒北 4 条通	稚内市大黒 2 丁目 9 番から稚内市末広 1 丁目 4 番まで
市道 埠頭幹線	稚内市末広 1 丁目 4 番から稚内市新港町まで
市道 埠頭幹線	稚内市末広 2 丁目 3 番地先から稚内市末広 2 丁目 1 番地先まで
市道 江別恵庭線	恵庭市西島松から恵庭市柏木まで
市道 花畔北 8 線	石狩市新港南 2 丁目725番 1 地先から石狩市新港南 2 丁目まで
市道 花畔北 8 線	石狩市新港南 1 丁目19番地26から石狩市新港南 1 丁目19番地43まで
市道 第 3 埠頭中央線	小樽市港町から小樽市港町 3 番地先まで
市道 北浜通	稚内市中央 2 丁目1444番地先から稚内市中央 2 丁目11番地先まで
市道 鳥取西通	釧路市鳥取大通 6 丁目 4 番 1 地先から釧路市鳥取北 6 丁目 5 番25地先まで

市道 北上西7号南道路	北見市北上272番2地先から北見市北上824番1地先まで
市道 北上西7号南道路	北見市北上272番7地先から北見市北上294番4地先まで
市道 明野西3条通	苫小牧市新開町2丁目3番地先から苫小牧市新開町2丁目10番地先まで
市道 明野西2条通	苫小牧市新開町4丁目7番地先から苫小牧市新明町2丁目1番地先まで
市道 白石神社西6号線	札幌市白石区平和通10丁目南71番地先から札幌市白石区平和通16丁目北801番413地先まで
市道 平和通8号線	札幌市白石区平和通6丁目南96番地先から札幌市白石区平和通9丁目南47番地先まで
市道 白石駅前4号線	札幌市白石区平和通5丁目北118番地先から札幌市白石区平和通1丁目北150番地先まで
市道 白石中央3条線	札幌市白石区中央2条1丁目116番地先から札幌市白石区中央2条7丁目90番地先まで
市道 菊水上町3条4丁目線	札幌市白石区菊水上町3条4丁目490番2地先から札幌市白石区菊水上町3条4丁目281番6地先まで
市道 菊水上町3条4丁目1号線	札幌市白石区菊水上町3条3丁目209番9地先から札幌市白石区菊水上町3条4丁目7番11地先まで
市道 菊水上町2・3条3丁目1号線	札幌市白石区菊水上町2条3丁目52番392地先から札幌市白石区菊水上町3条3丁目209番12地先まで
市道 北郷1丁目線	札幌市白石区中央2条4丁目1番1地先から札幌市白石区中央2条4丁目48番地先まで
市道 美々東通	千歳市駒里2500番地（道道早来千歳線交点）から千歳市美々758番179まで
市道 美々北通	千歳市美々758番179から千歳市柏台1390番4（道道早来千歳線交点）まで
市道 柏木工業団地通	恵庭市北柏木町3丁目4（道道江別恵庭線交点）から恵庭市北柏木町3丁目26まで
市道 牧場大町線	恵庭市美咲野2丁目11（道道恵庭岳公園線交点）から恵庭市美咲野2丁目2まで
市道 恵南柏木通	恵庭市美咲野2丁目2から恵庭市北柏木町3丁目83（道道江別恵庭線交点）まで
市道 南10条中央線	札幌市中央区南10条西10丁目1268番11地先から札幌市中央区南10条西10丁目1268番9地先まで

市道 太平1号線	札幌市北区太平2条1丁目地先から札幌市北区太平6条3丁目地先まで
市道 北18条線	札幌市東区北18条東1丁目11番65地先から札幌市東区北18条東1丁目11番62地先まで
市道 幌北線	札幌市東区北18条東1丁目地先から札幌市東区北34条東1丁目地先まで
市道 2号用水線	札幌市豊平区豊平3条13丁目地先から札幌市白石区中央2条3丁目地先まで
市道 米里線	札幌市白石区米里2条1丁目地先から札幌市白石区米里5条2丁目地先まで
市道 米里循環通線	札幌市白石区米里5条2丁目8番地先から札幌市白石区米里5条2丁目15番地先まで
市道 米里東通線	札幌市白石区米里3条2丁目1番1地先から札幌市白石区米里5条2丁目8番地先まで
市道 米里流通通線	札幌市白石区米里3条2丁目地先から札幌市白石区米里4条2丁目地先まで
市道 厚別東北郷線	札幌市厚別区厚別西4条6丁目地先から札幌市厚別区厚別西4条3丁目地先まで
市道 厚別東町1号線	札幌市厚別区厚別中央4条2丁目地先から札幌市厚別区厚別中央5条2丁目地先まで
市道 山本線	札幌市厚別区厚別中央5条2丁目地先から札幌市厚別区厚別西4条3丁目地先まで
市道 東月寒83号線	札幌市豊平区月寒東3条11丁目地先から札幌市豊平区月寒東2条13丁目地先まで
市道 北野通線	札幌市豊平区月寒東2条13丁目地先から札幌市清田区平岡3条1丁目地先まで
市道 北野里塚旧道線	札幌市清田区平岡2条6丁目地先から札幌市清田区里塚2条6丁目地先まで
市道 清田通線	札幌市清田区北野2条2丁目地先から札幌市清田区清田2条1丁目地先まで
市道 平岡39号線	札幌市清田区平岡3条1丁目地先から札幌市清田区平岡3条5丁目地先まで
市道 明野西一中通	苫小牧市明野新町2丁目1番1先から苫小牧市明野新町6丁目9番916先まで
市道 川北通	釧路市新富町2番11地先から釧路市入江町12番1地先まで

市道 星が浦南 3 線	釧路市星が浦南 1 丁目 4 番 11 地先から釧路市星が浦南 2 丁目 7 番 21 地先まで
市道 星が浦南 5 号	釧路市星が浦南 1 丁目 7 番 14 地先から釧路市星が浦南 1 丁目 6 番 1 地先まで
市道 相生通	富良野市本町 6 番 29 から富良野市本町 2 番 27 まで
市道 中央通 1	富良野市本町 2 番 27 から富良野市朝日町 3 番 1 まで
市道 朝日通	富良野市朝日町 3 番 1 から富良野市朝日町 3 番 1 まで
市道 港通	石狩市新港中央 1 丁目 202 番地 16 から石狩市新港中央 1 丁目 348 番地 4 まで
市道 花畔北 6 線	石狩市新港南 3 丁目 705 番地 5 から石狩市新港南 3 丁目 703 番地 7 まで
市道 大曲工場 4 号線	北広島市大曲工業団地 6 丁目 2 番 14 から北広島市大曲工業団地 6 丁目 3 番 3 まで
市道 流通通線	石狩市新港西 1 丁目 719 番地 18 から石狩市新港西 2 丁目 187 番地 (小樽市・石狩市境界) まで
市道 流通通線	小樽市銭函 5 丁目 143 番地先から小樽市銭函 5 丁目 68 番地 2 先まで
市道 海岸町 3 丁目 3 号通線	室蘭市海岸町 1 丁目 89 番地先から室蘭市海岸町 3 丁目 28 番 1 地先まで
市道 母恋・東町大通線	室蘭市母恋北町 2 丁目 94 番地先から室蘭市東町 1 丁目 6 番 1 地先まで
市道 東部中央線	苫小牧市字静川 32 番地から苫小牧市字静川 34 番地まで
市道 東部中央線	苫小牧市字静川 7 番地から苫小牧市字弁天 515 番地まで
市道 天北埠頭 2 条通	稚内市大黒 5 丁目 6 番地先から稚内市末広 3 丁目 4 番地先まで
市道 天北埠頭 5 号通	稚内市末広 3 丁目 4 番地先から稚内市末広 2 丁目 6 番地先まで
市道 天北埠頭 9 号通	稚内市末広 4 丁目 5 番地先から稚内市末広 4 丁目 5 番地先まで
市道 端野町 10 号線	北見市端野町三区 356 番 1 地先から北見市端野町三区 347 番 2 地先まで
市道 星が浦西通 1	釧路市星が浦大通 4 丁目 2 番地先から釧路市星が浦南 5 丁目 2 番地先まで

市道 里塚98号線	札幌市清田区里塚緑ヶ丘10丁目から札幌市清田区里塚2条6丁目まで
市道 大曲工業団地美しが丘線	札幌市清田区美しが丘3条10丁目から札幌市清田区美しが丘3条9丁目まで
市道 新富士通1	釧路市新富士町3丁目1番5地先から釧路市新富士町4丁目2番2地先まで
市道 新富士通3	釧路市新富士町3丁目2番1地先から釧路市新富士町3丁目2番11地先まで
市道 築港海岸通線	小樽市築港130番地先から小樽市築港116番1地先まで
市道 築港海岸通線	小樽市築港108番地先から小樽市築港112番地先まで
市道 築港海岸通線	小樽市築港102番地先から小樽市築港105番2地先まで
市道 築港海岸通線	小樽市築港105番2地先から小樽市築港126番地先まで
市道 築港3号線	小樽市築港112番地先から小樽市勝納町21番6地先まで
市道 荷揚通り線	滝川市空知町2丁目8番12地先から滝川市栄町1丁目13番24地先まで
市道 北3丁目通り線	滝川市栄町1丁目13番24地先から滝川市栄町1丁目15番2地先まで
市道 一本松北通	苫小牧市晴海町43番地から苫小牧市一本松町14番11まで
市道 一本松13号線	苫小牧市晴海町43番地から苫小牧市一本松町14番11まで
市道 市場通線	室蘭市日の出町3丁目100番1地先から室蘭市日の出町2丁目50番2地先まで
市道 市場通線	室蘭市日の出町2丁目50番2地先から室蘭市東町2丁目50番1地先まで
市道 東口通線	室蘭市東町2丁目50番1地先から室蘭市東町3丁目100番2地先まで
市道 寿町2丁目4条通線	室蘭市寿町2丁目50番2地先から室蘭市寿町2丁目392番地先まで
市道 新川線	札幌市北区新川1条6丁目から札幌市北区新川2条7丁目まで
市道 新川線	札幌市北区北23条西14丁目から札幌市北区新川2条

	7丁目まで
市道 八軒21号線	札幌市西区八軒5条西8丁目から札幌市北区新川1条6丁目まで
市道 八軒50号線	札幌市西区八軒5条西8丁目から札幌市西区発寒10条2丁目まで
市道 東発寒5号線	札幌市西区発寒5条3丁目から札幌市西区発寒10条2丁目まで
市道 南発寒線	札幌市西区発寒5条3丁目から札幌市西区発寒2条5丁目まで
市道 発寒線	札幌市西区西町南7丁目から札幌市西区発寒2条5丁目まで
市道 北5条線	札幌市中央区北5条東2丁目から札幌市中央区北5条西1丁目まで
市道 東2丁目線	札幌市中央区北5条東2丁目から札幌市中央区北7条東2丁目まで
市道 北7条線	札幌市中央区北7条東2丁目から札幌市中央区北7条西1丁目まで
市道 札幌貨物ターミナル1号線	札幌市白石区流通センター2丁目から札幌市白石区流通センター4丁目まで
市道 札幌貨物ターミナル2号線	札幌市白石区流通センター2丁目から札幌市白石区流通センター2丁目まで
市道 流通団地8号線	札幌市白石区流通センター4丁目から札幌市白石区流通センター4丁目まで
市道 真駒内篠路線	札幌市中央区南5条西1丁目から札幌市中央区北1条西1丁目まで
市道 新明町8条通	苫小牧市新明町4丁目18番地から苫小牧市新明町3丁目4番地まで
町道 波止場通線	岩内郡岩内町字万代から岩内郡岩内町字万代まで
町道 万代広場通線	岩内郡岩内町字万代から岩内郡岩内町字万代まで
町道 役場通線	増毛郡増毛町稲葉町3丁目から増毛郡増毛町見晴町まで
町道 15号道路(甲線)	上川郡比布町807番1地先から上川郡比布町5429番1地先まで
町道 幌延3号線	天塩郡幌延町元町51番地5地先から天塩郡幌延町元町94番地まで
町道 西当北4線	中川郡幕別町忠類共栄8番地7から中川郡幕別町忠

	類協徳13番地2まで
町道 中斜里東1線道路	斜里郡斜里町字川上から斜里郡斜里町字中里21番地まで
町道 下美生北一線	河西郡芽室町東芽室北1線24地先から河西郡芽室町東芽室北1線40地先まで
臨港道路	苫小牧市港町1丁目1番1から苫小牧市港町1丁目1番まで
臨港道路	苫小牧市字勇払148番地の3から苫小牧市字勇払149番地まで
臨港道路	苫小牧市字勇払148番地の3から苫小牧市字勇払145番地まで
臨港道路	苫小牧市晴海町3番地から苫小牧市晴海町30番地まで
臨港道路	苫小牧市入船町1丁目から苫小牧市晴海町44番地まで
臨港道路 勇払埠頭幹線道路	苫小牧市字勇払148番地の8から苫小牧市字勇払134番地まで
臨港道路	釧路市西港1丁目から釧路市西港2丁目まで
臨港道路 港町埠頭3号線	小樽市港町10番3号から小樽市港町9番まで
臨港道路 港町埠頭1号線	小樽市港町10番から小樽市築港8番4号まで
臨港道路 小樽港縦貫線	小樽市港町9番から小樽市築港8番11号まで
臨港道路 勝納埠頭線	小樽市築港8番4号から小樽市築港9番1号まで
臨港道路 勝納築港線Ⅱ	小樽市築港8番11号から小樽市潮見台1丁目まで
臨港道路 勇払埠頭幹線道路	苫小牧市字勇払134番地から苫小牧市字勇払148番地の3まで
私道 流通センター内	札幌市白石区流通センター2丁目から札幌市白石区流通センター4丁目まで

（表）

「	用務	番 号	第	号
		発行日	年	月 日
<b>通行禁止除外指定車</b>				
車 両 番 号	号			
使 用 者				
有 効 期 限	年	月	日	まで
				公 安 委 員 会 印

（裏）

注意事項

- この標章は、公安委員会による通行禁止道路を通行するときは、車両の前面ガラスの見やすい箇所（前面ガラスがない構造の車両にあっては、外部から見やすい位置）に掲出してください。

※ 次の場合には使用できません  
● 一方通行の逆行  
● 特定禁止区間（署長規制区間）の通行

- この標章は、交付を受けた理由以外には使用できません。
- 通行禁止道路を通行する場合は、特に歩行者に注意して徐行してください。
- 現場警察官の指示があったときは、その指示に従ってください。
- この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられる場合があります。
- 次の場合は、速やかに標章を返納してください。
  - 有効期限が経過したとき。
  - 使用する必要がなくなったとき。
  - 再交付を受けた後に亡失した標章を発見したとき（亡失した標章を返納）。
  - 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

注1 用紙の地の色彩は白色、環状の記号は網点で印刷し色彩は黒色、その他の文字の色彩は黒色とする。

2 用紙の大きさは、縦128ミリメートル、横182ミリメートルとする。

（表）

<b>駐 車 禁 止 時間制限駐車区間</b>	番 号	第	号
	発 行 日	年	月 日
<hr/> <hr/> <b>使用中</b> <hr/> <hr/>			
車 両 番 号	号		
使 用 者			
連絡先／用務先	別 紙 の と お り		
有 効 期 限	年	月	日まで
公 安 委 員 会 印			

（裏）

注意事項

- この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている場所又は時間制限駐車区間以外の場所では使用できません。  
※ 次のような場所では駐車できません。
  - 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項各号及び第75条の8）
  - 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
  - 駐車方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
  - 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
  - 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）
- この標章は交付目的の用務に使用中の場合以外は使用できません。
- 車両の運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態で駐車するときは、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面とともに、車両の前面ガラスの見やすい箇所（前面ガラスがない構造の車両にあっては、外部から見やすい位置）に（表）面を掲出してください。
- 現場において警察官の指示があったときは、その指示に従ってください。
- この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられる場合があります。
- 次の場合は速やかに標章を返納してください。
  - (1) 有効期限が経過したとき。
  - (2) 使用する必要がなくなったとき。
  - (3) 再交付を受けた後に亡失した標章を発見したとき（亡失した標章を返納）。
  - (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

（表）

<b>駐 車 禁 止 時間制限駐車区間</b>	番 号	第	号
	発 行 日	年	月 日

---

## 歩 行 困 難 者 使 用 中

---

この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両に限る

運転者の連絡先／用務先      別 紙 の と お り

有 効 期 限                      年      月      日まで

公 安 委 員 会      印

（裏）

注意事項

- この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている場所又は時間制限駐車区間以外の場所では使用できません。

※ 次のような場所では駐車できません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項各号及び第75条の8）
- 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

- この標章は交付目的の用務に使用中の場合以外は使用できません。
- 車両の運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態で駐車するときは、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面とともに、車両の前面ガラスの見やすい箇所（前面ガラスがない構造の車両にあつては、外部から見やすい位置）に（表）面を掲出してください。
- 現場において警察官等の指示があったときは、その指示に従ってください。
- この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられる場合があります。
- 次の場合は速やかに標章を返納してください。
  - 有効期限が経過したとき。
  - 使用する必要がなくなったとき。
  - 再交付を受けた後に亡失した標章を発見したとき（亡失した標章を返納）。
  - 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

被交付者                      住 所                      氏 名

新規（期限切れ）  再交付  更新  記載事項変更（ ）

通行・駐車禁止等除外指定車標章交付申請書		
年      月      日		
公安委員会 殿		
申請者 住 所 氏 名 電話 番 号		
標章種別及び 申請事由	1 通行禁止除外指定車 <input type="checkbox"/> 通常郵便物、電報の集配等 <input type="checkbox"/> 一般廃棄物の収集 <input type="checkbox"/> 道路（附属物）、信号機、道路標識等の建設又は維持管理 2 駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車 <input type="checkbox"/> 通常郵便物、電報の集配等 <input type="checkbox"/> 一般廃棄物の収集 <input type="checkbox"/> 道路（附属物）、信号機、パーキング・チケット発給設備、道路標識等の建設又は維持管理 <input type="checkbox"/> 電気、ガス、水道、電気通信及び鉄道の故障等による緊急修復 <input type="checkbox"/> 医師による緊急往診 <input type="checkbox"/> 報道機関の緊急取材 <input type="checkbox"/> 放置車両の確認及び標章の取付け <input type="checkbox"/> 裁判所（執行官）の強制執行等 <input type="checkbox"/> 狂犬病予防法に基づく犬の捕獲 <input type="checkbox"/> 保護観察所（社会復帰調整官）による緊急用務 <input type="checkbox"/> 患者輸送車、車いす移動車	
標章の使用者 （主たる営業所）	所在地 名 称	
車 両 番 号		
備 考		本 部 受 付
		警 察 署 受 付
旧 標 章	標 章 番 号	
	有 効 期 限	年      月      日
新 標 章	標 章 番 号	
	発 行 日	年      月      日
		受 理 者

注1 申請者が法人であるときは、住所欄には所在地、氏名欄には名称及び代表者名を記入すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

新規（期限切れ）  再交付  更新  記載事項変更（ ）

駐車禁止等除外指定車標章交付申請書（歩行困難者用）

年 月 日

公安委員会 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号

標章の使用者（歩行困難者用）	住 所					
	氏 名					
	生年月日	年	月	日	運転免許 有・無	
	電話番号	自宅	-	-	携帯	-
		勤務先	-	-	(名称: )	
	申 請 理 由	手帳の種別及び記載内容について記入してください。				
		<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	手帳番号 第 号			
		手帳に記載のある障害名に☑をし、個別の等級が分かるときはそれぞれの等級を記入してください。				
		<input type="checkbox"/> 視 覚 ( 級)	<input type="checkbox"/> 聴 覚 ( 級)	<input type="checkbox"/> 平衡機能 ( 級)		
		<input type="checkbox"/> 上 肢 ( 級)	<input type="checkbox"/> 下 肢 ( 級)	<input type="checkbox"/> 体 幹 ( 級)		
<input type="checkbox"/> 運動機能・上肢 ( 級)		<input type="checkbox"/> 運動機能・移動 ( 級)				
<input type="checkbox"/> 心 臓 ( 級)		<input type="checkbox"/> じん臓 ( 級)	<input type="checkbox"/> 呼 吸 器 ( 級)			
<input type="checkbox"/> ぼうこう又は直腸 ( 級)		<input type="checkbox"/> 小 腸 ( 級)	<input type="checkbox"/> 免 疫 ( 級)	身体障害者等級表による級別	級	
<input type="checkbox"/> 肝 臓 ( 級)						
備 考	<input type="checkbox"/> 療育手帳（療育A）	手帳番号 第 号				
	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳（1級）	手帳番号 第 号				
	<input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳（ 項）	手帳番号 第 号				
	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾患児手帳（色素性乾皮症）	手帳番号 第 号				
備 考			本 部 受 付	警 察 署 受 付		
旧 標 章	標 章 番 号					
	有 効 期 限	年	月	日		
新 標 章	標 章 番 号					
	発 行 日	年	月	日	受 理 者	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第4号（第5条関係）

<p>信号機設置 管理委任申請書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>公安委員会 殿</p>	
<p>申請者 住所</p>	
<p>氏名</p>	
<p>事業所名</p>	
設置・管理責任者	住所
	氏名
設置年月日	
設置場所	
設置期間	
設置・管理の委任を受けようとする理由	
信号機の種別型式	
備 考	

- 注 1 設置場所の略図を添付すること。  
2 信号機の仕様書を添付すること。  
3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第5号（第5条関係）

<p style="font-size: 1.2em;">信号機設置管理委任書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">公安委員会 印</p> <p style="margin-top: 20px;">道路交通法施行細則第5条の規定により、下記の信号機の設置、管理を委任する。</p>		
設置管理責任者	住所	
	氏名	
設置年月日		
設置場所		
設置期間		
信号機の種別・型式		
条件		

- 注1 信号機の設置又は管理の委任が解除されたときは、本委任書を返納すること。
- 2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第6号 削除

別記様式第7号 (第7条関係)

駐 車 許 可 申 請 書		第 号
警察署長 殿		年 月 日
申 請 者	住 所 氏 名	
車 両 番 号		
駐車許可の日時		
駐車許可の場所		
駐車が必要な理由		
駐車場所周辺の見取り図	当該申請に係る場所及びその周辺の見取図(建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したものは、別紙のとおりである。	
<p>上記申請については、次のいずれにも該当(ただし、4についてはそのいずれかに該当)することから申請いたします。</p> <p>1 申請に係る日時</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯ではない。</li><li>○ 目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものではない。</li></ul> <p>2 申請に係る場所及び方法</p> <p>駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所、方法ではない。</p> <p>(1) 駐車禁止規制のみが行われている場所の場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 無余地となる場所及び放置駐車となる場所にあつては道路交通法第45条第1項各号に掲げる場所ではない。</li></ul> <p>(2) 時間制限駐車区間の場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所ではない。</li></ul> <p>3 駐車に係る用務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 公共交通機関等による移動では目的が達成できない。</li><li>○ 5分を超えない貨物の積卸し(時間制限駐車区間においては、道路標識等により表示された時間以内での駐車)その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能である。</li><li>○ 道路使用(道路交通法第77条第1項各号)を伴う用務ではない。</li></ul> <p>4 駐車可能な場所(該当する箇所の方に印を付けること。)</p> <p>次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある場合は、当該用務先の直近</li><li><input type="checkbox"/> その他の車両にあつては、用務先から概ね100メートル以内</li><li><input type="checkbox"/> これらの利用がおよそ不可能な理由 ( )</li></ul>		
備 考		

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第8号（第7条関係）

駐 車 許 可 証		第 号
申 請 者	住 所 氏 名	
車 両 番 号		
駐車許可の日時		
駐車許可の場所		
駐車が必要な理由		
許 可 の 条 件		
年 月 日		警 察 署 長 印

注意事項

- 1 許可の使用目的以外には、許可証を使用できません。
- 2 許可証を使用し駐車する場合には、車両の前面ガラスの見やすい箇所（前面ガラスがない構造の車両にあっては、外部から見やすい位置）に掲出してください。
- 3 車両の運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態で駐車するときは、連絡先又は用務先を記載した書面とともに、車両の前面ガラスの見やすい箇所（前面ガラスがない構造の車両にあっては、外部から見やすい位置）に掲出してください。
- 4 現場において警察官の指示があったときは、その指示に従ってください。
- 5 許可証は、有効期限が経過したとき、又は許可を受けた理由がなくなったときは、速やかに返納してください。
- 6 駐車は、できる限り短時間で終わるように努め、駐車目的を達成した後は速やかに移動してください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

第 号  
年 月 日

届出番号等通知書

殿

公安委員会 印

道路交通法第15条の3第3項の規定により、次のとおり通知します。

記

住 所	
氏名又は名称	
届出番号等	
備 考	

- 注1 遠隔操作型小型車の使用者が法人であるときは、その代表者の氏名を記載すること。  
2 規格は、A列4番縦長とする。

第 号  
年 月 日

遠隔操作型小型車に関する報告・資料提出要求書

殿

公安委員会 印

道路交通法第15条の5第1項の規定により、次のとおり 報 告 を求めます。  
資料の提出

記

住 所	
氏名又は名称	
届出番号等	
報告又は資料の提出を 求める理由	
報告を求める内容	
提出を求める資料	
報告又は提出の期限	
報告先又は提出先	

注1 遠隔操作型小型車の使用者が法人であるときは、その代表者の氏名を記載すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

第 号  
年 月 日

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書

殿

公安委員会 印

道路交通法第15条の6の規定により、次のとおり指示します。

記

住 所	
氏名又は名称	
届出番号等	
指示事項	
指示の理由	

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。  
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前事項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（方面公安委員会の行った処分については、札幌地方裁判所又は方面公安委員会の所在地を管轄する裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提訴することができます。  
なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴することができなくなります。

注1 遠隔操作型小型車の使用者が法人であるときは、その代表者の氏名を記載すること。  
注2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
注3 規格は、A列4番縦長とする。

<p>緊急自動車届出書 道路維持作業用自動車</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>公安委員会 殿</p>	
<p>届出者 住所</p>	
<p>氏名</p>	
<p>用 途</p>	
<p>自動車を使用 する者の住所 及び氏名</p>	
<p>自動車の種類 車名及び型式</p>	
<p>自動車登録番号 又は車両番号</p>	
<p>備 考</p>	

- 注1 自動車を使用する者が法人であるときは、その所在地及び名称とする。
- 2 自動車検査証等の写しを添付すること。
- 3 規格は、A列4番縦長とする。

（表）

第 号	
年 月 日	
緊 急 自 動 車 届 出 確 認 書	
公 安 委 員 会 印	
用 途	
自動車を使用する者の住所及び氏名	
自動車の種類、車名及び型式	
自動車登録番号又は車両番号	

注1 自動車を使用する者が法人であるときは、その所在地及び名称とする。

2 用紙の大きさは、縦182ミリメートル、横128ミリメートルとする。

(裏)

変 更 欄		
事 項	年 月 日	公安委員会印
<p>注1 次の場合は、この届出確認書を速やかに返納すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 緊急自動車として使用する必要がなくなったとき、又は使用できなくなったとき。</li><li>(2) 届出確認書の再交付を受けたとき。</li></ul> <p>2 届出確認書の記載事項の内容に変更を生じたときは、速やかに届け出ること。</p> <p>3 届出確認書は、当該自動車に常時備え付けておくこと。</p>		

（表）

第 号	
年 月 日	
道路維持作業用自動車届出確認書	
公 安 委 員 会 印	
用 途	
自動車を使用する者の住所及び氏名	
自動車の種類、車名及び型式	
自動車登録番号又は車両番号	

注1 自動車を使用する者が法人であるときは、その所在地及び名称とする。

2 用紙の大きさは、縦182ミリメートル、横128ミリメートルとする。

(裏)

変 更 欄		
事 項	年 月 日	公安委員会印
<p>注1 次の場合は、この届出確認書を速やかに返納すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 道路維持作業用自動車として使用する必要がなくなったとき、又は使用できなくなったとき。</li><li>(2) 届出確認書の再交付を受けたとき。</li></ul> <p>2 届出確認書の記載事項の内容に変更を生じたときは、速やかに届け出ること。</p> <p>3 届出確認書は、当該自動車に常時備え付けておくこと。</p>		

別記様式第11号（第8条関係）

<p>緊急自動車 道路維持作業用自動車</p> <p style="margin-left: 200px;">届出確認書記載事項変更届</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 100px;">公安委員会 殿</p> <p style="margin-left: 200px;">届出者 住所</p> <p style="margin-left: 250px;">氏名</p>			
届出確認番号	第 号	届 出 確 認 年 月 日	年 月 日
用 途			
変更した事項	新		
	旧		
備 考			

注 1 届出確認書及び自動車検査証等の写しを添付すること。  
 2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第12号（第8条関係）

緊 急 自 動 車 道路維持作業用自動車				
届出確認書再交付申請書				
年 月 日				
公 安 委 員 会 殿				
届出者 住所				
氏名				
届出確認番号	第 号	届 出 確 認 年 月 日	年 月 日	
再交付の申請理由				
自動車を使用する者の住所及び氏名				
届出に係る自動車	用 途			
	種類、車名型式及び登録番号又は車両番号	種 類	車 名	型 式
				登録番号又は車両番号
備 考				

- 注 1 自動車を使用する者が法人であるときは、その所在地及び名称とする。
- 2 自動車検査証等の写しを添付すること。
- 3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第12号の2（第8条の2関係）

<p>緊急自動車 道路維持作業用自動車</p> <p>指定申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>公安委員会 殿</p> <p>届出者 住所</p> <p>氏名</p>	
用 途	
自動車を使用する者の住所及び氏名	
自動車の種類、車名及び型式	
自動車登録番号又は車両番号	
備 考	

- 注1 自動車を使用する者が法人であるときは、その所在地及び名称とする。
- 2 自動車検査証等の写しを添付すること。
- 3 規格は、A列4番縦長とする。

（表）

第 号	
年 月 日	
緊 急 自 動 車 指 定 書	
公 安 委 員 会 印	
用 途	
自動車を使用する者の住所及び氏名	
自動車の種類、車名及び型式	
自動車登録番号又は車両番号	

注1 自動車を使用する者が法人であるときは、その所在地及び名称とする。

2 用紙の大きさは、縦182ミリメートル、横128ミリメートルとする。

(裏)

変 更 欄		
事 項	年 月 日	公安委員会印
<p>注1 次の場合は、この指定書を速やかに返納すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 緊急自動車として使用する必要がなくなったとき、又は使用できなくなったとき。</li><li>(2) 指定書の再交付を受けたとき。</li></ul> <p>2 指定書の記載事項の内容に変更を生じたときは、速やかに届け出ること。</p> <p>3 指定書は、当該自動車に常時備え付けておくこと。</p>		

別記様式第12号の3の2（第8条の2関係）

（表）

第 号	
年 月 日	
道路維持作業用自動車指定書	
公安委員会 印	
用 途	
自動車を使用する者の住所及び氏名	
自動車の種類、車名及び型式	
自動車登録番号又は車両番号	

注1 自動車を使用する者が法人であるときは、その所在地及び名称とする。

2 用紙の大きさは、縦182ミリメートル、横128ミリメートルとする。

(裏)

変 更 欄		
事 項	年 月 日	公安委員会印
<p>注1 次の場合は、この指定書を速やかに返納すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 道路維持作業用自動車として使用する必要がなくなったとき、又は使用できなくなったとき。</li><li>(2) 指定書の再交付を受けたとき。</li></ul> <p>2 指定書の記載事項の内容に変更を生じたときは、速やかに届け出ること。</p> <p>3 指定書は、当該自動車に常時備え付けておくこと。</p>		

別記様式第12号の4（第8条の2関係）

<p>緊急自動車 指定書記載事項変更届 道路維持作業用自動車</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>			
指 定 番 号	第 号	指 定 年 月 日	年 月 日
用 途			
変更した事項	新		
	旧		
備 考			

- 注 1 届出確認書及び自動車検査証等の写しを添付すること。  
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第12号の5（第8条の2関係）

緊 急 自 動 車 指定書再交付申請書 道路維持作業用自動車				
年 月 日				
公 安 委 員 会 殿				
届出者 住所				
氏名				
届出確認番号	第 号	届 出 確 認 年 月 日	年 月 日	
再交付の申請理由				
自動車を使用する者の住所及び氏名				
届出に係る自動車	用 途			
	種類、車名型式及び登録番号又は車両番号	種 類	車 名	型 式
				登録番号又は車両番号
備 考				

- 注 1 自動車を使用する者が法人であるときは、その所在地及び名称とする。
- 2 自動車検査証等の写しを添付すること。
- 3 規格は、A列4番縦長とする。



(裏)

安全運転管理者等に関する届出書の記載要領

- 1 届出書は、3枚1組となっています。
- 2 各記載欄は、必要事項を必ず記入し、選択記入を求めている欄は、該当する事項を○で囲んでください。
- 3 「届出年月日」欄は、警察署において届出した日を記載してください。
- 4 「届出者の氏名（名称）」、「安全運転管理者等の氏名」及び「自動車の使用の本拠の名称」欄には、必ずふりがなを付けてください。
- 5 「届出の区分」欄の「選任」は選任義務の発生により新規に選任する場合の届出のことを、「解任」は選任義務が消滅する等により解任する場合の届出のことを、「改任」は安全運転管理者等が交代したなど、前任者を解任して引き続き後任者を選任した場合で、解任と選任を同時に行ったときの届出のことを、「変更」は既に届出している届出書の記載事項に変更があった場合の届出のことをいいます。
- 6 「選任年月日」欄は、安全運転管理者等を選任した日を記載してください。
- 7 「職務上の地位」欄は、役職又は担当する係の名称を記載してください。
- 8 「自動車の使用の本拠」欄は、自動車を使用している事業所のことをいい、「名称」は省略することなく正確に記載してください。
- 9 「運転者数」欄は、免許種別ごとの人数を記載してください。ただし、2以上の免許を保有する者については、最上位の免許種別にのみ算入してください。
- 10 「解任理由」欄の「解任命令」は、公安委員会の命令により解任する場合のことをいいます。
- 11 「変更年月日と変更前の事項」欄は、変更の届出をする場合に変更前の内容を記載してください。

業 種 別	備 考	業 種 別	備 考
1 官 公 署		9 卸売・小売業	百貨店を含む。
2 公 団 等	官公立学校、公庫を含む。	10 不 動 産 業	不動産賃貸業を含む。
3 農 業	果樹、樹園、園芸、畜産、養蚕を含む。	11 金融・保険業	銀行業、信託業、証券業を含む。
4 林 業	育林、製薪、木炭製造、木材伐出、狩猟業を含む。	12 運 輸 業	民営鉄道、水運業、沿海運輸、航空運輸、倉庫業を含む。
5 漁 業	水産養殖業を含む。	13 電 気 ・ ガ ス 業	
6 鉱 業	砂・じゃり・玉石採取業を含む。	14 通 信 業	放送業を含む。
7 建 設 業	管工事業、さく井工事業、設備工事業を含む。	15 サ ー ビ ス 業	旅館業、広告業、各種修理業、映画業、医療保険業、各種学校、経済・文化・政治・労働・社会福祉団体、清掃業、ニュース供給業を含む。
8 製 造 業		16 そ の 他	

別記様式第14号（第13条関係）

履 歴 書	
住 所	
ふりがな 氏 名	年 月 日生
職 歴	
上記のとおり相違ありません。	
年 月 日	
氏名	

職 務 経 歴 証 明 書  
運 転

勤 務 先	所在地 名称		
職 ・ 氏 名	年 月 日生		
住 所			
勤務先の名称	勤 務 時 間	業 務 上 の 地 位	業 務 の 内 容
	年 月から 年 月まで	年 月間	
	年 月から 年 月まで	年 月間	
	年 月から 年 月まで	年 月間	
	年 月から 年 月まで	年 月間	
	年 月から 年 月まで	年 月間	
	年 月から 年 月まで	年 月間	
運 転 免 許 証	第 号	交付 年 月 日	公安委員会
	免 許 の 種 類	免 許 年 月 日	免 許 の 条 件
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

使用者又は代理人の職・氏名

注 1 業務の内容欄には、管理の経験又は運転の経験に関する事項を記入すること。  
2 規格は、A列4番縦長とする。

（表）

<div data-bbox="480 1402 1002 1520" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">安全運転管理者証</div>	<p>○ 本証は、道路交通法第74条の3第5項の規定に基づき届出を受けたことを証するものである。</p> <p>注意</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 解任されたときは、本証を届出警察署を通じ返納すること。</li><li>2 本証を紛失、破損したときは、届出警察署に申し出て再交付を受けること。</li><li>3 本証は、他人に貸与したり、譲り渡したりしないこと。</li></ol>
	<p>5.40 cm</p> <p>5.40 cm</p> <p>8.56 cm</p>

(裏)

承認番号

年 月 日

事業所名

安全運転管理者名

年 月 日生

公安委員会 印

安全運転管理者の業務

- 運転者の状況把握
- 安全運転確保のための運行計画の作成
- 長距離、夜間運転時の交替要員の配置
- 異常気象時等の安全運転確保の措置
- 点呼等による安全運転の指示
- 運転日誌の記録
- 運転者に対する指導

（表）

<p>○ 本証は、道路交通法第74条の3第5項の規定に基づき届出を受けたことを証するものである。</p> <p>注意</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 解任されたときは、本証を届出警察署を通じ返納すること。</li><li>2 本証を紛失、破損したときは、届出警察署に申し出て再交付を受け</li><li>3 本証は、他人に貸与したり、譲り渡したりしないこと。</li></ol>	<p>5.40 cm</p>
<p>副安全運転管理者証</p>	<p>5.40 cm</p>

8.56 cm

(裏)

承認番号

年 月 日

事業所名

副安全運転管理者名

年 月 日生

公安委員会 印

安全運転管理者の業務

- 運転者の状況把握
- 安全運転確保のための運行計画の作成
- 長距離、夜間運転時の交替要員の配置
- 異常気象時等の安全運転確保の措置
- 点呼等による安全運転の指示
- 運転日誌の記録
- 運転者に対する指導

第 号

解 任 命 令 書

年 月 日

殿

公 安 委 員 会 印

道路交通法第74条の3第6項の規定のに基づき、あなたから選任届出のあった  
安全運転管理者、  
副安全運転管理者を、次の理由により解任することを命じます。

記

解 任 命 令 する 安 全 運 転 管 理 者 副 安 全 運 転 管 理 者	勤務先 職務上の地位 氏名 年 月 日生( 歳)
理 由	

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に北海道公安委員会に対して審査請求することができます。  
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前事項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（方面公安委員会の行った処分については、札幌地方裁判所又は方面公安委員会の所在地を管轄する裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提訴することができます。  
なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴することができなくなります。

----- き ----- り ----- と ----- り -----

交 付	年 月 日
受 領 者	届出者との続柄 勤務先の名称 氏名 印
取 扱 者	警察署 階級 氏名 印

注 規格はA列4番縦長とする。

第 号

是 正 措 置 命 令 書

年 月 日

殿

公 安 委 員 会 印

自動車の安全な運転が確保されていないと認めたことから、道路交通法第74条の3第8項の規定に基づき、是正のために必要な措置をとることを命じます。

記

理 由	
是 正 措 置 の 内 容	

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。  
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前事項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（方面公安委員会の行った処分については、札幌地方裁判所又は方面公安委員会の所在地を管轄する裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提訴することができます。  
なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴することができなくなります。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第19号（第16条関係）

受 付	年 月 日	教習修了	年 月 日
番 号			
安全運転管理者教習申出書			
公 安 委 員 会 殿		年 月 日	
		氏名	
本籍又は国籍等			
住 所			
ふ り が な 氏 氏 名	年 月 日生( 歳)		
勤 務 先	電話		
職務上の地位		職務の内容	
運 転 免 許 証	第 号	交付	公安委員会
	免 許 の 種 類	免 許	免 許 の 条 件
		年 月 日	
		年 月 日	
		・	・
		・	・
備 考			

注 規格は、A列4番縦長とする。

第 号

安全運転管理者教習修了証書

殿

あなたは、道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号の規定に基づく所定の教習を修了したことを証します。

年 月 日

公 安 委 員 会 印

注 規格A列4番縦長とする。

<p>安全運転管理者 資格認定申請書 副安全運転管理者</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 業 種 _____ 職・氏名</p> <p>次の者を当 _____ の 安全運転管理者 副安全運転管理者 に選任したいので、認定くださるよう申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>																																													
選任しようとする者	<p>職 _____</p> <p>氏名 _____ 年 月 日生</p>																																												
認定を受けるに足りる理由	Empty space for reasons																																												
自動車台数	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 10%; border: none;">乗用</td> <td style="width: 10%; border: none;">                 {                 <table style="border: none; display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="padding: 0 5px;">大</td><td style="padding: 0 5px;">型</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">中</td><td style="padding: 0 5px;">型</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">準</td><td style="padding: 0 5px;">中</td><td style="padding: 0 5px;">型</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">普</td><td style="padding: 0 5px;">通</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">軽</td><td style="padding: 0 5px;"></td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> </table> </td> <td style="width: 10%; border: none;">貨物</td> <td style="width: 10%; border: none;">                 {                 <table style="border: none; display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="padding: 0 5px;">大</td><td style="padding: 0 5px;">型</td><td style="padding: 0 5px;">台</td><td style="padding: 0 5px;">大型特殊</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">中</td><td style="padding: 0 5px;">型</td><td style="padding: 0 5px;">台</td><td style="padding: 0 5px;">小型特殊</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">準</td><td style="padding: 0 5px;">中</td><td style="padding: 0 5px;">型</td><td style="padding: 0 5px;">大型二輪</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">普</td><td style="padding: 0 5px;">通</td><td style="padding: 0 5px;">台</td><td style="padding: 0 5px;">普通二輪</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">軽</td><td style="padding: 0 5px;"></td><td style="padding: 0 5px;">台</td><td style="padding: 0 5px;">合計</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> </table> </td> </tr> </table>	乗用	{ <table style="border: none; display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="padding: 0 5px;">大</td><td style="padding: 0 5px;">型</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">中</td><td style="padding: 0 5px;">型</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">準</td><td style="padding: 0 5px;">中</td><td style="padding: 0 5px;">型</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">普</td><td style="padding: 0 5px;">通</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">軽</td><td style="padding: 0 5px;"></td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> </table>	大	型	台	中	型	台	準	中	型	普	通	台	軽		台	貨物	{ <table style="border: none; display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="padding: 0 5px;">大</td><td style="padding: 0 5px;">型</td><td style="padding: 0 5px;">台</td><td style="padding: 0 5px;">大型特殊</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">中</td><td style="padding: 0 5px;">型</td><td style="padding: 0 5px;">台</td><td style="padding: 0 5px;">小型特殊</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">準</td><td style="padding: 0 5px;">中</td><td style="padding: 0 5px;">型</td><td style="padding: 0 5px;">大型二輪</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">普</td><td style="padding: 0 5px;">通</td><td style="padding: 0 5px;">台</td><td style="padding: 0 5px;">普通二輪</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">軽</td><td style="padding: 0 5px;"></td><td style="padding: 0 5px;">台</td><td style="padding: 0 5px;">合計</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> </table>	大	型	台	大型特殊	台	中	型	台	小型特殊	台	準	中	型	大型二輪	台	普	通	台	普通二輪	台	軽		台	合計	台
乗用	{ <table style="border: none; display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="padding: 0 5px;">大</td><td style="padding: 0 5px;">型</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">中</td><td style="padding: 0 5px;">型</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">準</td><td style="padding: 0 5px;">中</td><td style="padding: 0 5px;">型</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">普</td><td style="padding: 0 5px;">通</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">軽</td><td style="padding: 0 5px;"></td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> </table>	大	型	台	中	型	台	準	中	型	普	通	台	軽		台	貨物	{ <table style="border: none; display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="padding: 0 5px;">大</td><td style="padding: 0 5px;">型</td><td style="padding: 0 5px;">台</td><td style="padding: 0 5px;">大型特殊</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">中</td><td style="padding: 0 5px;">型</td><td style="padding: 0 5px;">台</td><td style="padding: 0 5px;">小型特殊</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">準</td><td style="padding: 0 5px;">中</td><td style="padding: 0 5px;">型</td><td style="padding: 0 5px;">大型二輪</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">普</td><td style="padding: 0 5px;">通</td><td style="padding: 0 5px;">台</td><td style="padding: 0 5px;">普通二輪</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">軽</td><td style="padding: 0 5px;"></td><td style="padding: 0 5px;">台</td><td style="padding: 0 5px;">合計</td><td style="padding: 0 5px;">台</td></tr> </table>	大	型	台	大型特殊	台	中	型	台	小型特殊	台	準	中	型	大型二輪	台	普	通	台	普通二輪	台	軽		台	合計	台		
大	型	台																																											
中	型	台																																											
準	中	型																																											
普	通	台																																											
軽		台																																											
大	型	台	大型特殊	台																																									
中	型	台	小型特殊	台																																									
準	中	型	大型二輪	台																																									
普	通	台	普通二輪	台																																									
軽		台	合計	台																																									

注 規格は、A列4番縦長とする。

第 号

安全運転管理者資格認定書

勤務先の名称、所在地

職務上の地位

氏 名

年 月 日生（ 歳）

あなたは、道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号に定める自動車の運転の管理に関し、安全運転管理者と同等以上の能力を有する者であることを認定する。

年 月 日

公 安 委 員 会 印

第 号

副安全運転管理者資格認定書

勤務先の名称、所在地

職務上の地位

氏 名

年 月 日生（ 歳）

あなたは、道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号に定める自動車の運転の管理に関し、安全運転管理者と同等以上の能力を有する者であることを認定する。

年 月 日

公 安 委 員 会 印

別記様式第21号（第18条、第18条の4関係）

第 年 月 日 号

報告・資料提出要求書

殿

公安委員会 印

道路交通法第75条の2の2 <sup>第1項</sup> <sub>第2項</sub>の規定に基づき、下記のとおり報告・資料の提出を要求します。

記

報告又は資料提出を 要求する理由	
報 告 事 項	
提 出 す る 資 料	
報 告 、 提 出 期 日	年 月 日 ( ) 時 ころ
報 告 、 提 出 先	方面 警察署交通（第一）課

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第21号の2（第18条の2関係）

第 年 月 日	指示書				
	殿				
	公安委員会 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">印</span>				
	<p style="text-align: center;">第22条の2第1項                  道路交通法第58条の4の規定に基づき、次のとおり指示する。                  第66条の2第1項</p>				
	記				
指示に係る車両	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">使用の本拠の位置</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">車両（登録）番号</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	使用の本拠の位置		車両（登録）番号	
使用の本拠の位置					
車両（登録）番号					
指示事項	最高速度違反 など、過積載運転違反行為を防止するため必要な措置を講ずること。 過労運転違反				
指示の理由					
指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について過積載運転違反行為が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用の制限を受けることがあります。					

注1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対し書面をもって審査請求することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日（上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（方面公安委員会の行った処分については、札幌地方裁判所又は方面公安委員会の所在地を管轄する裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第21号の3（第18条の3条関係）

第 年 月 日 号 日												
車両の使用制限書  殿												
公安委員会 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">印</span>												
第75条第2項 道路交通法第75条の2第1項の規定により、次のとおり車両の使用を制限する。 第75条の2第2項												
記												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">命 令 の 年 月 日</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">使用者の氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名)</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">車両の使用の本拠の位置 及び名称</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">車両の登録番号又は車両 番号標の番号</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">運 転 禁 止 の 期 間</td> <td style="padding: 5px;">                     年 月 日 から                      年 月 日 まで                      日間                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">運 転 禁 止 の 理 由</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	命 令 の 年 月 日	年 月 日	使用者の氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名)		車両の使用の本拠の位置 及び名称		車両の登録番号又は車両 番号標の番号		運 転 禁 止 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間	運 転 禁 止 の 理 由	
命 令 の 年 月 日	年 月 日											
使用者の氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名)												
車両の使用の本拠の位置 及び名称												
車両の登録番号又は車両 番号標の番号												
運 転 禁 止 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間											
運 転 禁 止 の 理 由												

注1 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対し書面をもって審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があつたことを知った日（上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（方面公安委員会の行った処分については、札幌地方裁判所又は方面公安委員会の所在地を管轄する裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 規格は、A列4番縦長とする。

第 年 月 日  
号

条件変更等通知書

殿

公安委員会 印

道路交通法第75条の15第2項（第75条の16第2項において準用する同法第75条の15第2項）の規定により、次のとおり条件を変更する  
新たに条件を付する  
ので通知します。

記

住 所	
氏名又は名称	
許可証番号	
変更し、又は新たに付する条件の内容	

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。  
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前事項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（方面公安委員会の行った処分については、札幌地方裁判所又は方面公安委員会の所在地を管轄する裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提訴することができます。  
なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴することができなくなります。

- 注 1 特定自動運行実施者が法人であるときは、その代表者の氏名を記載すること。  
2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第21号の5（第18条の6関係）

第 年 月 日 号	
特定自動運行に関する報告・資料提出要求書  殿  公安委員会 印  道路交通法第75条の25第1項の規定により、次のとおり 報告資料の提出を求めます。  記	
住 所	
氏 名 又 は 名 称	
許 可 証 番 号	
報告又は資料の提出を 求める理由	
報告を求める内容	
提出を求める資料	
報告又は提出の期限	
報告先又は提出先	

- 注1 特定自動運行実施者が法人であるときは、その代表者の氏名を記載すること。  
 2 規格は、A列4番縦長とする。

第 年 月 日  
号

特定自動運行に関する指示書

殿

公安委員会 印

道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。

記

住 所	
氏名又は名称	
許可証番号	
指示事項	
指示の理由	

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。  
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前事項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（方面公安委員会の行った処分については、札幌地方裁判所又は方面公安委員会の所在地を管轄する裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提訴することができます。  
なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴することができなくなります。

- 注1 特定自動運行実施者が法人であるときは、その代表者の氏名を記載すること。  
2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
3 規格は、A列4番縦長とする。

第	号						
住所							
氏名（法人名）							
道路使用許可の取消し 停止通知書							
年	月	日付、第	号	による道路使用の許可は、下記の理			
由により道路交通法第77条第5項の規定にに基づき		取	り	消	し		
		年	月	日か			
ら	年	月	日まで停止	したので通知します。			
なお、許可証は、速やかに返納して下さい。							
取消し 停止の理由							
年						月	日
警 察 署 長 印							

- 備考1 この処分については、北海道公安委員会に対して、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服のあるときは、この処分があったことを知った日（前事項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第22号の2 削除  
別記様式第22号の3 (第20条の6 関係)

<p>違法工作物等措置命令書</p>	
<p>住所</p>	
<p>第 号 年 月 日</p>	
<p>殿</p>	
<p>警察署長 印</p>	
<p>道路交通法第81条第1項の規定に基づき 年 月 日 時までに下記の措置をとることを命じます。 なお、指定の日時までに措置をしない場合は処罰されます。</p>	
<p>工作物、物件、 工事又は作業の 場 所</p>	
<p>工作物、物件、 工事又は作業の 名 称</p>	
<p>措 置 事 項</p>	
<p>措置を命ずる 理 由</p>	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第22号の4（第20条の7関係）

<p>沿道工作物等措置命令書</p>	
<p>住所</p>	
<p>第 号 年 月 日</p>	
<p>殿</p>	
<p>警察署長 印</p>	
<p>道路交通法第82条第1項の規定に基づき 年 月 日 時までに下記の措置をとることを命じます。</p> <p>なお、指定の日時までに措置をしない場合は処罰されます。</p>	
<p>工作物等の所在 場 所</p>	
<p>工作物等の名称</p>	
<p>措置事項</p>	
<p>措置を命ずる 理 由</p>	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第23号（第21条関係）

緊急自動車運転資格審査申請書																	
															年	月	日
公安委員会 殿																	
氏名・生年月日														年	月	日	
住所																	
審査に係る緊急自動車の種類（○で囲む。）			大型   中型   準中型   普通   大型二輪   普通二輪   小型二輪														
現に受けている免許	交付公安委員会名		公安委員会														
	交付年月日		年	月	日	有効年											年
	免許証番号		<div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 20px;"></div>														
	免許年	第一種免許	二小原	年   月   日													
			その他	年   月   日													
	免許日	第二種免許		年   月   日													
	免許の種類（○で囲む。）			大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け ん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二
免許の条件等																	
緊急自動車使用者	所在地																
	職名																
	氏名																

注 規格は、A列4番縦長とする。

運転免許保留期間短縮通知書

年 月 日

殿

公安委員会 印

道路交通法第90条第12項の規定に基づき、運転免許保留処分通知書（第 号）

に記載の運転免許の保留処分について、その保管の期間を 日間短縮し、

年 月 日までの保留としますので通知します。

扱 者 印

注 規格は、A列4番縦長とする。

運転免許停止期間短縮通知書

年 月 日

殿

公安委員会 印

道路交通法第90条第12項の規定に基づき、運転免許停止処分通知書（第 号）  
第103条第10項 運転免許停止処分書

に記載の運転免許の効力の停止処分について、その停止の期間を 日間短縮し、

年 月 日までの停止としますので通知します。

扱 者 印

注 規格は、A列4番縦長とする。

自動車等の運転禁止期間短縮通知書

年 月 日

殿

公 安 委 員 会 印

道路交通法第107条の5第3項において準用する第103条第10項の規定に基づき、自動車等の運転禁止処分書（第 号）に記載の自動車等の運転の禁止処分について、その禁止の期間を 日間短縮し、 年 月 日までの運転禁止としますの  
で通知します。

扱 者 印	
-------	--

注 規格は、A列4番縦長とする。



別記様式第24号（第21条の6 関係）

運 転 免 許 試 験 受 験 票

写真貼付欄	受 験 場 所	運転免許試験場										受験年月日 (受験番号)			
	登 録 番 号														
	教 習 所 名														
	教習所コード														
受 験 種 別	免許														
本籍・国籍等															
住 所															
フリガナ															
氏 名															
生 年 月 日	年 月 日														
現 有 免 許	種 別 (○で囲む。)	仮 免 許	第 一 種							第 二 種					
			大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二
許	有効期限	年 月 日まで													
適性試験結果															
免許の条件															
学 科 合 格 証 明 書	受 験 年 月 日	年 月 日							受 験 番 号						
	学科試験に合格したことを証明する。														
		運転免許試験場							確 認 印						

注 用紙の大きさは、縦22センチメートル、横15センチメートルとする。

第 号

試 験 車 指 定 書

車 両	種 別	登 録 番 号	車 体 番 号	年 式	型 式
所 有 者 又 は 使 用					

上記車両を道路交通法施行規則第24条第7項の規定により 免許に係る技能試験車両として指定する。

年 月 日

公 安 委 員 会 印

注 規格は、A列4番縦長とする。

第 号

試験車指定取消通知書

車 両	種 別	登 録 番 号	車 体 番 号	年 式	型 式
所 有 者 又 は 使 用					
取 り 消 し の 理 由					

道路交通法施行規則第24条第7項の規定に基づき 免許に係る技能試験車両として指定した上記車両の指定を取り消したので通知する。

年 月 日

公 安 委 員 会 印

別記様式第26号 削除

別記様式第27号 (第22条関係)

第 号	
年 月 日	
合格決定取消し 受 験 停 止 処 分 通 知 書	
住所	
氏名	殿
公 安 委 員 会	
下記の理由により、あなたの 年 月 日までの 月間運転免許試験の受験を停止したので通知しま す。 免許の合格決定を取消し、	
試験年月日及び場所	年 月 日
	運転免許試験場
理 由	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第27号の2 (第22条の2 関係)

再 試 験 受 験 票																			
写真貼付欄	登録番号																		
	受験日時		年			月			日			時							
	受験場所		運転免許試験場																
受験種別 (○で囲む。)		準中型免許 普通免許 大型二輪免許 普通二輪免許 原付免許																	
フリガナ 氏名					連絡先 (TEL)			自宅 携帯 勤務先											
生年月日		年			月			日											
本籍・国籍等																			
住所																			
現 に 受 け て い る 免 許	交付年月日番号		年			月			日			号		有効年					
	免許証番号		第 号																
	免許 年月 日	第一種	二小原		年			月			日								
		その他	年			月			日										
	第二種免許		年			月			日										
	免許の種類 (○で囲む。)		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け ん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け ん 引 二		
免許の条件等																			
※ 再試験通知年月日		年			月			日											
※ 再試験通知書受領年月日		年			月			日											
		確認印																	
学 科 合 格 証 明 書	受験年月日		年			月			日			受験番号							
	学科再試験に合格したことを証明する。																		
	運転免許試験場										確認印								

注 規格は、A列4番縦長とする。

届 出 書

年 月 日

公安委員会 殿

届出医師  
住 所  
医療機関名  
氏 名

道路交通法第101条の6第1項の規定により届け出ます。

患 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
病 名		
症 状		
参 考 事 項		

注 規格は、A列4番縦長とする。

確 認 要 求 書

年 月 日

公安委員会 殿

要 求 医 師  
住 所  
医 療 機 関 名  
氏 名

道路交通法第101条の6第2項の規定により確認を求めます。

患 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	

(回答書送付先)

医 療 機 関 名	
住 所 地	〒 -
電 話 番 号	

注 規格は、A列4番縦長とする。

回 答 書

年 月 日

殿

公安委員会 印

道路交通法第101条の6第2項に基づき、下記のとおり回答します。

記

患 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
運転免許の有無	対象者は 年 月 日現在、運転免許を <input type="checkbox"/> 受けた者である。 <input type="checkbox"/> 受けた者ではない。 ただし、仮運転免許証を受けた者であるかは、不明である。	

注1 この回答書の内容を他人に漏らした場合は、刑法第134条（秘密漏示）が適用されます。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第27号の6（第22条の4関係）

届 出 移 送 通 知 書

第 号  
年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会 印

道路交通法第101条の6第4項の規定により、下記の者について届出移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
理 由	
備 考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

第 号  
年 月 日

りん じ て き せい けん さ つう ち しょ  
臨時適性検査通知書

住 所

殿

公安委員会 印

あなたは、<sup>にん ち き のう けん さとう けつ か</sup>認知機能検査等の結果、「<sup>にん ち しょう</sup>認知症のおそれがある」との判定を受けたこと  
から、<sup>どう ろ こう じゆ ほう だい</sup>道路交通法第102条第 <sup>じよう だい</sup> 項の規定による<sup>りん じ て き せい けん さ</sup>臨時適性検査（<sup>にん ち しょう せん もん い</sup>認知症の専門医に  
よる<sup>しん だん</sup>診断）を受けていただくことになりましたので<sup>つう ち</sup>通知します。

この<sup>つう ち</sup>通知を受け、<sup>え</sup>やむを得ない理由なく<sup>りん じ て き せい けん さ</sup>臨時適性検査を受けない場合は、

<sup>きよ</sup>拒 <sup>ひ</sup>否  
<sup>うん て ん めん きよ</sup>運転免許の<sup>ほ</sup>保 <sup>りゆう</sup>留 <sup>しよ ぶん</sup>の処分を受けることとなりますので<sup>ご ちゆう い</sup>御注意ください。  
<sup>と</sup>取 <sup>け</sup>消 <sup>し</sup>し  
<sup>こう りよく</sup>効力の<sup>てい し</sup>停止

<p><sup>てき せい けん さ おこな</sup>適性検査を行う理由 <sup>にん ち き のう けん</sup>となった認知機能検 <sup>さとう けつ か</sup>査等の結果</p>	
<p><sup>てき せい けん さ おこな</sup>適性検査を行う期日</p>	
<p><sup>てき せい けん さ おこな</sup>適性検査を行う場所</p>	
<p><sup>び</sup>備 <sup>こう</sup>考</p>	

注 規格は、A列4番縦長とする。

第 号  
年 月 日

臨時適性検査通知書

住所

殿

公安委員会 印

道路交通法第102条 第4項 第5項 に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので  
通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、運転免許

の 拒 否  
保 留  
取 消 し の処分を受けることとなります。  
効力の停止

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

- 注1 運転免許試験に合格した方が、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、更に臨時適性検査の通知（運転免許の保留）をいたします。
- 2 運転免許を受けた方が、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、運転免許の取消し又は効力の停止の処分を受けることはありません。
- 3 規格は、A列4番縦長とする。

第 号  
年 月 日

りん じ て き せい けん さ つう ち しよ  
臨時適性検査通知書

住 所

殿

公安委員会 印

あなたは、<sup>にんちしやう</sup>認知症のおそれ（<sup>うたが</sup>疑い）があることから、<sup>どう ろ こうつうほうたい</sup>道路交通法第102条第4項の規定による  
<sup>りん じ て き せい けん さ</sup>臨時適性検査（<sup>にん ち しやう せんもん い</sup>認知症の専門医による<sup>しんだん</sup>診断）を受けていただくことになりましたので<sup>つう ち</sup>通知します。

この<sup>つう ち</sup>通知を受け、<sup>え</sup>やむを得ない理由なく<sup>りん じ て き せい けん さ</sup>臨時適性検査を受けない場合は、

<sup>きよ</sup>拒 <sup>ひ</sup>否  
<sup>うんてんめんきよ</sup>運転免許の<sup>ほ</sup>保 <sup>りゆう</sup>留  
<sup>と</sup>取 <sup>け</sup>消 <sup>し</sup>し  
<sup>こう りよく</sup>効力の<sup>てい し</sup>停止  
の処分を受けることとなりますので御注意ください。

<p>てき せい けん さ おこな り ゆう 適性検査を行う理由</p>	
<p>てき せい けん さ の き じつ 適性検査の期日</p>	
<p>てき せい けん さ の ば しよ 適性検査の場所</p>	
<p>び 備 <span style="float: right;">こう 考</span></p>	

注 規格は、A列4番縦長とする。

第 号  
年 月 日

臨時適性検査通知書（仮運転免許）

住所

殿

公安委員会 印

道路交通法第102条第4項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

第 号  
年 月 日

臨時適性検査通知書（仮運転免許）

住所

殿

公安委員会 印

道路交通法第102条第4項第5項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合を除き、仮運転免許の取消しの処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

注1 やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、仮運転免許の取消しの処分を受けることはありません。

2 道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合とは、運転免許を受けた方から自らの身体的適性について適性検査を受けたい旨の申出があり、その申出に理由があるとして臨時適性検査を行う場合（道路交通法第103条第1項第2号に該当することとなったと疑う理由があるとして同法第102条第4項に基づいて臨時適性検査を行う場合）のことで。

3 規格は、A列4番縦長とする。

第 号  
年 月 日

臨時適性検査通知書

住所

殿

公安委員会 印

道路交通法第107条の4第1項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

第 号  
年 月 日

適性検査受検命令書

住所

殿

公安委員会 印

道路交通法 第90条第8項 第103条第6項 の規定により、下記のとおり適性検査の受検を命じます。

なお、この命令に違反して、適性検査を受けない場合は、運転免許の

拒否又は保留

保留

取消し又は効力停止

効力の停止

の処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

注1 適性検査を受けない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合には、それぞれ「拒否」又は「取消し」の処分を受けることとなることを意味します。

2 規格は、A列4番縦長とする。

第 号  
年 月 日

診断書提出命令書

住所

殿

公安委員会 印

第90条第8項  
道路交通法 第102条第4項 の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則  
第103条第6項

第18条の4第2項

第29条の3第4項 に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

第29条の5第2項

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の

拒否又は保留

保留

取消し又は効力停止 の処分を受けることとなります。

効力の停止

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
その他必要な事項	
備考	

注1 診断書を提出しない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合には、それぞれ「拒否」又は「取消し」の処分を受けることとなることを意味します。

2 道路交通法施行規則第18条の4第2項、同規則第29条の3第4項及び同規則第29条の5第2項に規定する要件とは、主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されていることです。

3 規格は、A列4番縦長とする。

第 号  
年 月 日

診断書提出命令書

住所

殿

公安委員会 図

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合には、  
 が拒否される  
 が保留される  
 が取り消される  
 の効力が停止される  
 こととなりますので、御注意ください。

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命 ずる理由となった認 知機能検査等の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備 考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

第 号  
年 月 日

診断書提出命令書

住所

殿

公安委員会 印

あなたは、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断にかか けん さ けつ か およ にな ち しょう がいとう みと とうがい い し けん き さい けん き さい ていしゆつ ねが）を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、  
が拒否される  
が保留される  
が取り消される  
の効力が停止される  
こととなりますので、御注意ください。

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第28号の8（第23条の2関係）

運転免許の効力停止処分解除通知書

年 月 日

公安委員会 印

道路交通法第104条の2の3第1項の規定により、下記のとおりあなたの運転免許の効力停止処分を、年 月 日付けで解除したので通知します。

住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
理 由	道路交通法第103条第1項第 号に該当しないことが明らかになったため

注 規格は、A列4番縦長とする。

（表）

弁 明 通 知 書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 印	
<p>あなたに対する道路交通法第104条の2の3第1項の規定による運転免許の停止処分について、道路交通法第104条の2の3第2項の規定により、処分を受けた日から起算して5日以内に、下記の場所で弁明することができます。</p> <p>なお、弁明は、代理人をもって行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出することができます。</p>	
弁明することができる場所	

注 規格は、A列4番縦長とする。

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明は、口頭により行います。
- 2 あなたは、あなたの代わりに代理人を出頭させることができます。代理人を出頭させるときは、指定された日までに、代理人の氏名、住所、代理人との関係及び弁明の機会の付与に関する一切の行為を委任する旨を記載した書面を提出して下さい。
- 3 あなたは、補佐人を出頭させることができます。補佐人を出頭させるときは、指定された日までに、補佐人の氏名、住所、補佐人との関係及び補佐する事項を記載した書面を提出し、主宰者に許可を得て下さい。
- 4 弁明は、指定された日までに行ってください。ただし、特にやむを得ない事情があれば弁明の日時を変更することができますので、処分を受けた警察署又は  
に  
申し出て下さい。
- 5 あなたは又はあなたの代理人が、正当な理由なく指定された日までに弁明をしなかった場合は、弁明の機会の権利を放棄したものとみなします。

別記様式第29号（第24条関係）

（表）

運 転 経 歴 証 明 書 交 付 申 請 書		写 真
年 月 日		
公 安 委 員 会 殿		
フリガナ		生 年 月 日
氏 名		年 月 日
現 住 所		連絡先電話番号

注 規格は、A列4番縦長とする。

（裏）

手 数 料	
-------------	--

別記様式第30号（第24条の2 関係）

運 転 経 歴 証 明 書 記 載 事 項 変 更 届	
年    月    日	
公 安 委 員 会    殿	
届 出 者 氏 名	
変 更 す る 事 項	フリガナ
	新 氏 名
	新 住 所

運転経歴証明書の写し欄

注 規格は、A列4番縦長とする。



別記第 1 号様式（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	猟銃・空気銃等管理ファイル
実施機関の名称	北海道警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部保安課、函館方面本部生活安全課、旭川方面本部生活安全課、釧路方面本部生活安全課、北見方面本部生活安全課
個人情報ファイルの利用目的	猟銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号、以下「銃刀法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 管轄警察署、2 用途別、3 許可証番号、4 許可番号、5 銃種、6 銃番号、7 銃全長、8 銃身長、9 銃口径、10 適合実（空）包、11 商品名等メーカー名、12 商品名等モデル名、13 替え銃身本数、14 替え銃身銃身長・適合実包、15 銃特徴・型式、16 銃特徴・銃塗色、17 氏名カナ、18 氏名漢字、19 性別、20 生年月日、21 住所、22 登録事由発生日、23 有効期限、24 記事、25 取消事由又は失効事由、26 取消失効丁数、27 問題銃状態、28 追加打刻番号、29 講習会、30 技能講習
記録範囲	銃刀法第4条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第5号の2及び第5号の3の規定による銃砲の所持の許可を受けた者、第9条の4第1項第1号の規定により指定を受けた教習射撃場を管理する者（第9条の6第2項の規定により届出があった場合）、第9条の9第1項第1号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者（第9条の11第2項の規定により届出があった場合）、譲渡を受けた銃砲店又はクロスボウ販売事業者（第8条第3項の規定による抹消の申請又は第9条第3項の規定による許可証の返納があった場合）
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 北海道警察本部総務部総務課警察情報センター 〒060-8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目</li> <li>2 北海道警察函館方面本部警務課 〒040-8511 函館市五稜郭町15番5号</li> <li>3 北海道警察旭川方面本部警務課 〒078-8511 旭川市1条通25丁目487番地の6</li> <li>4 北海道警察釧路方面本部警務課 〒085-8511 釧路市黒金町10丁目5番地1</li> <li>5 北海道警察北見方面本部警務課 〒090-8511 北見市青葉町6番1号</li> <li>6 札幌方面中央警察署警務課 〒060-0001 札幌市中央区北1条西5丁目4番地</li> <li>7 札幌方面東警察署警務課 〒065-0016 札幌市東区北16条東1丁目3番15号</li> <li>8 札幌方面西警察署警務課 〒063-0032 札幌市西区西野2条5丁目3番60号</li> </ol>

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地

- 9 札幌方面南警察署警務課  
〒064-0929 札幌市中央区南29条西11丁目1番1号
- 10 札幌方面北警察署警務課  
〒001-0024 札幌市北区北24条西8丁目2番20号
- 11 札幌方面白石警察署警務課  
〒003-0803 札幌市白石区菊水3条5丁目4番2号
- 12 札幌方面豊平警察署警務課  
〒062-0907 札幌市豊平区豊平7条13丁目1番15号
- 13 札幌方面厚別警察署警務課  
〒004-0052 札幌市厚別区厚別中央2条4丁目5番20号
- 14 札幌方面手稲警察署警務課  
〒006-0011 札幌市手稲区富丘1条4丁目3番1号
- 15 札幌方面江別警察署警務課  
〒067-0073 江別市弥生町23番地
- 16 札幌方面千歳警察署警務課  
〒066-0042 千歳市東雲町5丁目61番地
- 17 札幌方面岩見沢警察署警務課  
〒068-0010 岩見沢市10条東2丁目1番地1
- 18 札幌方面栗山警察署警務課  
〒069-1513 夕張郡栗山町朝日3丁目115番地11
- 19 札幌方面美唄警察署警務課  
〒072-0002 美唄市東1条北7丁目1番1号
- 20 札幌方面滝川警察署警務課  
〒073-0023 滝川市緑町1丁目1番12号
- 21 札幌方面赤歌警察署警務課  
〒079-1142 赤平市東大町3丁目2番地
- 22 札幌方面芦別警察署警務課  
〒075-0031 芦別市南1条東2丁目12番地12
- 23 札幌方面小樽警察署警務課  
〒047-0033 小樽市富岡1丁目7番1号
- 24 札幌方面余市警察署警務課  
〒046-0015 余市郡余市町朝日町27番地
- 25 札幌方面倶知安警察署警務課  
〒044-0011 虻田郡倶知安町南1条東2丁目1番地
- 26 札幌方面岩内警察署警務課  
〒045-0013 岩内郡岩内町字高台5番地
- 27 札幌方面伊達警察署警務課  
〒052-0031 伊達市館山町10番地22
- 28 札幌方面室蘭警察署警務課  
〒050-0083 室蘭市東町4丁目27番10号
- 29 札幌方面苫小牧警察署警務課  
〒053-0018 苫小牧市旭町3丁目5番12号
- 30 札幌方面門別警察署警務課  
〒055-0004 沙流郡日高町富川東1丁目4番1号
- 31 札幌方面静内警察署警務課  
〒056-0014 日高郡新ひだか町静内古川町1丁目3番22号
- 32 札幌方面浦河警察署警務課  
〒057-0024 浦河郡浦河町築地2丁目2番4号
- 33 函館方面函館中央警察署警務課  
〒040-0001 函館市五稜郭町15番5号
- 34 函館方面函館西警察署警務課  
〒040-0061 函館市海岸町11番27号

- 35 函館方面森警察署警務課  
〒049-2311 茅部郡森町字上台町299番地 6
- 36 函館方面八雲警察署警務課  
〒049-3106 二海郡八雲町富士見町113番地
- 37 函館方面木古内警察署警務課  
〒049-0422 上磯郡木古内町字本町550番地 3
- 38 函館方面松前警察署警務課  
〒049-1512 松前郡松前町字福山164番地
- 39 函館方面江差警察署警務課  
〒043-0042 檜山郡江差町字上野町30番地
- 40 函館方面せたな警察署警務課  
〒049-4512 久遠郡せたな町北檜山区徳島4番地17
- 41 函館方面寿都警察署警務課  
〒048-0406 寿都郡寿都町字渡島町82番地
- 42 旭川方面旭川中央警察署警務課  
〒070-8521 旭川市6条通10丁目2231番地 1
- 43 旭川方面旭川東警察署警務課  
〒078-8211 旭川市1条通25丁目487番地の6
- 44 旭川方面士別警察署警務課  
〒095-0015 士別市東5条5丁目1番地
- 45 旭川方面名寄警察署警務課  
〒096-0032 名寄市西2条北1丁目1番地 1
- 46 旭川方面枝幸警察署警務課  
〒098-5807 枝幸郡枝幸町本町705番地 2
- 47 旭川方面稚内警察署警務課  
〒097-0005 稚内市大黒1丁目6番48号
- 48 旭川方面富良野警察署警務課  
〒076-0022 富良野市若葉町11番1号
- 49 旭川方面深川警察署警務課  
〒074-0005 深川市5条1番12号
- 50 旭川方面留萌警察署警務課  
〒077-0021 留萌市高砂町3丁目5番1号
- 51 旭川方面羽幌警察署警務課  
〒078-4104 苫前郡羽幌町南4条4丁目13番地
- 52 旭川方面天塩警察署警務課  
〒098-3303 天塩郡天塩町新栄通9丁目
- 53 釧路方面釧路警察署警務課  
〒085-0018 釧路市黒金町10丁目5番地 1
- 54 釧路方面厚岸警察署警務課  
〒088-1151 厚岸郡厚岸町真栄1丁目7番地
- 55 釧路方面弟子屈警察署警務課  
〒088-3211 川上郡弟子屈町中央2丁目9番28号
- 56 釧路方面根室警察署警務課  
〒087-0009 根室市弥栄町1丁目17番地
- 57 釧路方面中標津警察署警務課  
〒086-1105 標津郡中標津町西5条南1丁目2番地 4
- 58 釧路方面池田警察署警務課  
〒083-0023 中川郡池田町字西3条6丁目10番地の1
- 59 釧路方面本別警察署警務課  
〒089-3334 中川郡本別町北1丁目4番地 20
- 60 釧路方面帯広警察署警務課  
〒080-0031 帯広市西1条北1丁目1番地

	61 釧路方面新得警察署警務課 〒081-0014 上川郡新得町4条南6丁目1番地2
	62 釧路方面広尾警察署警務課 〒089-2624 広尾郡広尾町並木通東1丁目2番地3
	63 北見方面北見警察署警務課 〒090-0018 北見市青葉町6番1号
	64 北見方面遠軽警察署警務課 〒099-0404 紋別郡遠軽町大通北5丁目1番地40
	65 北見方面網走警察署警務課 〒093-0006 網走市南6条東5丁目1番地の1
	66 北見方面美幌警察署警務課 〒092-0031 網走郡美幌町字大通南1丁目19番地
	67 北見方面斜里警察署警務課 〒099-4113 斜里郡斜里町本町43番地6
	68 北見方面紋別警察署警務課 〒094-0013 紋別市南が丘町1丁目5番16号
	69 北見方面興部警察署警務課 〒098-1605 紋別郡興部町字興部755番地の3
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	2、7、8、13、14、17、18、19、21の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、銃刀法第7条第2項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第32条による。
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称） 北海道警察本部総務部総務課警察情報センター （所在地） 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	許可等管理システム情報管理業務
実施機関の名称	北海道警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部保安課、函館方面本部生活安全課、旭川方面本部生活安全課、釧路方面本部生活安全課、北見方面本部生活安全課、各警察署（64署）
個人情報ファイルの利用目的	生活安全部保安課が所掌する許認可業務に係る申請及び届出等の事務を適正に処理するために利用する。
記録項目	1 関係者ID、2 受付番号、3 法人チェック、4 本籍市町村コード、5 本籍、6 住所市町村コード、7 住所、8 氏名、9 氏名よみがな、10 生年月日、11 電話番号、12 職業、13 関係者種別、14 在留カード番号等、15 会社法人等番号、16 法人代表者、17 前科照会作成、18 総合照会作成、19 行政処分歴照会作成、20 指示処分歴照会作成、21 異名
記録範囲	銃砲関係、火薬関係、風俗営業関係、インターネット異性紹介業関係、闘犬関係、質屋営業関係、古物営業関係、警備業関係、探偵業関係、金くず関係、事前相談の申請及び届出等をした者
記録情報の収集方法	申請者等から提出された法令等で定められた申請等書類による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 北海道警察本部総務部総務課警察情報センター 〒060-8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目</li> <li>2 北海道警察函館方面本部警務課 〒040-8511 函館市五稜郭町15番5号</li> <li>3 北海道警察旭川方面本部警務課 〒078-8511 旭川市1条通25丁目487番地の6</li> <li>4 北海道警察釧路方面本部警務課 〒085-8511 釧路市黒金町10丁目5番地1</li> <li>5 北海道警察北見方面本部警務課 〒090-8511 北見市青葉町6番1号</li> <li>6 札幌方面中央警察署警務課 〒060-0001 札幌市中央区北1条西5丁目4番地</li> <li>7 札幌方面東警察署警務課 〒065-0016 札幌市東区北16条東1丁目3番15号</li> <li>8 札幌方面西警察署警務課 〒063-0032 札幌市西区西野2条5丁目3番60号</li> <li>9 札幌方面南警察署警務課 〒064-0929 札幌市中央区南29条西11丁目1番1号</li> <li>10 札幌方面北警察署警務課 〒001-0024 札幌市北区北24条西8丁目2番20号</li> <li>11 札幌方面白石警察署警務課 〒003-0803 札幌市白石区菊水3条5丁目4番2号</li> <li>12 札幌方面豊平警察署警務課 〒062-0907 札幌市豊平区豊平7条13丁目1番15号</li> <li>13 札幌方面厚別警察署警務課 〒004-0052 札幌市厚別区厚別中央2条4丁目5番20号</li> </ol>

- 14 札幌方面手稲警察署警務課  
〒006-0011 札幌市手稲区富丘1条4丁目3番1号
- 15 札幌方面江別警察署警務課  
〒067-0073 江別市弥生町23番地
- 16 札幌方面千歳警察署警務課  
〒066-0042 千歳市東雲町5丁目61番地
- 17 札幌方面岩見沢警察署警務課  
〒068-0010 岩見沢市10条東2丁目1番地1
- 18 札幌方面栗山警察署警務課  
〒069-1513 夕張郡栗山町朝日3丁目115番地11
- 19 札幌方面美唄警察署警務課  
〒072-0002 美唄市東1条北7丁目1番1号
- 20 札幌方面滝川警察署警務課  
〒073-0023 滝川市緑町1丁目1番12号
- 21 札幌方面赤歌警察署警務課  
〒079-1142 赤平市東大町3丁目2番地
- 22 札幌方面芦別警察署警務課  
〒075-0031 芦別市南1条東2丁目12番地12
- 23 札幌方面小樽警察署警務課  
〒047-0033 小樽市富岡1丁目7番1号
- 24 札幌方面余市警察署警務課  
〒046-0015 余市郡余市町朝日町27番地
- 25 札幌方面倶知安警察署警務課  
〒044-0011 虻田郡倶知安町南1条東2丁目1番地
- 26 札幌方面岩内警察署警務課  
〒045-0013 岩内郡岩内町字高台5番地
- 27 札幌方面伊達警察署警務課  
〒052-0031 伊達市館山町10番地22
- 28 札幌方面室蘭警察署警務課  
〒050-0083 室蘭市東町4丁目27番10号
- 29 札幌方面苫小牧警察署警務課  
〒053-0018 苫小牧市旭町3丁目5番12号
- 30 札幌方面門別警察署警務課  
〒055-0004 沙流郡日高町富川東1丁目4番1号
- 31 札幌方面静内警察署警務課  
〒056-0014 日高郡新ひだか町静内古川町1丁目3番22号
- 32 札幌方面浦河警察署警務課  
〒057-0024 浦河郡浦河町築地2丁目2番4号
- 33 函館方面函館中央警察署警務課  
〒040-0001 函館市五稜郭町15番5号
- 34 函館方面函館西警察署警務課  
〒040-0061 函館市海岸町11番27号
- 35 函館方面森警察署警務課  
〒049-2311 茅部郡森町字上台町299番地6
- 36 函館方面八雲警察署警務課  
〒049-3106 二海郡八雲町富士見町113番地
- 37 函館方面木古内警察署警務課  
〒049-0422 上磯郡木古内町字本町550番地3
- 38 函館方面松前警察署警務課  
〒049-1512 松前郡松前町字福山164番地
- 39 函館方面江差警察署警務課  
〒043-0042 檜山郡江差町字上野町30番地

- 40 函館方面せたな警察署警務課  
〒049-4512 久遠郡せたな町北檜山区徳島4番地17
- 41 函館方面寿都警察署警務課  
〒048-0406 寿都郡寿都町字渡島町82番地
- 42 旭川方面旭川中央警察署警務課  
〒070-8521 旭川市6条通10丁目2231番地1
- 43 旭川方面旭川東警察署警務課  
〒078-8211 旭川市1条通25丁目487番地の6
- 44 旭川方面士別警察署警務課  
〒095-0015 士別市東5条5丁目1番地
- 45 旭川方面名寄警察署警務課  
〒096-0032 名寄市西2条北1丁目1番地1
- 46 旭川方面枝幸警察署警務課  
〒098-5807 枝幸郡枝幸町本町705番地2
- 47 旭川方面稚内警察署警務課  
〒097-0005 稚内市大黒1丁目6番48号
- 48 旭川方面富良野警察署警務課  
〒076-0022 富良野市若葉町11番1号
- 49 旭川方面深川警察署警務課  
〒074-0005 深川市5条1番12号
- 50 旭川方面留萌警察署警務課  
〒077-0021 留萌市高砂町3丁目5番1号
- 51 旭川方面羽幌警察署警務課  
〒078-4104 苫前郡羽幌町南4条4丁目13番地
- 52 旭川方面天塩警察署警務課  
〒098-3303 天塩郡天塩町新栄通9丁目
- 53 釧路方面釧路警察署警務課  
〒085-0018 釧路市黒金町10丁目5番地1
- 54 釧路方面厚岸警察署警務課  
〒088-1151 厚岸郡厚岸町真栄1丁目7番地
- 55 釧路方面弟子屈警察署警務課  
〒088-3211 川上郡弟子屈町中央2丁目9番28号
- 56 釧路方面根室警察署警務課  
〒087-0009 根室市弥栄町1丁目17番地
- 57 釧路方面中標津警察署警務課  
〒086-1105 標津郡中標津町西5条南1丁目2番地4
- 58 釧路方面池田警察署警務課  
〒083-0023 中川郡池田町字西3条6丁目10番地の1
- 59 釧路方面本別警察署警務課  
〒089-3334 中川郡本別町北1丁目4番地20
- 60 釧路方面帯広警察署警務課  
〒080-0031 帯広市西1条北1丁目1番地
- 61 釧路方面新得警察署警務課  
〒081-0014 上川郡新得町4条南6丁目1番地2
- 62 釧路方面広尾警察署警務課  
〒089-2624 広尾郡広尾町並木通東1丁目2番地3
- 63 北見方面北見警察署警務課  
〒090-0018 北見市青葉町6番1号
- 64 北見方面遠軽警察署警務課  
〒099-0404 紋別郡遠軽町大通北5丁目1番地40
- 65 北見方面網走警察署警務課  
〒093-0006 網走市南6条東5丁目1番地の1

	66 北見方面美幌警察署警務課 〒092-0031 網走郡美幌町字大通南1丁目19番地
	67 北見方面斜里警察署警務課 〒099-4113 斜里郡斜里町本町43番地6
	68 北見方面紋別警察署警務課 〒094-0013 紋別市南が丘町1丁目5番16号
	69 北見方面興部警察署警務課 〒098-1605 紋別郡興部町字興部755番地の3
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 北海道警察本部総務部総務課警察情報センター (所在地) 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	風俗営業等情報管理業務
実施機関の名称	北海道警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部保安課、函館方面本部生活安全課、旭川方面本部生活安全課、釧路方面本部生活安全課、北見方面本部生活安全課
個人情報ファイルの利用目的	風俗営業又は特定遊興飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）の許可その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 管轄警察署、2 許可等年月日、3 営業の種別、4 法人・個人の別、5 許可番号、6 営業所の名称、7 営業所等の所在地、8 法人名、9 法人の所在地、10 代表者又は営業者の氏名、11 代表者又は営業者の性別、12 代表者又は営業者の生年月日、13 代表者又は営業者の本（国）籍、14 代表者又は営業者の住所、15 管理者等の氏名、16 管理者等の性別、17 管理者等の生年月日、18 管理者等の本（国）籍、19 管理者等の住所、20 役員の氏名、21 役員の性別、22 役員の生年月日、23 役員の本（国）籍、24 役員の住所、25 広告宣伝で使用する呼称、26 客の依頼を受ける方法、27 電気通信設備を識別するための電話番号又は記号、28 自動公衆送信装置設置者の氏名又は名称、29 自動公衆送信装置設置者の住所、30 電気通信設備の設置場所、31 開始届出番号、32 届出確認書等の書面の種別、33 届出確認書等の交付年月日、34 届出確認書等の交付番号、35 変更年月日、36 削除日、37 削除事由、38 電話番号、39 講習受講日、40 前回受講日、41 用途地域、42 該当盛場
記録範囲	風俗営業等の許可を受けた者、性風俗関連特殊営業及び深夜酒類提供飲食店営業の開始届出書を提出した者
記録情報の収集方法	申請者等からの申請等書類のほか、法令に基づき収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	1 北海道警察本部総務部総務課警察情報センター 〒060-8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 2 北海道警察函館方面本部警務課 〒040-8511 函館市五稜郭町15番5号 3 北海道警察旭川方面本部警務課 〒078-8511 旭川市1条通25丁目487番地の6 4 北海道警察釧路方面本部警務課 〒085-8511 釧路市黒金町10丁目5番地1 5 北海道警察北見方面本部警務課 〒090-8511 北見市青葉町6番1号 6 札幌方面中央警察署警務課 〒060-0001 札幌市中央区北1条西5丁目4番地 7 札幌方面東警察署警務課

- 8 〒065-0016 札幌市東区北16条東1丁目3番15号  
札幌方面西警察署警務課
- 9 〒063-0032 札幌市西区西野2条5丁目3番60号  
札幌方面南警察署警務課
- 10 〒064-0929 札幌市中央区南29条西11丁目1番1号  
札幌方面北警察署警務課
- 11 〒001-0024 札幌市北区北24条西8丁目2番20号  
札幌方面白石警察署警務課
- 12 〒003-0803 札幌市白石区菊水3条5丁目4番2号  
札幌方面豊平警察署警務課
- 13 〒062-0907 札幌市豊平区豊平7条13丁目1番15号  
札幌方面厚別警察署警務課
- 14 〒004-0052 札幌市厚別区厚別中央2条4丁目5番20号  
札幌方面手稲警察署警務課
- 15 〒006-0011 札幌市手稲区富丘1条4丁目3番1号  
札幌方面江別警察署警務課
- 16 〒067-0073 江別市弥生町23番地  
札幌方面千歳警察署警務課
- 17 〒066-0042 千歳市東雲町5丁目61番地  
札幌方面岩見沢警察署警務課
- 18 〒068-0010 岩見沢市10条東2丁目1番地1  
札幌方面栗山警察署警務課
- 19 〒069-1513 夕張郡栗山町朝日3丁目115番地11  
札幌方面美唄警察署警務課
- 20 〒072-0002 美唄市東1条北7丁目1番1号  
札幌方面滝川警察署警務課
- 21 〒073-0023 滝川市緑町1丁目1番12号  
札幌方面赤歌警察署警務課
- 22 〒079-1142 赤平市東大町3丁目2番地  
札幌方面芦別警察署警務課
- 23 〒075-0031 芦別市南1条東2丁目12番地12  
札幌方面小樽警察署警務課
- 24 〒047-0033 小樽市富岡1丁目7番1号  
札幌方面余市警察署警務課
- 25 〒046-0015 余市郡余市町朝日町27番地  
札幌方面俱知安警察署警務課
- 26 〒044-0011 虻田郡俱知安町南1条東2丁目1番地  
札幌方面岩内警察署警務課
- 27 〒045-0013 岩内郡岩内町字高台5番地  
札幌方面伊達警察署警務課
- 28 〒052-0031 伊達市館山町10番地22  
札幌方面室蘭警察署警務課
- 29 〒050-0083 室蘭市東町4丁目27番10号  
札幌方面苫小牧警察署警務課
- 30 〒053-0018 苫小牧市旭町3丁目5番12号  
札幌方面門別警察署警務課
- 31 〒055-0004 沙流郡日高町富川東1丁目4番1号  
札幌方面静内警察署警務課
- 32 〒056-0014 日高郡新ひだか町静内古川町1丁目3番22号  
札幌方面浦河警察署警務課
- 33 〒057-0024 浦河郡浦河町築地2丁目2番4号  
函館方面函館中央警察署警務課

- 〒040-0001 函館市五稜郭町15番5号  
34 函館方面函館西警察署警務課  
〒040-0061 函館市海岸町11番27号  
35 函館方面森警察署警務課  
〒049-2311 茅部郡森町字上台町299番地6  
36 函館方面八雲警察署警務課  
〒049-3106 二海郡八雲町富士見町113番地  
37 函館方面木古内警察署警務課  
〒049-0422 上磯郡木古内町字本町550番地3  
38 函館方面松前警察署警務課  
〒049-1512 松前郡松前町字福山164番地  
39 函館方面江差警察署警務課  
〒043-0042 檜山郡江差町字上野町30番地  
40 函館方面せたな警察署警務課  
〒049-4512 久遠郡せたな町北檜山区徳島4番地17  
41 函館方面寿都警察署警務課  
〒048-0406 寿都郡寿都町字渡島町82番地  
42 旭川方面旭川中央警察署警務課  
〒070-8521 旭川市6条通10丁目2231番地1  
43 旭川方面旭川東警察署警務課  
〒078-8211 旭川市1条通25丁目487番地の6  
44 旭川方面士別警察署警務課  
〒095-0015 士別市東5条5丁目1番地  
45 旭川方面名寄警察署警務課  
〒096-0032 名寄市西2条北1丁目1番地1  
46 旭川方面枝幸警察署警務課  
〒098-5807 枝幸郡枝幸町本町705番地2  
47 旭川方面稚内警察署警務課  
〒097-0005 稚内市大黒1丁目6番48号  
48 旭川方面富良野警察署警務課  
〒076-0022 富良野市若葉町11番1号  
49 旭川方面深川警察署警務課  
〒074-0005 深川市5条1番12号  
50 旭川方面留萌警察署警務課  
〒077-0021 留萌市高砂町3丁目5番1号  
51 旭川方面羽幌警察署警務課  
〒078-4104 苫前郡羽幌町南4条4丁目13番地  
52 旭川方面天塩警察署警務課  
〒098-3303 天塩郡天塩町新栄通9丁目  
53 釧路方面釧路警察署警務課  
〒085-0018 釧路市黒金町10丁目5番地1  
54 釧路方面厚岸警察署警務課  
〒088-1151 厚岸郡厚岸町真栄1丁目7番地  
55 釧路方面弟子屈警察署警務課  
〒088-3211 川上郡弟子屈町中央2丁目9番28号  
56 釧路方面根室警察署警務課  
〒087-0009 根室市弥栄町1丁目17番地  
57 釧路方面中標津警察署警務課  
〒086-1105 標津郡中標津町西5条南1丁目2番地4  
58 釧路方面池田警察署警務課  
〒083-0023 中川郡池田町字西3条6丁目10番地の1  
59 釧路方面本別警察署警務課

	<p>〒089-3334 中川郡本別町北1丁目4番地20 60 釧路方面帯広警察署警務課 〒080-0031 帯広市西1条北1丁目1番地 61 釧路方面新得警察署警務課 〒081-0014 上川郡新得町4条南6丁目1番地2 62 釧路方面広尾警察署警務課 〒089-2624 広尾郡広尾町並木通東1丁目2番地3 63 北見方面北見警察署警務課 〒090-0018 北見市青葉町6番1号 64 北見方面遠軽警察署警務課 〒099-0404 紋別郡遠軽町大通北5丁目1番地40 65 北見方面網走警察署警務課 〒093-0006 網走市南6条東5丁目1番地の1 66 北見方面美幌警察署警務課 〒092-0031 網走郡美幌町字大通南1丁目19番地 67 北見方面斜里警察署警務課 〒099-4113 斜里郡斜里町本町43番地6 68 北見方面紋別警察署警務課 〒094-0013 紋別市南が丘町1丁目5番16号 69 北見方面興部警察署警務課 〒098-1605 紋別郡興部町字興部755番地の3</p>		
<p>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</p>	<p>風俗営業等に係る6、8から10まで、14、15、19、20及び24の訂正は、風営法第9条第3項(同法第31条の23において準用する場合を含む。)並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)第20条第2項及び第3項並びに第88条第2項及び第3項による。風営法第27条第1項の届出書を提出した者に係る6、8から10まで、14、15及び19の訂正は、同条第2項及び規則第42条第2項による。風営法第31条の2第1項の届出書を提出した者に係る7から10まで、14、25及び26の訂正は、同条第2項及び規則第53条による。風営法第31条の7第1項の届出書を提出した者に係る7から10まで、14、25及び27から29までの訂正は、同条第2項及び規則第59条による。風営法第31条の12第1項の届出書を提出した者に係る6、8から10まで、14、15、19及び27の訂正は、同条第2項及び規則第64条による。風営法第31条の17第1項の届出書を提出した者に係る7から10まで、14、25及び27の訂正は、同条第2項及び規則第70条による。風営法第33条第1項の届出書を提出した者に係る6、8から10まで及び14の訂正は、同条第2項及び規則第104条による。</p>		
<p>個人情報ファイルの種別</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="660 1798 1034 1977"> <input checked="" type="checkbox"/>法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無 </td> <td data-bbox="1034 1798 1410 1977"> <input type="checkbox"/>法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) </td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
<p>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</p>	<p>該当</p>		

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 北海道警察本部総務部総務課警察情報センター (所在地) 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	不当要求防止責任者名簿データ (ACCESS)
実施機関の名称	北海道警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第二課
個人情報ファイルの利用目的	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定により不当要求による被害を防止するために選任された責任者に対する講習の実施のために利用する。
記録項目	1年(ソト用)、2署(ソト用)、3番号(ソト用)、4受理番号、5マーク、6事業所名1、7事業所名2、8事業所名3、9事業所、カナ、10郵便番号、11所在地1、12所在地2、13所在地3、14所在地コード、15届出受理署、16受理署コード、17業種、18業種コード、19団体別コード、20本支店コード、21責任者漢字氏名、22責任者カナ氏名、23生年月日、24役職1、25役職2、26役職コード、27連絡先電話、28内線番号、29印刷選任日、30選任年月日、31定期受講日、32定期回数、33臨時受講日、34臨時回数、35在任期間、36前任定期、37前任臨時、38初代選任日、39累積定期、40累積臨時、41選任変更無し、42抽出状況、43出欠コード(欠席_2)、44講習会番号、45受理No.
記録範囲	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定により責任者として選任された者
記録情報の収集方法	責任者選任届出書の提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	公益財団法人北海道暴力追放センター
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 北海道警察本部総務部総務課警察情報センター 〒060-8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目</li> <li>2 北海道警察函館方面本部警務課 〒040-8511 函館市五稜郭町15番5号</li> <li>3 北海道警察旭川方面本部警務課 〒078-8511 旭川市1条通25丁目487番地の6</li> <li>4 北海道警察釧路方面本部警務課 〒085-8511 釧路市黒金町10丁目5番地1</li> <li>5 北海道警察北見方面本部警務課 〒090-8511 北見市青葉町6番1号</li> <li>6 札幌方面中央警察署警務課 〒060-0001 札幌市中央区北1条西5丁目4番地</li> <li>7 札幌方面東警察署警務課 〒065-0016 札幌市東区北16条東1丁目3番15号</li> <li>8 札幌方面西警察署警務課 〒063-0032 札幌市西区西野2条5丁目3番60号</li> <li>9 札幌方面南警察署警務課 〒064-0929 札幌市中央区南29条西11丁目1番1号</li> <li>10 札幌方面北警察署警務課 〒001-0024 札幌市北区北24条西8丁目2番20号</li> <li>11 札幌方面白石警察署警務課</li> </ol>

- 〒003-0803 札幌市白石区菊水3条5丁目4番2号
- 12 札幌方面豊平警察署警務課  
〒062-0907 札幌市豊平区豊平7条13丁目1番15号
- 13 札幌方面厚別警察署警務課  
〒004-0052 札幌市厚別区厚別中央2条4丁目5番20号
- 14 札幌方面手稲警察署警務課  
〒006-0011 札幌市手稲区富丘1条4丁目3番1号
- 15 札幌方面江別警察署警務課  
〒067-0073 江別市弥生町23番地
- 16 札幌方面千歳警察署警務課  
〒066-0042 千歳市東雲町5丁目61番地
- 17 札幌方面岩見沢警察署警務課  
〒068-0010 岩見沢市10条東2丁目1番地1
- 18 札幌方面栗山警察署警務課  
〒069-1513 夕張郡栗山町朝日3丁目115番地11
- 19 札幌方面美唄警察署警務課  
〒072-0002 美唄市東1条北7丁目1番1号
- 20 札幌方面滝川警察署警務課  
〒073-0023 滝川市緑町1丁目1番12号
- 21 札幌方面赤歌警察署警務課  
〒079-1142 赤平市東大町3丁目2番地
- 22 札幌方面芦別警察署警務課  
〒075-0031 芦別市南1条東2丁目12番地12
- 23 札幌方面小樽警察署警務課  
〒047-0033 小樽市富岡1丁目7番1号
- 24 札幌方面余市警察署警務課  
〒046-0015 余市郡余市町朝日町27番地
- 25 札幌方面俱知安警察署警務課  
〒044-0011 虻田郡俱知安町南1条東2丁目1番地
- 26 札幌方面岩内警察署警務課  
〒045-0013 岩内郡岩内町字高台5番地
- 27 札幌方面伊達警察署警務課  
〒052-0031 伊達市館山町10番地22
- 28 札幌方面室蘭警察署警務課  
〒050-0083 室蘭市東町4丁目27番10号
- 29 札幌方面苫小牧警察署警務課  
〒053-0018 苫小牧市旭町3丁目5番12号
- 30 札幌方面門別警察署警務課  
〒055-0004 沙流郡日高町富川東1丁目4番1号
- 31 札幌方面静内警察署警務課  
〒056-0014 日高郡新ひだか町静内古川町1丁目3番22号
- 32 札幌方面浦河警察署警務課  
〒057-0024 浦河郡浦河町築地2丁目2番4号
- 33 函館方面函館中央警察署警務課  
〒040-0001 函館市五稜郭町15番5号
- 34 函館方面函館西警察署警務課  
〒040-0061 函館市海岸町11番27号
- 35 函館方面森警察署警務課  
〒049-2311 茅部郡森町字上台町299番地6
- 36 函館方面八雲警察署警務課  
〒049-3106 二海郡八雲町富士見町113番地
- 37 函館方面木古内警察署警務課

- 〒049-0422 上磯郡木古内町字本町550番地 3  
38 函館方面松前警察署警務課  
〒049-1512 松前郡松前町字福山164番地  
39 函館方面江差警察署警務課  
〒043-0042 檜山郡江差町字上野町30番地  
40 函館方面せたな警察署警務課  
〒049-4512 久遠郡せたな町北檜山区徳島4番地17  
41 函館方面寿都警察署警務課  
〒048-0406 寿都郡寿都町字渡島町82番地  
42 旭川方面旭川中央警察署警務課  
〒070-8521 旭川市6条通10丁目2231番地1  
43 旭川方面旭川東警察署警務課  
〒078-8211 旭川市1条通25丁目487番地の6  
44 旭川方面士別警察署警務課  
〒095-0015 士別市東5条5丁目1番地  
45 旭川方面名寄警察署警務課  
〒096-0032 名寄市西2条北1丁目1番地1  
46 旭川方面枝幸警察署警務課  
〒098-5807 枝幸郡枝幸町本町705番地2  
47 旭川方面稚内警察署警務課  
〒097-0005 稚内市大黒1丁目6番48号  
48 旭川方面富良野警察署警務課  
〒076-0022 富良野市若葉町11番1号  
49 旭川方面深川警察署警務課  
〒074-0005 深川市5条1番12号  
50 旭川方面留萌警察署警務課  
〒077-0021 留萌市高砂町3丁目5番1号  
51 旭川方面羽幌警察署警務課  
〒078-4104 苫前郡羽幌町南4条4丁目13番地  
52 旭川方面天塩警察署警務課  
〒098-3303 天塩郡天塩町新栄通9丁目  
53 釧路方面釧路警察署警務課  
〒085-0018 釧路市黒金町10丁目5番地1  
54 釧路方面厚岸警察署警務課  
〒088-1151 厚岸郡厚岸町真栄1丁目7番地  
55 釧路方面弟子屈警察署警務課  
〒088-3211 川上郡弟子屈町中央2丁目9番28号  
56 釧路方面根室警察署警務課  
〒087-0009 根室市弥栄町1丁目17番地  
57 釧路方面中標津警察署警務課  
〒086-1105 標津郡中標津町西5条南1丁目2番地4  
58 釧路方面池田警察署警務課  
〒083-0023 中川郡池田町字西3条6丁目10番地の1  
59 釧路方面本別警察署警務課  
〒089-3334 中川郡本別町北1丁目4番地20  
60 釧路方面帯広警察署警務課  
〒080-0031 帯広市西1条北1丁目1番地  
61 釧路方面新得警察署警務課  
〒081-0014 上川郡新得町4条南6丁目1番地2  
62 釧路方面広尾警察署警務課  
〒089-2624 広尾郡広尾町並木通東1丁目2番地3  
63 北見方面北見警察署警務課

	〒090-0018 北見市青葉町6番1号 64 北見方面遠軽警察署警務課 〒099-0404 紋別郡遠軽町大通北5丁目1番地40 65 北見方面網走警察署警務課 〒093-0006 網走市南6条東5丁目1番地の1 66 北見方面美幌警察署警務課 〒092-0031 網走郡美幌町字大通南1丁目19番地 67 北見方面斜里警察署警務課 〒099-4113 斜里郡斜里町本町43番地6 68 北見方面紋別警察署警務課 〒094-0013 紋別市南が丘町1丁目5番16号 69 北見方面興部警察署警務課 〒098-1605 紋別郡興部町字興部755番地の3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 北海道警察本部総務部総務課警察情報センター (所在地) 北海道札幌市中央区北2条西7丁目	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

注 規格は、A列4番縦長とする。